

令和6年第7回（9月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和6年9月18日（水）午前10時00分～午後4時31分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第52号 大潟村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第53号 大潟村表彰条例の一部を改正する条例案

議案第54号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第55号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第58号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第59号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第60号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第61号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第62号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

認定第1号 令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について

議案第57号 財産の取得について

議案第63号 大潟村監査委員の選任について

議案第64号 大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第65号 大潟村教育委員会委員の任命について

大潟村選挙管理委員の選挙

大潟村選挙管理委員補充員の選挙

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和6年第7回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、川渕文雄さんと、4番、黒瀬友基さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

【議会運営委員長：黒瀬友基】

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る9月11日、午前9時より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は6名で、提出案件は15件であります。提出案件の内訳は、条例関係5件、補正予算4件、財産取得1件、人事案件3件、決算認定1件、その他1件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日9月18日から9月27日までの10日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月27日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は9月18日から9月27日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年5月分から令和6年7月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、村長より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度の株式会社ルーラル大潟の経営状況を説明する書類が提出されております。

同じく村長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、財政健全化判断比率等の報告が提出されております。資料の写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、後ほどご確認下さい。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る8月1日、秋田県市町村会館において、秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催されました。本定例会では、補正予算専決処分報告、補正予算案並びに令和5年度決算について審議を行い、原案どおり承認、可決及び認定されました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る7月9日に、令和7年度における国営土地改良事業八郎潟地区の予算確保について、同協議会会長及び役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し要望書を提出してまいりました。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る8月1日、秋田県市町村会館において、町村長と町村議会議長との政策研究会が開催され、「地域を変える女性活躍の推進」と題して、秋田県理事の丹治純子氏による講演が行われました。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る6月25日に、五城目町役場において、同協議会連絡協議会が開催され、南秋田郡町村議会議員大会、各種研修会について協議しました。なお、南秋田郡町村議会議員大会は、令和6年10月21日に八郎潟町で開催することとしております。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

6 番、菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

6 番、菅原史夫です。

私から、令和 6 年 7 月 3 日に開催された、第 1 回男鹿地区消防一部事務組合臨時会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案説明に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。

主な内容については次のとおりです。

1. 4 月に発生した救急車現場到着遅延について

男鹿市内に住む70代男性の家族からの通報を受けて出場した男鹿地区消防署東分署の救急隊が、傷病者への接触まで約 3 分遅れる事案が発生した。傷病者は車内収容後に心肺停止状態となり、搬送先の医療機関で心肺再開した後、秋田市内の医療機関へ転院となった。搬送先の医師からは、「傷病者への接触の遅れによる影響はないと考えられる。」とのコメントをいただいているが、今後、このようなことが起こらないよう、再発防止に取り組んでいく。

また、この件に関して消防長からも説明がありました。同住所、同番地だったため誤認が原因であった。今後は職員一人ひとりが当事者意識と危機意識をもってマニュアルの再確認の徹底を図り、再発防止に取り組んでいくとのことでした。

2. 消防の広域化について

男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合は、これまで事務レベルの研究会、副市町村長の検討会で協議を重ねてきたが、急激な人口減少や財政状況の厳しさが増す中、消防体制の充実を図ることを目的に、関係市町村長を委員とする「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を 7 月 1 日に設立した。将来を見据え、引き続き協議を進めていく。

3. 救急救命士の養成について

救急救命士東京養成所に派遣していた職員 2 名が 3 月の国家試験に合格し、当組合の救急救命士の有資格者は 42 名となった。今後も救急業務の高度化を図るために増員に努める。

諸般の報告がおわり、議案第 4 号「財産の取得について」が上程され、管理者から議案説明、消防長から補足説明がありました。

本議案は、石油コンビナート地域及び当管内における危険物火災等に対処するために大型化学消防車を更新するもので、5 月 29 日指名競争入札を執行した結果、猿田工業株式会社が 1 億 3,145 万円で落札したため、本契約を締結するものであります。議員より保証期間、使用範囲について質疑がありました。

討論はなく、採決に入り、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号「監査委員の選任について」が上程され、管理者より提案理由の説明

がありました。

本議案は、本組合監査委員の武田誠氏が本年7月19日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任したいとのことでした。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第5号は原案のとおり同意されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合関係の報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和6年9月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算案をはじめ、諸議案の審議をお願いするものでありますが、提出案件の説明に先立ちまして、5期目の村長就任後初めての定例会でありますので、村政運営について所信を申し述べさせていただきたいと思います。

まずもって、4期16年にわたり村民の皆様及び議会の皆様のご理解とご協力をいただき、村政を進めることができましたことに、深く感謝申し上げます。

5期目においては、初心にかえり1期目のつもりで、村民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

地球温暖化により台風や豪雨による災害が増え、国際紛争、政治の混乱など不透明な時代です。そして、村の少子高齢化や農家戸数の減少など、現状を認識し、次の世代につなげていくためにも、今まで以上に持続可能な村づくりが重要になり、村づくりの方針をしっかりと示していかなくてはなりません。

大潟村にはまだまだ可能性があります。地域資源を最大限活かし、農業からは食料とエネルギーを作り、太陽光発電と併せGX（グリーントランスフォーメーション）を推進します。また、農業と関連産業、社会システム、医療、福祉、教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）も推進し、先進的な村づくりを進めます。

具体的な方針として、1点目は「産業」についてです。

- ・先端技術による競争力のある農業の確立
- ・農業生産基盤の更新、農村環境の保全
- ・地域資源を活かした商工業と観光振興

2点目は「子育て・教育」についてです。

- ・安心して子どもを産み育てられる環境の構築
- ・夢と希望を持ち、可能性に挑戦する人を育む教育の振興
- ・地域を担う人を育む生涯教育、生涯スポーツの充実

3点目は「保健・医療・福祉」についてです。

- ・健康づくりの推進、国民健康保険事業の安定
- ・地域福祉、障がい者（児）福祉の充実
- ・高齢者福祉の充実

4点目は「地域コミュニティ」についてです。

- ・自治会活動、ボランティア活動の支援
- ・移住・定住の促進
- ・出会い・結婚の支援

5点目は「環境・エネルギー・衛生」についてです。

- ・環境の保全、八郎湖の水質改善
- ・地球温暖化対策の推進
- ・環境衛生と環境美化、循環型社会の推進

6点目は「防災、安全安心」についてです。

- ・災害に備えた、安全安心な村づくり
- ・住民生活を支えるインフラ整備、公共交通の確立
- ・ICTを活用した情報発信

7点目は「行財政」についてです。

- ・協働意識の醸成と村民参加の村づくり
- ・将来を見据えた行財政・DX改革
- ・職員の能力向上と部署間の連携

以上、各分野の方針を村づくり計画に反映させ、村民の皆様のご意見も取り入れながら、村民の皆様との協働により第3期総合村づくり計画を策定し、村民の皆様がいきいきと活躍する村づくりを目指します。

「住み継がれる元気な大潟村」—未来の子どもたちのために—、今こそ大潟村の力を発揮し、誇れる村づくり、誇れる故郷づくりに努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、大潟中学校吹奏楽部の東日本大会出場について申し上げます。

去る9月8日に、岩手県奥州市で開催されました第67回東北吹奏楽コンクールにおいて、秋田県代表として初出場した大潟中吹奏楽部が、中学生小編成の部で見事、金賞を受賞いたしました。その結果、10月に茨城県水戸市で開催される第24回東日本学校吹奏楽大会に東北代表として初出場することになりました。

大潟中に出場した「小編成の部」というカテゴリーは25名以内という規定ですが、大潟中は部員数が13名ですので、上限の約半分の人数で最上位大会の出場権を獲得したということになり、まさに快挙と言えるのではないのでしょうか。生徒の皆さん、指導してい

ただいた先生方、保護者をはじめとする関係者の皆様のご努力に敬意を表し、併せて、来月開催される東日本大会での活躍を期待したいと思います。

次に、消防操法大会について申し上げます。

去る7月21日、男鹿市において、令和6年度秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部消防操法大会が行われ、小型ポンプ操法の部に大潟村消防団第1分団、ポンプ車操法の部に第3分団が出場しました。日頃の訓練の成果が発揮され、小型ポンプ操法、ポンプ車操法の部ともに優勝し、8月24日に秋田県消防学校において開催された秋田県消防操法大会に出場し、県大会では、小型ポンプ操法が8位、ポンプ車操法が2位と健闘しました。

消防団の皆様におかれましては、今後も村防災の要として活動されることを願っております。

次に、二十歳のつどいについて申し上げます。

去る8月12日に、ホテルサンルーラル大潟において、二十歳のつどいを開催いたしました。式には、大潟中の卒業生35名のうち27名が出席し、参加者の代表からは「自分の行動に責任を持ち、社会を支える一員として邁進してまいります。」との誓いの言葉がありました。参加者にとっては、久しぶりの友人との再会を喜び楽しむ良い機会となったのではないかと感じております。

二十歳を迎えられた皆様には、今後のさらなるご活躍を願っております。

次に、合同金婚式・敬老会について申し上げます。

去る9月3日に、ホテルサンルーラル大潟において開催した合同金婚式には、今年度は2組が出席され、持ち寄った写真がモニターに映し出された際には当時のエピソードなどをお話いただくなど、和やかな式となりました。

また、同日開催された敬老会は、賀寿対象者148名を含む75歳以上の方々を招待させていただき、式典には151名の方々にご出席いただきました。当日、欠席された賀寿を迎えられた方々には、後日村よりお祝金をお渡しし、長寿のお祝いを申し上げることとしております。

これからも健康に留意されますとともに、誰もがいつまでも元気で暮らせる「日本一元気な長寿村」の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会ローイング競技について申し上げます。

去る7月19日から21日の3日間にわたり、大潟漕艇場で開催されたこの大会は、佐賀県を中心に開催される国民スポーツ大会の出場権を獲得するための大会と位置づけられており、東北各県から約180名の選手が参加し、競技が行われました。

期間中は、強風や雨天など天候に恵まれず、大会運営が心配されましたが、滞りなく開催することができました。大会関係者の皆様に感謝申し上げます。

なお、今大会には大潟村出身の佐藤理奈穂さんが成年男子舵手つきフォアのcockstと

して出場し、見事、国民スポーツ大会へ出場しております。

次に、社会人ボートチームの村内合宿について申し上げます。

去る8月8日から17日までの10日間、東京の明治安田生命ボート部が大潟漕艇場において合宿を行いました。同チームの合宿は昨年を引き続き2度目となり、パリオリンピック、ローイング競技の代表選手を含む総勢19名が参加しました。

期間中は、台風5号の影響が心配されましたが、ほぼ予定どおり行われたとのこと。また今回は、昨年実施できなかったボート教室も開催し、村内の中学生や全国市町村交流レガッタ薩摩川内大会に参加する選手達を対象に、直接指導してもらうなど、大変貴重で有意義な機会を得られました。

大潟漕艇場は直線で4,000mがとれる恵まれた環境を有しております。今後もこの優位性を活かして、大学生や社会人チーム等の合宿誘致を進め、大潟村のPRと地域振興につなげていきたいと考えております。

次に、全国市町村交流レガッタについて申し上げます。

去る9月7日から8日まで、鹿児島県において、第33回全国市町村交流レガッタ薩摩川内大会が開催されました。

大潟村からは村民レガッタに出場した中から、「ラムレーズン」と「役場職員女子」の女子2チームが出場しました。全国から24市町村、約800名の選手・関係者が参加し、九州の残暑厳しい中、川内川を舞台に健闘してきたところであります。

次に、全日本学生水上スキー選手権大会について申し上げます。

去る9月5日から8日まで、大潟村水上スキー場において、第69回桂宮杯全日本学生水上スキー選手権大会が開催されました。大会には167名の学生が参加し、保護者や関係者などを含めると600名を超える来場があり、これまでにない盛り上がりがありました。

大潟村からは、秋田大学の池田侑生さんがオープン参加で出場し、ジャンプ、スラローム、トリックの3種目に出場しております。オープン参加のため順位はつきませんでした。他の選手に負けない活躍を見せてくれました。

次に、大潟村創立60周年記念式典及び祝賀会について申し上げます。

本年、村創立60周年を迎えるにあたり、11月8日に記念式典及び祝賀会を開催することとしております。式典では功労者表彰や記念講演を行い、これからも住み継がれる元気な村を目指す姿勢を示し、祝賀会では村民が集う交流の機会にしたいと考えております。

議員の皆様並びに多くの村民の皆様のご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、6月の中旬以降、気温が高めに推移し生育は順調でしたが、7月に入り梅雨入り後の周期的な雨により中干しが進まず、やや茎数過多の圃場が目立ちました。また、梅雨明け後は気温が上昇し、出穂期は平年に比べ2日程度早まりました。出穂後は気温も高く、日照時間も多かったことから、刈り取りは9月上旬から始まっており、

刈取り序盤ではありますが、早生品種の収量及び品質は平年並みが確保されそうであります。

次に、大豆ですが、播種時の干ばつと生育中の大雨により生育に圃場間差が見られておりましたが、現在は回復傾向にあります。8月の高温と干ばつで着莢後の肥大や品質の低下が懸念されるものの、生育は概ね順調となっております。

次に、小麦ですが、本年は生育途中で茎数不足はあったものの、6月末の大雨前に一部の圃場を除き刈取りが終了し、適期の収穫となりました。昨年目立った穂発芽などの被害粒も無く、収量や品質は平年並みとなりました。

次に、南瓜ですが、6月の干ばつで一時的着果にバラつきが見られました。また、6月末の大雨においては、早急な薬剤散布等で対応し、病害や疫病による大きな影響は見られませんでした。しかし、高温下で病害虫の発生が一部確認され、加工用用途の販売となった圃場もありました。

次に、タマネギですが、今年2月から春先にかけての不安定な天候により、病害が多発し、多くの圃場で株の枯死が見られました。収穫は6月中旬より始まり、下旬に大雨があったものの、長雨等による収穫作業の停滞も無く、7月中旬にはほぼ収穫が終了しました。乾燥、選別作業は順調に進みましたが、収量は昨年を大幅に下回っております。

次年度に向けては、今年の経験を活かすため融雪後の生育確保について、関係機関と対策について検討を重ねております。

次に、消防広域化について申し上げます。

6月27日に男鹿・湖東地区消防広域化協議会設立に係る協議書を締結し、7月1日付で男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の消防広域化に向けた具体的な協議を行う「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を設立いたしました。

現時点では、令和8年4月以降の新消防本部の運用開始を目指し協議を進めており、今後の協議会の進捗や決定事項については、協議会ホームページにて公表することとしております。将来にわたり、必要な消防力を維持・強化するため、引き続き、広域化に向けた具体的な協議を継続してまいります。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、もみ殻バイオマスボイラー施設についてですが、株式会社オーリスにおいて7月17日に竣工式を行い、環境省から八木哲也環境副大臣が出席され、農業の課題解決や住民の暮らしの向上につながることを期待しているとの挨拶をいただきました。

なお、ボイラー施設ですが、竣工式後の完了検査の段階でデータを取得するプログラムの調整が必要となり、製造元のリンカ社と調整が行われたところです。また、8月下旬に熱導管内の漏洩検知線の断線が1か所で確認され、修繕しました。修繕後に漏洩検知システムを確認したところ正常に機能しましたが、1か所で熱導管内の湿りが確認されました。不具合場所は特定されており、現在補修に向け準備が進められています。補修後、施工業

者がシステム一式の性能確認を行うことから、株式会社オーリスへのプラント全体の引き渡しは10月末となる見込みです。

次に、太陽光発電事業の進捗状況ですが、ホテルサンルーラル大潟等の3施設に電力を供給するための蓄電池が8月21日に納入され、工事を進めております。今後、東北電力ネットワーク株式会社からの工事許可後に配線の接続工事を実施し、11月頃の発電開始となる見込みです。

また、本年度予定している役場、こども園、小中学校、ひだまり苑への太陽光パネル・蓄電池の設置については、株式会社オーリスで詳細設計を終え、入札に向け準備中であり、保健センター等その他公共施設への太陽光パネル・蓄電池の設置については、現在設計を行っているところです。

次に、去る6月13日から19日までの7日間にわたって行われた、大相撲押尾川部屋の大潟村合宿について申し上げます。

この合宿は、押尾川部屋大潟村合宿実行委員会が主催し開催したもので、村も60周年記念事業の一環として協力しております。

押尾川部屋からは、親方をはじめ力士6名、世話人等3名の総勢10名が参加し、ふれあい健康館を宿舎に、村民相撲場で連日、熱の入った稽古が行われました。押尾川親方の、地元の皆さんとの交流にも力を入れた合宿にしたいという意向もあり、学校訪問やちゃんこ会を開催し、地域の皆さんが相撲文化に触れ、相撲に親しんでもらうこともできた合宿となりました。

期間中の来場者は、約2,100人にのぼり、特に土日は多くの来場者でありました。

また、今回の合宿は多くの方々からたくさんの寄附や差し入れをいただくなど、村民をはじめ、多くの皆様のご厚意とご協力により運営することができました。この場を借りてお礼申し上げます。

次に、台湾の虎尾国民中学校の来村について申し上げます。

去る7月4日から7日までの4日間、台湾雲林県の虎尾国民中学校から、王校長はじめ2名の先生が大潟村を訪問されました。訪問の目的は、大潟中学校との相互交流を行うための覚書締結と、大潟中や県内の訪問候補地の視察を行うためでありました。

滞在中は、教育交流協力に関する覚書を締結し、大潟中では授業参観や生徒の歓迎行事に参加するなど生徒との交流を行い、また、干拓博物館や南部排水機場など村内関係施設のほか、男鹿半島や角館など県内の観光地の視察も行いました。王校長からは、干拓地である大潟村の特性や大潟中での授業風景など、大変満足された様子で、今後の交流についても積極的かつ具体的な提案をいただいております。今後は、詰めの協議を行い、来年度から相互交流を開始したいと考えております。

児童生徒の国際交流が再開できる目途が立ち、大潟村子ども海外交流事業実行委員会の藤井会長をはじめ、多くの関係者のご尽力に深く感謝申し上げます。

村の子ども達には、海外の地で異文化に触れ、あらためて日本や村のことを考え、多くのことを感じとり、自らの成長につなげてもらいたいと思います。

次に、防災訓練について申し上げます。

今年度の防災訓練は9月2日に実施いたしました。

訓練内容は概ね昨年同様とし、午前9時に秋田沖を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生、震度6強の揺れを観測したとの想定で、まずは全村民を対象に自分の身を守る行動をとるシェイクアウト訓練、避難場所への避難、被害状況等の伝達訓練を行い、その後、男鹿地区消防署大湊分署、消防団、纏の会の指導のもと、こども園・小学校・中学校、各住区において、放水訓練、水消火器を使った初期消火訓練、応急搬送、AED講習を実施しました。また、赤十字奉仕団や婦人消防協力隊、婦人会による炊き出し訓練、福祉避難所の開設・運営訓練なども行いました。

なお、災害対策本部への情報伝達においては、今回初めてスマートフォンによるチャットを使い、画像を含めた情報の伝達と共有を図りました。

今年度の参加者は85名と、昨年より18名増えています。訓練にあたり、村民の皆様のほか、多くの関係機関や団体に参加とご協力をいただき、感謝申し上げます。

次に、クマの出没について申し上げます。

昨年は、村内においてツキノワグマの出没情報が9月以降寄せられ、その都度、村民の皆様へ注意喚起と情報提供を行いました。

今年は春先より既に10件の出没情報が寄せられておりますが、今後更に多くなることが予想されます。正しい情報をいち早く村民の皆様へ伝えるため、村民の皆様におかれましては、クマを目撃した際には時間を置かず、すぐに役場へ連絡していただきますようご協力をお願いします。

また、住宅地や格納庫、園芸団地や圃場において、クマの餌となる生ごみやペットの餌などを放置しないよう重ねてお願いします。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第52号「大湊村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」から、日程第15、認定第1号「令和5年度大湊村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第52号「大湊村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」については、県内官公庁における年末年始の休日期間の状況を鑑み、村の年末年始の休日を変更するこ

とから、関係条例について所要の規定を整備するものであります。

議案第53号「大潟村表彰条例の一部を改正する条例案」については、表彰の方法等について見直しをすることから、所要の規定を整備するものであります。

議案第54号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」については、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されること等により、所要の規定を整備するものであります。

議案第55号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」については、年度途中の資格取得など異動に伴う保険料の算定の見直しについて、所要の規定を整備するものであります。

議案第56号「大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、関係省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第58号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることによる規約の変更で、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、OA管理費において、児童手当の拡充に対応するシステム改修費用として446万円、役場事務の電子決済システム移行に伴う整備費用など148万円を計上しております。

税務会計課関係では、会計管理費において、10月より公金の振込手数料が発生することにより41万7千円を計上しております。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費において、定額減税補足給付金の確定に伴う増額分として600万円を、ふれあい健康館費においては、給湯管の補修工事として82万1千円を、また、保健センター費においてはコロナワクチンの接種代が引き上げられたことにより接種扶助費に590万1千円を計上しております。

生活環境課関係では、環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業として、公用車への電気自動車導入（EV化）に伴う費用450万7千円を、また、住宅管理費においては、村営住宅修繕工事費として148万2千円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、みどりの食料システム戦略推進事業に43万4千円を計上しております。

これにより、補正総額は2,557万円となり、補正後の予算現額は46億3,813万2千円となっております。

なお、補正の財源は、国、県支出金、繰越金及び諸収入に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について申し上げます。

議案第60号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、被保険者証の廃止に伴う資格確認書の交付費用として41万8千円を計上しております。

議案第61号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、居宅介護住宅改修費負担金に54万円を計上しております。

議案第62号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」については、ひだまり苑の調理備品修繕費として38万8千円を計上しております。

認定第1号「令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について」であります。一般会計の決算状況は、歳入総額46億6,322万4千円、歳出総額44億6,989万5千円でありました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源712万9千円を差し引いた実質収支額は1億8,620万1千円の黒字決算となり、剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の決算状況は、歳入総額20億2,367万8千円、歳出総額19億1,173万4千円で、そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源20万円を差し引いた実質収支額は1億1,174万4千円の黒字決算でありました。うち、水道事業及び公共下水道事業については令和6年度より公営企業へ移行したことに伴い、繰り越し財源を含め6,909万円を引継金として公営企業会計に引き継いでおります。

その他の5会計については4,285万4千円を剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、決算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

次に、認定第1号の説明について、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

会計管理者、近藤比成課長。

【会計管理者：近藤比成】

それでは、認定第1号「令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について」、概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計について申し上げます。

歳入決算については、予算現額53億6,957万1,000千円に対し、調定額が46億6,790万2,045円、収入済額が46億6,322万4,394円となり、予算現額に対する収入率は86.8%、調定額に対する収入率は99.9%となったところであります。

また、村税において2万7,200円を不納欠損処理したことから、収入未済額は465万451円となっております。

予算現額に対して、収入済額が実績増となった主なものは、村税で511万7千円、地方

交付税で5,304万4千円、使用料及び手数料で719万7,000千円となっております。

一方、実績減となった主なものは、国庫支出金において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業による推進交付金の翌年度への繰越明許により2億2,230万円、県支出金において、産地生産基盤パワーアップ事業に伴う県補助金の翌年度への繰越明許により4億6,556万1,000千円、村債において、基幹水利施設ストックマネジメント事業の翌年度への繰越明許により2,020万円となっております。

続いて、歳出決算については、予算現額53億6,957万1,000千円に対し、支出済額が44億6,989万4,761円となり、翌年度繰越額の7億3,531万7,000千円を差し引きますと、不用額は1億6,435万9,239円で、予算現額に対する支出率は83.2%となっております。

なお、翌年度への繰越明許費を除きますと、支出率は96.5%となります。

また、不用額の主なものは、一般事務費等の経費節減、業務委託料及び工事請負費等の請負差額及び実績による減、指定管理料並びに補助金等の実績精算による戻し入れ等によるもので、概ね効率的な予算執行により生じたものとなっております。

一般会計の歳入歳出決算差引額は1億9,332万9,633円で、繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源712万9千円を差し引いた実質収支額は1億8,620万633円となりました。前年度の実質収支額が1億7,427万9,860円でありましたので、単年度収支額は1,192万773円のプラスとなったところです。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の合計額について申し上げます。

歳入決算については、予算現額28億7,213万6,000円に対し、調定額が21億7,007万2,275円、収入済額が20億2,367万8,916円となりまして、予算現額に対する収入率は70.5%、調定額に対する収入率は93.3%となっております。

また、国民健康保険税において68万8,015円を不納欠損処理したことから、収入未済額は、特別会計全体では1億4,570万5,344円となっております。

続いて、歳出決算については、予算現額28億7,213万6,000円に対し、支出済額が19億1,173万4,024円となり、繰越明許による翌年度への繰越額が、水道事業特別会計で3億5,995万3,000円、公共下水道事業特別会計で278万5,000円となっており、繰越額合計の3億6,273万8,000円を差し引きますと、不用額は5億9,766万3,976円で、予算現額に対する支出率は66.56%となっております。

なお、翌年度への繰越明許費を除きますと、支出率は76.18%となります。

特別会計7会計の歳入歳出決算差引合計は1億1,194万4,892円。水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計の繰越明許による翌年度への繰り越すべき財源20万円を差し引いた実質収支額は1億1,174万4,892円となりました。

前年度の実質収支額が1億990万8,773円でしたので、単年度収支額では183万6,119円のプラスとなっております。

なお、水道事業及び公共下水道事業については、令和6年度より地方公営企業法の一部

を適用し、公営企業会計へ移行しております。移行にあたっては、3月31日をもって打ち切り決算となっており、4月には、次年度へ繰り越すべき財源20万円を含めた6,909万413円と1億800万円の水道事業整備基金を公営企業会計へ引き継いでおります。

また、この2会計分を除いた特別会計5会計の実質収支は4,285万4,479円となります。

以上、令和5年度歳入歳出決算についての概要を申し上げましたが、詳細につきましては決算書及び関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、19日を予定しておりますので、よろしくお願いします。

次に、日程第16、議案第57号「財産の取得について」を議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、議案第57号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

消防用ホース及び消防団防火衣の購入について、8月27日に指名競争入札を執行したところ、982万3千円で、

秋田市八橋大畑一丁目1番32号

猿田工業株式会社 防災事業部

部長 岡本純人

が落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第57号「財産の取得について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第63号「大潟村監査委員の選任について」から、日程第19、議案第65号「大潟村教育委員会委員の任命について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。ここで本議案の関係上、佐々木代表監査委員の退場を求めます。

《佐々木代表監査委員、退場》

【議長：丹野敏彦】

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第63号「大潟村監査委員の選任について」であります。委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますので、引き続き、

住所 南秋田郡大潟村字北1丁目

氏名 佐々木秀樹

を監査委員に選任したいので、ご同意くださるようお願いいたします。

議案第64号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。委員の任期が令和6年9月25日をもって満了となりますので、引き続き、

住所 南秋田郡大潟村字東2丁目

氏名 鎌田満広

を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

議案第65号「大潟村教育委員会委員の任命について」であります。委員の任期が令和6年9月23日をもって満了となりますので、引き続き、

住所 南秋田郡大潟村字北1丁目

氏名 清塚砂恵子

を教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第63号「大潟村監査委員の選任について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号「大潟村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号「大潟村教育委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第65号は、同意することに決定いたしました。

ここで佐々木代表監査委員の入場を求めます。

《佐々木代表監査委員、入場》

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第20、「大潟村選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

大潟村選挙管理委員には、配布しております名簿のとおり、

柏雄子さん

斉藤真紀子さん

白戸浩栄さん

斉藤満さん

を、指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、ただいま指名しました4名の方が、大潟村選挙管理委員の当選人と決定されました。

次に、日程第21、「大潟村選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

大潟村選挙管理委員補充員には、配布しております名簿のとおり、

田村靖子さん

菅沼博明さん

長井美穂さん

佐々木晋さん

を、指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、ただいま指名しました4名の方が、大潟村選挙管理委員補充員の当選人と決定されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

次に、日程第22、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

3番、川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

3番、川渕文雄です。

私の方から2点、質問をお願いいたします。

八郎湖の水質改善と高齢者対策ということで、八郎湖の水質改善及び流入する河川の氾濫対策について、干拓以来、八郎湖の水質改善は根本的な解決に至っておりません。

最近、異常気象による八郎湖に流入する河川の氾濫が多発しております。また、河口の土砂の堆積は「とどまる水は腐り流れる水は濁らず」の言葉にあるように、水質改善にも多大な悪影響を与えております。

また、八郎湖の管理は県であるとして、県に任せている傾向があります。その根拠は、八郎湖は一般的な呼び方で正式名称は馬場目川であることからして、2級河川は県の管理であるとし、県に依存しているのが現実であると思います。

そのような県に対する依存体質から脱し、この問題の主体的な解決を目指し、八郎湖の水質改善のために周辺市町村と連帯し、大潟村も一体となって当たるべきと思います。連帯するとすれば、どのように連帯するのか、お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渚議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、八郎湖は2級河川馬場目川水系に属しており、その一部が大潟村の行政区域であるものの、県が管理主体となっております。

県では、八郎湖に係る湖沼水質保全計画を策定しており、この計画を推進するため、県並びに村を含む流域9市町村で八郎湖水質対策連絡協議会を設置しております。協議会では会長を副知事が、副会長を私が務めており、直面する課題解決や八郎湖水質改善へ向け、アオコ発生源対策、湖内浄化対策等の各種施策について、一体となり協議を行っているところです。

これまでの会議において、浚渫等、湖底に堆積したヘドロに対する対策を行う必要があるとの意見が挙がっておりました。5月23日に開催された協議会総会においては、これまでの議論を踏まえ今年度の新たな取り組みとして、アオコの発生を抑制するため、湖底に酸素や日光を送り湖底土を改善する湖底耕うんに関する基礎調査が提案され、活発な議論が行われました。

村独自の政策としては、水田からの濁水流出を抑制するため、県が実施している無代かき、無落水移植等に対する補助に協調助成を実施し、取組の拡大を図っているところです。現在は村しか協調助成を実施しておりませんが、近年は周辺市町の農家においても取組が広がりつつあることから、更なる拡大、定着を期待しているところです。

また、国営土地改良事業によるパイプライン化されることでの余剰水の削減や、沈砂池の設置による濁水流出の抑制についても効果を期待しているところです。そして、民間団体における活動も活発に行われており、村としても連携協力しているところです。

こうした取組を核に、引き続き県並びに周辺市町や民間とも連携し、一体となり水質改

善に向けた事業を検討し進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【3番：川渕文雄議員】

再質問はありません。次の質問に移らせてもらいます。

大潟村の高齢化とその対策について伺いいたします。

最近、大潟村は急速に高齢化が進んでおります。「高齢者に生きがいを」は大潟村の大きな目標であり、課題であります。

その解決策として、シルバー人材センターの役割は大きいと思います。ただ、シルバー人材センターの現在は、草刈りや側溝の清掃などが主な業務となっておりますが、特に側溝の泥上げは重労働となっております。その重労働から解放の手段として、泥上げの機械化はできないものでしょうか。機械メーカーと協力し、大潟村の側溝に合うような機械を活用することができれば、従事する高齢者も重労働から解放され、仕事の喜びを感じ、更なる仕事に対する意欲が湧いてくるものと思います。

また、単なる労務提供のみならず、広く高齢者の経験値を活かした業務を紹介するなど、シルバー人材センターに対し、村としても支援する必要がある、そのような施策が活きた高齢者に対する施策と考えますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の質問にお答えします。

現在、シルバー人材センターの登録会員は93名で、村内の環境美化や各施設の宿日直、文書配布、イベント準備等々、多くの業務を引き受けていただいておりますが、現在は、業務の内容によっては作業可能な方が限られることなどから、これ以上業務を増やすことはできない状態であると伺っております。

毎年11月にはシルバー人材センターの役員の皆さんと関係する課において、次年度の事業範囲、所有機械の更新等について意見交換の場を設けております。令和6年度は、トラクターの更新に対して補助金という形で、中古ではありましたが購入し活用いただいているところです。

過去の打ち合わせの中でも、ご指摘の側溝清掃についての要望もありましたが、アームの形状や長さ、バケットの横幅など、村の側溝サイズに合うような作業機械はあるものの、作業機械を運転するオペレーターがいないとのことで機械の導入を見送ったという経緯があります。現在は機械を扱える方が1、2名はいらっしゃると思いますが、機械の導入については引き続き、役員の皆さんとの間で意見交換が必要であると考えております。

また、経験値を活かした業務の紹介ができないかということに関しましては、これまでも草刈りの回数を増やすことにより刈り取った草の回収を不要にする工夫や、各種イベントのテント張り作業においても提案、要望をいただき、作業工程や内容を見直すなど、経験を活かした業務改善を図っていただいております、これからも引き続き、シルバー人材センターからのご提案をいただければと考えております。

今後もしっかり連携をとって、シルバー人材センターの事業を共に進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

再質問はありません。これで質問を終わります。

ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

次に、7番、齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

7番、齋藤牧人でございます。

私の方から2点質問がございますので、ここで読み上げさせていただきます。

まず1つめでございますが、新規の住宅分譲地の建築規制に関する件でございます。

大潟村では新規分譲地の需要が高く、現在、西1丁目に分譲地の造成を行っております。その一方で旧住区においては空き家が増え、空き家バンクへの登録もあまり進んでいない状態であるというふうに伺っております。

住宅は人生において大きな買い物でありますので、分譲地の購入者にしてみると、分譲地に建築する建物については何の規制もない方が望ましいことは承知しております。しかしながら、以下の観点から、高性能の住宅の規格である長期優良住宅の推進を提案したく質問とさせていただきます。

まず1つめの観点でございますが、大潟村は自然エネルギー地産地消事業を行っておりまして、脱炭素化を進めております。そうであるならば、住宅の省エネ化、高効率化は不可欠でございます。2025年から新築住宅の断熱等級は4以上が要求されることになっておりまして、旧来の住宅と比して冷暖房負荷が半分になるという試算もございます。長期優良住宅は2022年から断熱等級5が要求されることから、積極的な長期優良住宅の推進は脱炭素に大きく寄与することになると同時に、大潟村が脱炭素にコミットする強いメッセージになると考えております。

2つめの視点ですが、住宅の耐久性があるというふうに考えております。長期優良住宅は70年から100年程度の耐久性を持っておりまして、一般的な住宅の2倍程度となってお

ります。長期にわたって使用できる高性能な住宅を増やすことで、将来空き家になっても再利用が容易になり、また躯体としても耐震性等が強化されておりますので、長期的な災害コストを低減させる利点があると思っております。住み継がれる元気な大潟村を目指すためには、住み継がれる住宅の蓄積が必要ではないかと考えております。

長期優良住宅は、国の事業としてローンの利率減免、補助金、固定資産税や贈与税等の優遇政策が取られておりますけれども、申請などの手順が複雑でございまして、工期が長引くといったデメリットもあります。しかし、地方自治体として長期的な観点に立てば、良質な不動産を増やしていくことが望ましいというふうに考えております。村として、例えば新築に対して長期優良住宅を要件とする、あるいは長期優良住宅として建築される物件に助成金などの対策が必要ではないでしょうか。

村長の考えをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

7番、齋藤議員の質問にお答えします。

高い住宅性能のひとつである長期優良住宅の建築については、省エネルギー、耐震性や耐用年数等の観点から非常に良い取組だと認識しております。

他方で、一般的な住宅に比べ建築コストが割高であることから、国においても各種助成や税制優遇が措置されているところです。

村としては、これまで定住化促進の観点から宅地分譲を開発するとともに、大潟村住まいづくり支援事業として、新築の住宅建築に最大200万円、リフォームや増築には最大80万円の助成を行っており、限られた財源の中で力を入れ、移住・定住に伴う住宅建築等にも支援をしてきたところです。

また、現在村が進めている脱炭素先行地域事業計画においては、大潟村の一般住宅を対象とした脱炭素事業については、CO2排出量の削減のため、来年度からの2年間、太陽光パネル及び蓄電池の設置について補助率を上げて実施していくこととしております。

現状の脱炭素先行地域事業計画の枠組みでは一般住宅の断熱や耐震化など、長期優良住宅に求められる条件に対し助成することはできませんが、村独自の大潟村住まいづくり支援事業による助成を実施しておりますので、住宅を建築する際により良い選択をしていただけのように、住宅建築に係る各助成や税制優遇に関する情報提供も行い、担当の総務企画課で行っていきたいと思います。

村として新たな分譲地について、長期優良住宅に限られるような建設規制ということは大変難しいかなと思っておりますので、各種優遇制度を活用して、どうかそうした住宅を建設していただければと思いますから、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

再質問させていただきます。

村の方ですね、独自に有用な物件といいますか、高効率の物件を作るような補助もあることも承知いたしましたし、そのような対策をしていただけているということも含めまして、私の思っている方にですね、いろいろやったださっているなというふうに考えました。

参考までに、現状、確かにあまり、市町村においても長期優良に対して補助を出すという所は多くはないのですが、いくつか例がございましたので紹介だけさせていただきます。

東京都の福生市等では、市内の新築の長期優良住宅を取得すると、中学までの子どもと親子で居住する子育て世帯に限りますけれども、最長5年間ですね、固定資産税の相当額を助成するというふうな取り組みもございます。

村としてぜひ強くですね、こういった高効率、高断熱、そして高耐久性住宅を取ることとを推進していくんだというメッセージを強く出していただければと思います。

そのメッセージを強く出すというところについて、村長のお考えはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

先ほども申し述べたように、村独自の支援もありますが、県や国が行っている税制優遇や各種支援がありますので、そういった情報についても担当の総務企画課で併せて情報提供を行い、できるだけ幅広く活用しながら、長期優良住宅の建設も選択肢の1つとなるよう情報提供を進めていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、先ほども申しましたように、2年間については太陽光発電の設置については脱炭素選考地域事業の補助率を上げた形で支援をしていきたいと思っていますので、ぜひ活用いただければと思いますから、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

【7 番：齋藤牧人議員】

2つの質問に移りたいと思います。

農業以外の産業振興についてでございます。

大潟村の商工振興のビジョンについてなのですが、考えられる策として、村外からの大企業の誘致の他、村内で新たに起業しようとする人の支援があると思います。

自分の方で試しにGoogleでですね、「大潟村起業支援」という形で検索しますと、村の起業支援事業補助金のページがヒットいたしました。これは非常によろしいことだと思っております。

一方で、今年度ですね、3月定例議会における、すみません1箇所訂正がございまして、総括質問ではなく歳入歳出予算特別委員会における農業委員会、産業振興課部門の質問にてのお話でございました。こちらの方ですね、答弁の方で「村民の起業支援需要を把握しておらず」という記載がございました。

まず1点目の質問なのですが、この点について、その後ニーズの把握というものが進んでいるのか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

2つめに関してなのですが、企業支援事業費補助金のページは非常にいいのですが、正直、覗きますとですね、県の補助事業の案内が羅列しているだけでございまして、ちょっとどこに相談していいのかなというのが判然としない面がございまして。おそらく、僕がこのページを見ると、パンフレットを見て分からないことはこれは県に聞けということかなというふうに理解してしまうと思っております。実際まだ体制が整っていないということは承知してございますけれども、最終的に公益財団法人秋田企業センターに繋ぐということからしてもですね、一度村の方の窓口を明示して、ここに相談をしてみれば、まずいろいろと指示といいますか、こういった支援があるという説明も受けられるというふうにすべきではないでしょうか。

村として企業支援を積極的に行うという姿勢を、このホームページ内もしくは他の方法でですね、しっかりと周知した方が良いと思っております。

村長のお考えを伺えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の質問にお答えします。

村の起業需要についてですが、今年度、起業に関する問い合わせが4件ありました。空き店舗や空き地といった場所に関すること、補助金に関することなど、相談内容は多岐にわたりますが、現在も個別に対応しており、そのうち2件は起業に繋がりそうであります。

次に、相談窓口についてですが、起業支援を含め商工振興全般については、産業振興課が担当しております。村公式ホームページに「起業支援」というページを設け、起業支援

事業費補助金や起業に関するセミナーなどのお知らせを掲載し、併せて問合せ先として産業振興課商工観光班の連絡先を掲載しております。一応掲載しておりますが、目に付かなかったということは工夫が必要かとも思います。今後は、起業に関心がある方により情報が届き、相談しやすくなるよう、広報誌や各SNS等も活用しながら広く周知し工夫してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

質問ではございませんが、先ほど村長から御指摘のありましたとおり、ページの方には「このページに関するお問い合わせ先」というふうには書いてあったのかなと思いますので、言い方として「相談先」ぐらいの書き方をしていただければ、より気楽に来られるのかなというふうに考えております。

以上で質問の方を終わらせていただきます。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時41分)

(午前11時42分)

再開いたします。

ここで休憩いたしまして、再開は午後1時30分といたします。

休憩いたします。

(午前11時42分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

まずはじめに、今回の定例議会に向けてどのようなテーマを質問しようかと考えていたのですが、その中で私が23年前に参加した子ども議会について質問したいと強く思うようになりまして、一般質問の通告書を提出いたしました。

当時、現職議員としてサポートしてくださったうちのお一人が、船木元議員だったのですが、一般質問の通告書を書いていたまさにその日、船木さんがお亡くなりになられたというふうに伺いました。先輩議員の方々から受け取ったバトンを次の世代に引き継いでい

きたいという、こういう思いをさらに強く持った次第であります。

それでは、私から3点質問いたします。

まず1つめです。

子ども議会の教育的意義について。

「新人議員でございます。初めての発言席です。」と言いたところですが、実は2回目です。中学3年生のときに大潟村で開催された子ども議会に参加しました。

この子ども議会、大潟村議会設置25周年事業として、原文そのまま読みますが、子ども議会を「総合的な学習及び公民の学習の一環として議会活動への理解を深めさせ、将来を担う子供たちの豊かな識見の涵養に資する」ことを目的として、議会側から教育委員会、中学校へ打診する形で開催されていたようです。この場にいらっしゃる方々では、高橋村長と三村議員が当時の議員として、工藤副村長が当時の総務の課長として参加されていたようです。私が参加したときの中学3年生のときの担任が、現在の中学校長の小玉校長、そして三浦教育長も当時大潟小学校にいらしたというふうに伺っております。

当時の子ども議会では、事前に議会制度と村政運営について事務局長から説明を受けまして、グループごとに議員にアドバイザーとして加わってもらいまして、村づくりへの提言について助言をもらいながら質問をして、そして当局が答弁をするというものでした。私も2名の議員の方々にサポートしていただいたのを覚えております。

子ども議会があったからこそ、私、村議会議員選挙に立候補したというのはさすがに言い過ぎではありますけれども、村政に興味を持つきっかけになったというのは事実であります。

当時のさきがけ新報の記事を見たのですが、それによりますと、子ども議会は平成13年に中学生向けに開催されまして、その後、平成14年に引き続き議会側から小学校へ打診する形で開催されまして、1年あいて平成16年、今度はですね、教育活動の一環として小学校側から議会側に打診がありまして開催されているようです。そしてそれ以来、現在に至るまで開催されておられません。

全国的に子ども議会が開催されている自治体も見受けられます。近隣では五城目町でも令和4年からですね、始めておりまして、フィールドワークと併せて開催されているようです。子ども議会への参加により、子どもたちが自分たちで考えて行動したことを、大人がそれを尊重して真剣に向き合います。そして対話の過程を通して、自分たちが地域の一員であるということを自覚して、行動すれば何かが変わるということを学べるのではないかと考えております。

このことは大潟中学校の学校教育目標であります、「高い志と思いやりの心を持ち、自ら学びたくましく生き抜く生徒の育成」という部分にも繋がっていくものと期待しております。

また子ども議会への参加により、次のような効果を期待しております。

まず参加者が自ら考えて行動するという主体性を育むことができます。

参加者が村づくりを自分事として捉えるきっかけを作ることができます。

また、以前開催されていた大潟村の子ども議会の資料を見てみますと、参加者の家族の方が傍聴されていたようです。これにより参加する子どもたちだけではなく、親世代またその親世代、幅広い世代に村政についてさらに知ってもらうきっかけになるのではないかなというふうに思っております。

また、村づくりに対する関心が高まることは、第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画の基本目標7番、村民の村づくりへの関心を高めるという数値目標の達成にも繋がるのではないのでしょうか。

また、村議や村議会に実際に接することで、それらを身近に感じてもらえるようになるのではないかなと思っております。

大潟村議会としては、議会体験として女性議会を開催した経緯もあります。子ども議会の開催にもし教育的な意義があるとすれば、教育と村議会の連携により大潟村の未来を担う子どもたちの育成に繋げていくことができるというふうに考えております。これはもちろん村議会としての総意ではありませんが、私個人の意見としてそのように考えております。

その上で質問いたします。

まず1つ、学校での学習活動、具体的には総合学習、社会科の授業として行われた後にその後、子ども議会が行われなくなっておりますが、現在、子ども議会を開催する、それに参加するとなった場合、障壁になるものはありますでしょうか。

2つめ、子ども議会を教育活動の一環として取り入れて継続的に行うことの意義について、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

5番、松橋議員のご質問にお答えします。

まず、以前、大潟村で行われた子ども議会の経緯についてですが、大潟村議会設置25周年記念として村議会が主催し、村の将来を担う子ども達に議会活動への理解を深めてもらおうと、平成13年11月7日、大潟中学校2・3年生を対象に初めて開催され、その後、平成14年度、平成16年度に各1回、大潟小学校6年生を対象に開催されました。

当時参加した松橋議員の心に大きく残ったことで、開催した意義は大きかったと思います。

さて、松橋議員の1つめの質問ですが、学校で行うには時数を確保することが障壁になると思います。学校では、年間の教育課程編成の中で授業時数が決められており、現在は

教職員の働き方改革もあり、文部科学省の指導により余剰の時数を学校で確保することは難しくなっております。従って20年数前のように、学校教育の中で子ども議会を授業の年間計画に位置づけるのは難しいと考えます。

しかしながら、村議会と教育委員会で子ども議会を開催するのであれば障壁になるものはありません。このことについては次の質問と関連して述べさせていただきます。

2つめの質問の、子ども議会を継続して行う意義について考えを述べたいと思います。

小学校・中学校では、今は子ども議会を行っておりませんが、自分たちの学級のルール決めや、やりたいことを決める学級活動、学校のことを話し合って進める児童会や生徒会活動など、小さなコミュニティの中で話し合いにより決める体験は、発達段階に応じて経験しているところであります。

また、小学校でも中学校でも、自主性を育むことを重点目標にしており、様々な場面において自分たちで新たなものに挑戦したり、意思決定したりする場面があります。

学習の中でも社会科や総合的な学習の中で、村の行政や議会などについて学ぶ主権者教育の内容もあり、村の主権者になり得る児童生徒に機会あるごとに興味を持ってもらうことは重要であると考えます。

子ども議会を新たに学校で行うことは難しい状況にあることは先ほど述べさせていただきましたが、小学校高学年や中学生は総合的な学習の時間で大潟村についての研究などを行っていますので、その調査や発表の機会に議員の方々と村についての意見交換や質疑を行い、村について共に考えることは可能かもしれません。

また、例えば平成13年度のように村議会が主催し、長期休業などを活用し、村についてのフィールドワークを行い、村の行政や課題を学びながら子ども議会を開催することは、児童生徒にとって良い経験となり、大潟村を愛し、村に希望や夢を持つ教育につながると考えております。

このように、村議会を含め、主権者教育は意義のあることと認識しておりますので、議会とともに相談し、村で効果ある主権者教育ができるよう進めてまいりたいと考えております。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

私もですね、教育実習でお世話になりまして、学校現場、先生方、大変忙しいなというのは重々承知しておりますし、皆さん時数含めて余裕ない中でやられているというところも感じておりました。

ただ、もし議会が主催してくれるならといったようなことですか、あるいは教育長自

身がこの子ども議会ということに対して教育的な意義を感じてらっしゃるということをお伺いできて大変安心しております。

それで情報提供のようにもなっていますが、近隣ですね、五城目町の事例なのですけれども、Webで検索してみたところ、Webの方で子ども議会参加者募集というふうに書いていまして、学校ではなく、これはどういうことかなと思ってちょっと調べてみたのですが、五城目町では令和4年から子ども議会を開催しておりまして、2年間開催したのですが、やはり学校の方がちょっと教師の負担が大きすぎるということで、ちょっと難しいという中で、それをやめてしまうのではなくて、令和6年度から教育委員会の主催に移行して開催を継続しているというふうに伺っております。これは要するに何かと言いますと、全員参加をやめたということですね。学校の行事として全員参加ではなくて、教育委員会主催として学校に対して働きかけて、参加者を募集してやっていくと、こういったような連携の方法もあるのかなというふうには思ったのですが、ただ結局、学校が忙しいので教育委員会でやりましようとなった場合に、最後は誰がやるのか、その負担という言い方はあまり、子どもたちに対して良くないかもしれないですけれども、誰がやっていくのかということがやはり大事になってくると思うのですよね。そういう中で、経営なんかもそうだと思うのですけれども、やはり皆さん忙しい中で目の前のことを一生懸命やっているのですが、それだけではやはり先細っていくっていう現実もあると思うので、建設的な議論としては、やはりどういう体制でどういうふうに工夫してやっていくのかというのがすごい大事だと思うのですよね。なので、学校でもし難しければ教育委員会、教育委員会でも難しければ、例えばなのですけれども、地域おこし協力隊の方を教育をテーマとして募集した際に担っていただくとか、もちろん子ども議会となれば議会の方でも主体的に関わっていくことにはなると思いますし、あとはもう本当に民間の事業者への委託という道もあるとは思っているのですよね。なので学校は学校、教育委員会は教育委員会、議会は議会、そういうところを超えて、本当に民間事業者への委託も含めて、もうみんなで子どもたちのために少しずつ力を出し合ってやっていくという、そういう、もうちょっと幅広く連携していくという道もあるのですけれども、そのような点についてはどのようにお考えですか。お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問についてお答えします。

先ほど松橋議員からありましたように、近隣の五城目町での子ども議会については、教育委員会でもその資料を入手しまして、検討しました。大変いい取り組みだなと、そしていいやり方だなというふうに感じております。

また、先ほど提案ありましたように、地域おこし協力隊、並びに民間への委託など様々

な方法があると思います。

この子ども議会の実施については、先ほど述べましたように、議会という形の他にも、子どもたちが議員さん方と対話をしたり、それから村について語り合ったりする場を設けるということもひとつの手ではないかということで、先ほど答弁させていただきました。

今回、松橋議員の今の提案を受けまして、委員会でもこの後、議会の方とも相談しながら考えていければというふうに思いました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

先ほどですね、私が話題にしました総合村づくり計画の後期基本計画、基本目標7の資料の部分でアンケートを実施していきまして、要するに成果を図るためのものをアンケート結果に定めているのですが、令和3年度の現状値が、自身は村づくりを担う一員と感じている村民の割合というのがありまして、これは43.2%となっていました。この数字をどう見るかということなのですが、半分以下の人が、私は村づくりを担う一員だというふうに現状で感じていらっしゃるということですね。今、五城目町の話をししましたが、五城目町ですとか、男鹿市ですとか、大潟村の近隣でもずいぶんいろいろな動きが活発化してきているな、地域づくりの動きが活発化してきているなというふうに思っております。その同世代の人たちにも話を聞くことができるのですけれども、「いやなんか、いろいろやっていてすごいですね」というふうに言うと、「いやもう、危機感が違いますから」と言うんですね。「大潟村はまだ余裕があるから大丈夫でしょう」とみんな言うんですね。その後に、これもみんな同じことを言うのですけど、「だけどみんなが、大半の人が危機感を持つような状況になってからだと、もう遅いんだよね」というふうに皆さんおっしゃいます。今回教育ということをしてテーマにして村づくりということに繋がっていきこうって話なのですが、やはりこれ、時間がかかるとしますので、慎重に議論しつつも、やはりまず最初やってみるということは大事なのかなというふうに思っております。最後にですね、高橋村長、子ども議会に実際その議員として参加されておりましたので、今のようなことも踏まえて、今村長の立場として、子ども議会の教育的意義ですとかそういったところをどのようにお考えか、聞かせていただけないでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再々質にお答えします。

まず、今の質問から、それから再質にわたるやり取りを含め、松橋議員の考えも聞かせていただいたところです。

最初議員がおっしゃったように、当時中学生として議員と直接会話をしながらいろいろなことを議員から学び、またそうしたやり取りが非常に印象に残っているということを私は強く感じていますし、そういうことが大事だなと思っています。子ども議会をやるにあたってやはりそうした関係がしっかりとないと、単に例えば地域おこし協力隊の人が主催して取りまとめしてやったり、民間に委託したりしても、あまり意味がないのではないかなという気もしたところです。

いずれこうした機会は非常に大事であり、ますます子どもの人数が減る中で、村に興味・関心を持つ子を育てるというのはもっと力を入れていかなければならない部分だと思いますので、このやり方については議会とも十分連携をとって協議しながら、教育委員会を中心に村側としては一緒に進めていければと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、それでは2つめの質問にまいります。

大潟村のペーパーレス化の現状について、これは実は当時子ども議会で私が質問した内容なのですが、約20年経ちまして、いろいろな社会情勢を含めいろいろなことが変わった中で、改めて問いたいテーマでしたので質問いたします。

大潟村の広報活動では、紙媒体に加え、LINEやSNS、Webページなどでの配信にも力を入れておりまして、その利便性がどんどん高まっていると思います。しかしそれに伴ったペーパーレス化はどうなっているのでしょうか。スマートフォンの普及状況を考えると、各戸ごとのインターネット普及率はもう100%に限りなく近いと推測されます。実際には何か配布物をする際に複数の配布物が多分束ねられて一緒に配られているというようなこともありますので、LINEでの配信のみを希望しますという家庭に対して紙媒体での配布を全て止めるかということはなかなか難しいとは重々承知しているのですが、しかし紙媒体の配布物を減らしてペーパーレス化を進めていくということは、まず支出の削減にも繋がりますし、これも第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画の基本目標5番、ごみの減量という数値目標とも整合性がとれると思います。

そこで質問いたします。

現在、大潟村として村民向けに配布している紙媒体の配布物の印刷・配布には年間どのぐらいの金額を支出しておりますでしょうか。

2 つめ、LINEでの配信はファイルやURLの添付など非常に便利です。特に紙 1 枚の配布物であれば、ファイルを添付するだけなので簡単にできるのではないかなというふうに思っております。

これまで以上に、既存の紙媒体の配布物をLINEの配布配信、切り替えるとは言わなくても既存の紙媒体の配布物をLINEでの配信を増やしていくという、そういった考え方はありますでしょうか。

3 つめ、一連のWeb配信の強化の結果、紙媒体の廃棄物の量及びそれに関係する支出、これは減っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3 番、松橋議員の質問にお答えします。

1 点目の村民向け配布物にかかる支出額の質問についてですが、配布委託料及びコピー代における経費は、令和 3 年度、約108万円、令和 4 年度、約85万円、令和 5 年度、約78万円と徐々に減額となっております。

また、村ではペーパーレス化を図るため、各課のお知らせは広報おおがたにて掲載することを推奨しており、可能な限り全戸配布物が削減されるような工夫をまいりました。

2 点目のLINEでの配信に関するご質問ですが、はじめに現在の運用方法についてご説明いたします。LINEで配信する情報については、防災無線で放送した内容、災害情報、広報おおがた等の発行、公式ブログやインスタ更新情報のほか、村事業のお知らせを各課で判断して掲載する運用となっております。

全戸配布物については、内容を村ホームページに掲載しているものをLINEにも掲載するかどうかは統一されていないのが現状でございます。つきましては、今いちど運用を整理し、全戸配布物の内容を迅速に確認できるようLINEに村ホームページの全戸配布物一覧ページのURLを添付するなど、村民に利便性のある仕様を考えてまいりたいと思います。

村からのお知らせを紙媒体ではなく全てSNSに置き換えることは、現時点では困難ではありますが、LINE等のSNSを活用した周知は、村民にとって迅速に情報を受け取ったり、必要な内容を保存したりといった点から非常に有益なものであります。現在のLINE登録者数は528人となっておりますので、今後も継続して登録していただくよう村広報等で呼びかけ、登録者増を図ってまいります。

3 点目のWeb発信強化に伴う紙媒体の配布物の量及び支出についてのご質問については、前述したとおり、配布委託料やコピー代金は年々減額となっております。

配布物の量については、令和 3 年度は一戸あたり約120枚、令和 4 年度は約110枚、令和 5 年度は約100枚と徐々に減ってきております。削減の理由としましては、以前は緊急の

お知らせについては、随時、全戸配布を行っていたところを、現在は防災無線とLINEで緊急周知をしていることから配布回数について減となっていると考えます。

なお10月から役場は、デジタル化の一環として電子決裁システムを導入する予定となっており、大幅な紙資源の削減が期待されます。

このように、全庁的なデジタル化の推進によりペーパーレス化を図るとともに、引き続き全戸配布物の削減に努め、一層の循環型社会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

再質問といいますか、ちょっと補足で、次に行きたいと思うのですが、私が望ましいなと思っていたように物事が進んでいるというふうに伺って大変安心しました。

再質問とまではいかないのですが、その情報提供といいますか、やはり調べていますと、全国でいろいろな自治体です、もう紙媒体の配布物を減らしてほしいという要望ですとか、あとここまでお金をかける必要があるのですかといったような要望が多々見受けられまして、そういった中でも大潟村として継続的に削減に向けて努めていくということでしたので、その点についてはそのとおりお願いしたいなと思っております、また今度アンケートを、こういった紙の配布物を実際皆さんどう思っているのかという、今は削減する方向で進めてはいるのですが、実際そのことについてどう思っているのかということ、例えば需要調査する場合も、もう簡単なフォームを作ってLINEに貼り付けて配信すればいいだけなので、今は再質問まではしませんけれども、そういった時代の中で実際どのぐらい皆さんが紙媒体のものを欲しているのか、あるいは欲していないのかということ、調査してみるというのもいいのではないかなというふうに私は思っております。

それでは3つめの質問に移りたいと思います。

ボート合宿誘致の今後のビジョンについて伺います。

2021年に開催された東京オリンピックにボート競技で出場したデンマーク代表の事前合宿が大潟村で行われました。こちら高橋村長自らデンマークボート協会に出向いてプレゼンしてきたことが始まりというふうに聞いております。私も大潟ローイングクラブの会長として招致活動に加わりまして、招致が決まった喜びを分かち合いました。

事前合宿が行われた大潟漕艇場の評価は非常に高く、オリンピック本選に出場した4クルー全てが8位以上の入賞を果たしまして、そのうち1クルーは銅メダルを獲得するという輝かしい成績を収めました。

コロナ禍であったので事前合宿中の交流事業には制限があったのですが、人口約3000人

の村でもオリンピックと繋がることができ非常に大きな出来事になったというふうに考えております。

デンマーク代表の事前合宿を機に大潟漕艇場が本格的に整備されまして、村政報告にあったとおりなのですが、昨年から明治安田生命のボート部が合宿を行っております。この明治安田生命ボート部、全日本選手権では各種目で決勝の常連でありまして、花形種目の男子エイトでは4連覇を達成したこともあります。オリンピックを含む日本代表を多数輩出する、まさに強豪チームです。

そこで質問いたします。

まず1点目、明治安田生命ボート部の合宿が決まった経緯はどのようなものだったでしょうか。

2つめ、ボートに限らず適用されています宿泊補助がありますけれども、この他に今回、艇、我々ボートの人たちは艇と言いますがボートのことですね。艇の輸送費に対して補助金の支出があったようです。これはどのような予算で、どのような目的で支出されたものでしょうか。

3つめ、この補助金の費用対効果、金銭的な部分と金銭以外の部分と、これはどのようなものだったでしょうか。

4つめ、ボート合宿の誘致は今後広げていく予定というふうに村政報告にもありましたけれども、具体的にどのように進めていく予定でしょうか。

以上、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の質問にお答えいたします。

東京2020オリンピックにおいて、デンマークナショナルボートチームの事前合宿を招致できたことは、村にとって大変に誇らしいことであり、その実現に向け村と共に招致活動に尽力くださいました大潟ローイングクラブはじめ、多くの村民の皆さまには本当に感謝しております。改めてお礼申し上げます。

残念ながら、コロナ禍ということで村民との交流には制限がありましたが、村で合宿を終えた選手がオリンピックで活躍されたことは、会場で観戦することは叶いませんでしたが、村民の皆さんの心に何か残すことができたのではと感じております。また、全ての出場クルーが入賞という結果は村にとっても大変喜ばしいニュースであったと感じております。

既にご存じとは思いますが、この合宿の受入れにあたっては、国の交付金を活用し、本格的なトレーニング器具を大潟村ボートセンターに整備しております。昨年から明治安田生命ボート部の合宿を受入れておりますが、この環境も合宿を実現できた1つの要因であ

と考えております。

さて、1つめのご質問の明治安田生命ボート部の合宿受入の経緯についてですが、合宿誘致に関しては、以前から大学や社会人チームに対し誘致活動を実施しておりました。そうした中、明治安田生命ボート部の監督から秋田県ローイング協会を通じて相談があったということが始まりであります。明治安田生命ボート部の監督は由利本荘市出身で、現役当時、大潟村漕艇場で何度もレースをしたこともあり、大潟村のコース条件やトレーニング器具等の充実度など合宿地としての条件の良さを熟知していたことが背景となっております。

村では、スポーツ振興を推進する中でローイング競技の普及にも力を入れておりますし、トップアスリートとの交流の場を創出できる貴重な機会であるとの考えから、合宿を誘致してきたところであります。また、明治安田生命ボート部からは、合宿地としての環境が素晴らしいと大変好評であったことから、今年も合宿を受入れる流れとなりました。

次に、2つめの艇の輸送費の補助についてですが、村では、漕艇場を利用したスポーツ合宿を契機とした交流人口の拡大並びに村内のボート競技の普及と地域の活性化を図る目的として実施しております。支出につきましては、今年度より予算化していただきました大潟村ボート合宿誘致事業からを予定しています。

次に、3点目の費用対効果については、費用面では、ホテルサンルール大潟の売上げのみで試算したところ、村の輸送費、宿泊費の補助、燃料費などの諸経費を差し引いても約127万円の経済波及効果がありました。コンビニなどの利用を考慮するとそれ以上の効果があったと推測いたします。

また、費用面以外の効果としましては、明治安田生命ボート部の合宿期間中に、中学生と村民等を対象に「ボート・金融教育教室」を実施しております。このボート教室には、中学生や村民のほか由利本荘市からの参加もあり、総勢15名がオリンピックに出場した選手などから直接指導を受けることができました。

このような貴重な体験を提供できたことは、村のスポーツ振興を図る上で大変有意義であったと感じています。この他、明治安田生命ボート部からの希望もあり、中学生向けの教室として「人生100年時代をいきる」をテーマに、お金の使い方についての金融教室も実施しております。

最後に、4つめの今後のボート合宿の誘致については、JOCの合宿認定コースの取得を目指し、関係者への誘致活動を進めてまいります。現在は情報収集を中心に進めているところではございますが、今後、村にとって優位な情報があった際には、適宜トップセールスも含め誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

私自身も明治安田生命ボート部の佐藤監督と合宿が終わった後、話をしましていろいろお話を伺ったのですけれども、まず大前提として非常にいい環境だったというふうに喜んでいただけたのですけれども、宿泊費の補助は結構今いろいろな自治体でやっているみたいなののですけれども、艇の輸送費まで補助してくれるのはちょっと聞いたことないなという話をされていまして、ただ、もしお金を出すということであれば当然簡単に他の自治体に真似されてしまうということもあり得ると思うのですが、実際、今回、合宿誘致事業から支出をして費用対効果なんていう質問の仕方をしたわけなのですけれども、もちろん全てお金だけが、経済的な効果だけがもちろんメリットだっている考えではありませんが、実際、金銭面での費用対効果もあり、さらにその交流人口の拡大という金銭面以外の効果もあったということであれば、これはもう本当にどんどんどんどん合宿誘致を進めていった方がいいなというふうに、私も今お話伺って思いました。

それでボート教室あるいは金融教室というものを開催したということで、この点についても実際合宿に来て、そのボート教室ですとかそういったことを合宿地で行うということが負担になっていないかなとちょっと思って心配して聞いたのですけれども、全然そんなことはなかったようで、要するに企業の社会貢献活動の一環としてボート教室ですとかあるいはその金融教育というのをむしろどんどん積極的にやりたいですし、そういった実績にもなるというところで、むしろその開催に力を貸してくれて有難かったというような言い方をされたのですよね。そうすると合宿誘致事業から大潟村として予算を支出して、そこに対してその交流人口の拡大という部分でボート教室等々開催して、お互いに双方にとってメリットがあるような形で進めていける可能性が高いと思うのですけれども、そうするとこのボート教室あるいは、今回たまたま明治安田生命ということで金融教室ということになったと思うのですけれども、こういった教室あるいは交流事業を中学生や全国大会に出場するクルーのみならず広く村民にもし広げていくとなると、もっとその交流人口拡大という効果が大きくなっていきますし、この事業としての予算の支出というものもどんどん整合性がとれてくるのではないかなと思うのですけれども、今後そのボート教室をどんどん対象を広げて、あるいは交流事業を拡大していくというような考えはありますでしょうか。その点を教えていただきたいです。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

ボート教室を今後どのように広げていくかというような内容だったと思います。

今回、合宿に合わせて明治安田生命ボート部が、今回は村の中学生向けにということで募集しました。教育委員会としましてもその意向に沿い、村の中学生を対象として募集を図ったわけです。しかしながらこの時期がちょうどお盆期間中に当たったということもありまして、中学生の参加がなかなか思うように集まらなかったことも事実であります。

先ほど松橋議員から、村民にも広げるといような提案もありました。これについては今年度の実施したことを踏まえて、来年度考えていければというふうに考えています。

また、加えて村民レガッタについてもチーム数を増やす方向を、教育委員会、実施していますローイングクラブとも相談して考えていければというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

村民レガッタ、サマーレガッタのクルー数を増やすということであれば、私もうローイングクラブの会長としてももちろん当事者でありますので、我々ローイングクラブとしてもそこに向けて一生懸命努力してまいりたいと思っております。

最後に、JOCの合宿コースの認定を受けることを目指してというふうにありましたが、今ソフト面あるいはハード面で今後合宿誘致を広げていくにあたり、何か課題に感じていることがもしあれば教えていただきたいのですが。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

コース上は直線距離が4キロを取れると、更にはモーターボート等で伴走した際の波がすぐに収まる、また風が非常に影響が少ない、波が非常に少ないなど、非常に条件的には大潟漕艇場は大変適していると考えています。が、ただ一点、明治安田生命の佐藤監督からもご助言がありましたが、水深が浅い部分があるというようなお話がありました。そこがコースとしては課題かと思います。

またJOCの合宿認定コースの取得については、大潟村漕艇場は既にB認定をいただいていますので合宿認定コースとしては認められるかと思いますが、全国で3箇所しかこの合宿認定コースとしての認定は得られないということを伺っております。従って、今年度その認定に向けて、先ほども言いましたが情報収集にはかなり力を入れて進めて、何とか申請をして認定できるよう、この後、努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

【5番：松橋拓郎議員】

お話を伺う限りではこの合宿を行っていくメリットは大きそうですので、その水深が浅いという課題、何とかして解決できるように努めていってほしいなというふうに思っております。

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。よろしくお願いします。

3つ質問を用意しました。まず質問1からいきたいと思います。

村の人口減少対策と都市部、消費地ですね、との交流事業についてなのですが、村の少子高齢化・人口減少の問題は、将来的な村存続に関わる避けては通れない大きな問題であると考えます。人口の試算は期間によっていろいろと算出されていますが、20年後には2000人を切ってしまうということが、さらにそれからまた減少していくというのが大潟村コミュニティ創生戦略の冊子の中にもあるように数字が出されています。この問題に対する解決策も簡単・単純には見つかるはずもなく、妙案がすぐあるというわけでもなくて、腰を据えて、全て長いスパンをかけて取り組まなければいけない、そうやってようやく効果が現れてくるようなものだと考えます。

移住を希望する人を一度に増やすことというのは非常に困難な、ハードルが高いことだと思いますが、まずは村に数時間でも、1泊でも、1週間でも、短期滞在する人を増やすということを考えることは、永住希望する人を一度に増やすことよりもまず考えが浮かんでくることではないかと思います。そこから村に興味を持つ人が、将来的に永住を希望する人が出てくると、そういったことも考えられると思います。

今ワーケーションという言葉が普及していますが、ワーケーションと言っても中身はいろいろあるようなのですけれど、まずそのような場を大潟村が提供できるよう、安く泊まる場所を整備することも必要ではないかなと思っています。

そしてこの村は田舎の農村なのですが、他のところと違うのは山も川もないことで、自然災害のリスクが非常に低く、また住宅地がコンパクトに密集して整っているので、他に比べても災害が起きたときの対応も、非常に容易に減災できるということも考えられることが村のアピールポイントではないかなと僕は思っているのですが、まず以上、述べましたことで、村としては村の地域振興や人口減少対策のための交流事業と僕は書いていますが、消費地から村に人を呼び寄せるといふそういうことについて、今どのような考えを持って取り組みされているかということをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

10番、大井議員の質問にお答えします。

人口の維持、増加に向けては、大潟村も総合村づくり計画やコミュニティ創生戦略などを進める中で、国、県の事業も活用しながら、様々な側面から施策を講じてきているところです。

東京都内で行われる移住相談フェアにブースを設け直接面談することをはじめ、結婚・子育て支援、教育の充実、移住・定住事業の推進、住環境の向上など多くの事業展開を、移住者に向けたものだけではなく、現在住んでいる方たちにも住みやすさを実感できるよう取り組んできているところです。特に移住政策でみると、今年の9月現在、宅地分譲や村営住宅の新築により、中央3番地の分譲地30区画には92名の方が住んでおり、うち村外からの移住者は14世帯、38名です。同じく中央3番地の定住化促進住宅には35部屋に73名の方が入居されており、うち村外からの移住者は23世帯48名です。また、北1丁目の集合型村営住宅は現在2期目のC棟まで完成している段階で、31部屋に61名が入居、うち村外からの移住者は21世帯31名です。村外からの移住者は合計で117名、うち中学生以下の子どもは19名で、移住後に6人の子どもが生まれています。また現在、西1丁目3番地に26区画の分譲地を整備している他、集合型村営住宅D棟・E棟合わせて16部屋も今年度中に完成予定です。

議員ご提案の、いわゆる「お試し移住」も大潟村の住環境に実際に触れてもらう有効な事業だと思います。古い村営住宅などを活用して移住体験の拠点にするなど、今後検討してみたいと考えております。

また、ワーケーションについては、令和4年、5年の2カ年、村内宿泊施設を利用しワーケーションを行った方に助成する事業を行いました。残念ながら利用者がありませんでした。

消費者と生産者との交流事業については、それぞれの事業者が独自に実施されているものと認識しております。そうした中、毎年、江東区民まつりにおいては、カントリーエレベーターを中心とする出店に村も参加するという形で取り組んでいるところです。さらに横浜市との脱炭素先行地域認定を契機とした交流を図っており、こちらには村と村内事業者が共同で出店するなど交流を図っております。今後もこうした形で首都圏または消費者との交流ということは村内事業者と連携しながら図っていければと考えております。

人口減少問題は全国の多くの市町村が直面している課題で、その対策例も多くあります。そういったものも参考にし、大潟村に合った対策に取り組んでいく必要があると考えております。

議員が言われるとおり、人口減少対策は長期的な展望のもと取り組む必要があり、第3期総合村づくり計画の策定においても、重要な課題と捉えております。村民の皆様の意見を取り入れながら策定する第3期総合村づくり計画とその計画実行の中で、少子高齢化、

人口減少、農家戸数の減少等の課題に対し、議員の皆様のご協力もいただきながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

村から各事業者が、村外の米の販売とかいろいろな部分で行っていると思うのですけれど、その販売に行った先の消費者の人たちを村に呼んでとかそういうことも村と販売事業者等ともっと提携を取ってやればいいのかないかなと思っていますし、これは今、僕の頭の中でもどうしたらいいのかというのはまだ答えも出ていないのですけれど、これからまた村の方や、議員の方や、村民の方と相談して、いろいろと考えて取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますということで、どうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

先ほども話をさせていただきましたが、実際に村からお米を買ったりされている消費者を大潟村に呼んだりするようなことについては、それぞれの事業者において現段階では行われているものと認識していきまして、例えば毎年生協の方が来て村内で農業体験をしたり、そうしたことが行われております。

今後、こうしたあり方について村で何かできるかということについては、いろいろな意見交換等も必要かと思っておりますので、いずれ事業者の方からも意見を聞きながら、どういったことがより効果的かということも含め一緒に考えていければと思います。

また以前は、宅配で実際にお米を買われている方については、村が補助する形で、抽選で、大潟村で宿泊体験できるような事業も以前は行ったこともありました。いずれ今非常に米不足の中で、やはり産地をしっかりと理解してもらうということは非常に重要なことで、そうしたことが今後の継続にも繋がっていくと思いますので、事業者の方々と連携してどういったことができるかということはまだ少し考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【10番：大井圭吾議員】

大丈夫です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

【10番：大井圭吾議員】

では、質問2の方に入りたいと思います。

もみ殻バイオマス事業の施設園芸利用の可能性についてなのですが、これは多分もみ殻バイオマス事業を始めるときに、少しはと言ったら変ですけど話題になったことかもしれませんが、現在ボイラー施設の能力にどれだけ余力があってどれだけの力があるのかというようなことを、ちょっと僕もそこまではわからないのですが、冬期間でも温水を利用することによって施設園芸で十分に作物を栽培できる環境を整えることができると考えています。冬の施設園芸というのはどうしてもハウス内の温度を高める燃料代が大きなネックとなりますが、このもみ殻バイオマス事業の温水を利用することによって、農家の経費負担を抑えることができるのではないかというふうに考えます。

これを現実にするにはいくつかの問題ももちろんいろいろ出てくるとは思うのですが、これをやることによって村の施設園芸の普及のための起爆剤になると思いますし、また村に新規就農者を呼ぶというのはなかなか簡単なことではないのですが、施設園芸という形で冬も経費を抑えてできるとかそういうものを売りにして新規就農者を呼び寄せる可能性もあるのではないかなと私は思うのですが、ここら辺は村としてはどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

10番、大井議員の質問にお答えします。

園芸施設等への熱供給については、議員おっしゃったように計画当初からいろいろ検討はしてきたところです。そうした中で熱導管の敷設や施設側の機器を整備すれば供給は十分可能ではあるのですが、しかしながら現状の方式で考えた場合、熱導管の敷設、維持コストが高いうえ、供給農家数が不透明で、かつ供給時期が冬期間と限られた時期しか利用しないということで、設備投資に対して相当な利用者負担になることが想定され、具体的な検討はその後していない状況であります。

なお、冬期間の施設園芸の拡大については、花き生産者組合等、農家個々に県や村の補助金を活用してもらい、暖房設備の導入を進めているところです。

今後も冬期間の施設園芸拡大については関係機関と連携し、しっかり支援を図ってまいりますので、もしそうした希望する農家等があれば協力してまいります。

また近年、園芸団地においてあまり活用されていないハウスも増えてきているようにも感じているところです。何とか有効利用できないかと今検討も内部ではしているところでして、まさに新たな農家の移住というかそうしたことにも、そうしたところを活用できな

いかということも含め、今後具体的に検討を進めていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

脱炭素の村ということで進めていると思いますが、そうするとやはり補助が出るからといって重油とか灯油とかで暖房を使うよりは、このもみ殻バイオマス事業を使った方が実際、宣伝に即した形になるのではないかなとは思いますが。

それでさっきの村の人口を増やすということであれなのですけど、やはり村外から農業をやりたいという人を呼んでくるということで、施設園芸で新規就農者を呼ぶというのはこれは無理な話ではなくて、何か現実的な話になれるのではないかなと思うのですけれど、そこで施設園芸を、さっき園芸団地を利用する人たちが減ってきていると、確かに僕たちの世代もそうなのですけど、入植者の人たちの世代はやはり何ですか、よく働いて、田んぼもやって、ハウスもやって、言い方はちょっと語弊があるかもしれないですけど、何て言うのですかね、働くことに対して全て優先的に頑張っていたとは思いますが、それはそれで素晴らしいと思うのですけれど、僕たちの世代になってくるとやはりほどほどに仕事をして生活したいと、親が園芸ハウスで花とかいろいろやっても、やはり自分たちはそこまでちょっとやっついてられない、冬はちゃんと休みたいよとかそういう人も出てきているので、やはりそういう部分でも利用率が下がってきているとは思いますが、そういう部分でも村外から村に優遇というか、村に入りやすい状態を村で整えて、新規就農で施設園芸というのはいいのではないかなと思うのですけれど。

それと施設園芸を普及させるにあたっては、やはり農協や県立大学の方ともっと連携を深めて施設の方を何か研究とかしたり、とりあえず村で研修制度等を作って、村で1、2年、施設園芸で研修してそれから新規に始めるとかそういうことも考えてもいいのではないかなとは思っているのですが、そこら辺はどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。

議員がおっしゃったとおりでありまして、そうした中で今、もみ殻のボイラーも小型のものもありまして、そういったものはぜひ推奨して使ってもらえるようなことはできるのかなと、ハウスで使うような小型のものもありますので、そういったことも含めながらやっていければと。

まさに議員がおっしゃったようなことを今村側としても検討していきまして、また園芸団地でフル活用している農家は本当にそこだけでもかなりの売り上げを上げている現実がありますので、そうした農家と話をしていると研修を受け入れてもいいよという方もいらっしゃいます。ですので今、大井議員がおっしゃったように、そうした村の農家で研修をしながら、また空いている園芸団地のハウス、施設があるので、そこをまた次の段階で活用して自立していくような、そういうことは実現できるのではないかなとも思っているところです。

いずれ大潟村においても様々な農業の形態があって、しっかりそれで生活ができればいいかと思いますので、いろいろなことにチャレンジしたいという希望ある若い人が大潟村に来て新たな取り組みをすることは支援していければと思いますし、そういった方々を育てるようなことにも今後力を入れていければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

1番の、交流事業の質問の部分でちょっと話をしたのですが、ワーケーションという言葉とかいろいろ話をしたのですが、村に来て農業の体験をやってもらうとかそういうものはあるのですが、いかんせん稲作にすると忙しい時期、田植え、稲刈りの時期、種まきの時期ぐらいしかないで、それ以外の時期に村に来て農業体験してもらうにしてもなかなか仕事がないと思うのですが、施設園芸とかをやったりすると年間いろいろな作業を準備したりすることもできると思いますので、そういう部分で、村で農業体験を進める部分でも施設園芸は非常に有効な取り組みになるのではないかなと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再々質にお答えします。

まさに議員おっしゃったように、稲作のみですともう季節的に作業が限られてきますので、年間を通した形でいろいろな体験ができたり、または年間通して作物を栽培できたりということでは、園芸施設を利用した農業というのは非常に大事だと思います。

先ほどもお話ししましたが、今大潟村の園芸団地において大分利用頻度が下がっている施設が増えてきているように思いますので、そうしたところの有効活用も含めて、新たに園芸に挑戦する人が村で育ってちゃんと自立していけるような、そういったことも一緒に

なって支援できたらなと思いますし、またそうした生産者が増えることで、特にメロンなんかは生産が減って非常に産地としては厳しい状況にもなりつつあるので、そういった新たな品目ではなくても今までの品目を拡大したり、また何か新たな品目に挑戦してもらったりとそういったことにはぜひ繋げていければなとも私も思いますので、今後もう少し具体的にこういった在り方がいいのか検討していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

では質問3に移りたいと思います。

大潟小学校・中学校の統合、義務教育学校の可能性についてということで、平成24年度に大潟小学校・中学校が新しい校舎に移って、もう今年で12年目になると思います。校舎を新しく建て替えるということは非常に大変なことだったと思うし、その際にはいろいろな、慎重な協議を重ねて指針を立てて、どのような校舎を建設するか等、十二分に協議・検討されたことだったと思います。現在建っている校舎というのは非常に大変素晴らしい学び舎で、今通っている児童生徒にとってはもちろんだし、一般村民にとっても誇らしい建物になっているのではないかなと私は思っています。

それで他方、村の校舎を建て替えた6年後に近隣の井川町で義務教育学校というのがスタートしました。県内では初の試みということで教育関係者以外でも、そういうことができるのだなという感じで興味を持った人は多かったと思います。

文科省のホームページを見ると、このことについては平成17年頃から小中一貫教育の制度を提唱され、審議され、9年後の平成28年に義務教育学校の制度が新設されたというふうに理解しています。国としては、この制度というのは少人数学校にとっては非常に有用性が高いということで、そのメリットを説いて普及を進めているように思います。

村としてはこの制度のメリット・デメリットをどのように考えて、今後村では小中統合の可能性があるのかどうか、新しい校舎が建って10年以上経って、どういうふうに考えているのかという部分で伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

10番、大井議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、義務教育学校のメリットとデメリットについてですが、メリットとして考えられるものは4つあります。

1 つめは、一人の校長のもと、9 年間を一貫した方針のもと、教育課程の編成を工夫できることです。

2 つめは、普段の学校生活からいわゆる中学生との触れ合いにより、小学校から中学校への学校環境の変化が少なくなり、いわゆる中一ギャップが生じにくいことです。

3 つめは、児童生徒に幅広い学年の交流が生じることで、社会性教育の場として機能することです。

4 つめは、教員同士で児童生徒の情報を共有しやすく、継続的な生徒指導並びに学習指導が期待できることです。

逆に、義務教育学校のデメリットとして大きく 4 つあると思います。

1 つめは、小中学校が 1 つになることにより環境の変化が少なく、いわゆる中学校の新鮮さがなく、9 年間を同じ校舎、仲間で過ごすので人間関係が固定化しやすいことです。

2 つめは、幅広い学年の児童生徒がいることによる、中学生相当の生徒の、低学年児童への影響が考えられます。

3 つめは、小学校 5・6 年生のリーダーシップや自主性を養う機会がなく、いわゆる小学校高学年の児童が中学生に依存する傾向にあることです。

4 つめは、教諭は小中両方の教員免許が必要になることです。

大井議員のご発言にあったとおり、現在の校舎建設に際し、大潟村教育施設整備計画検討委員会により多くの議論を重ねてまいりました。その中の結論として、小中学校は独立した学校としながら、旧校舎のように併設した校舎にするとの結論を出したものです。これは当時から小中ギャップに対する問題意識もあり、併設することで小中一貫した教育ができることを見通していたことに由来します。

以上のことから、新校舎が建設された平成 24 年度から、こども園を含めて大潟小学校、中学校が併設されている立地状況を含めた教育環境を活かし、中学卒業の 15 歳の理想の姿を 3 校園で共有した園小中連携教育に力を入れております。

また、児童生徒の交流、兼務発令による教員の交換授業など、義務教育学校でできることを大潟小中学校でも行っております。従って、現段階で近い将来の小中学校統合による義務教育学校化は考えておりません。今後、文部科学省の動向や、社会の情勢が大きく変化した場合は、改めて大潟の子どもたちにとって最適な教育環境を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

今、メリット、デメリットの中でいろいろ挙げていただきましたが、メリットの中の中

一ギャップという部分で、中学校に上がった時点の環境の変化とか、子どもたちにとって中一ギャップで一番大きいのが僕の理解だと不登校とか保健室に行ってしまうとか、そういう部分の子どもたちをなくせるとか、やはり12、13、14歳というのは男子も女子も体つきも変わってきますし、人生の中でも一番多感な時期だとは思いますが、そういう中で環境をなるべく変えないでスムーズにいくという部分、そういう部分を子どもたちに提供するというのは、僕はやはりその部分は優先した方がいいのではないかなと他の部分と比べても思っていますが、ここら辺の部分についてはPTAの人とか父兄ですね、そういう人たちと、僕としては一度そういう部分で協議といったら大げさですけど話し合う場を設けたりとか、教育委員会、村の方針はもう合併しないという方向で進んでいると思うのですが、一度そういった父兄とか、そういう部分とか、第三者の意見とか、文科省がなぜ進めているかと、少人数学校にはこういうふうなメリットが多いという部分で進められているということだと思いますので、一度話し合うとか意見交換するのもいいのではないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

大井議員の再質問にお答えします。

先ほど議員のお話にあったように、教育関係の中で中一ギャップの問題、それが不登校へ繋がるという問題は非常に大きな問題であります。

そこで先ほど答弁したように、大潟小中学校では連携教育を大変進めているというお話をしました。その具体的な中身では、6年生から中学校1年生へ進学するときの大きな壁をなるべく小さくするために、6年生のときに、例えば中学校の運動部の激励会に参加し、どのような部活があるのかを知ったり、一緒に応援したり、または総合的な学習の時間で中学生の発表を聞いたりなど、多くの場面で6年生が中学校の学習活動並びに生活などを体験する場を設けております。それによって6年生が中学校へ進学したときの抵抗を少なくしているような教育を行っている次第です。そのような学校での対応、または実施している状況を広く皆様方にも情報提供することは必要だなというふうにも考えています。

また、今後のPTAとの協議など、教育の在り方についてということでしたが、教育に関する意見なども今後、村づくり総合計画などのときに意見をいただけるのではないかなというふうにも考えています。

現段階で、校舎の作り上、義務教育学校にすることはできませんので、もしそのことを考えるのであれば今後やはりかなりの時間を要するのではないかなというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【10番：大井圭吾議員】

ありません。

以上です。どうもありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後 2 時52分)

(午後 3 時05分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

9 番、三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

9 番、三村敏子です。

はじめに、県立大寮から西 1－2 に通じる南北の村道を安全に歩行できるための整備をということで質問いたします。

平成29年12月議会、令和元年12月議会、令和 2 年12月議会においては、同僚議員が学生寮からの道路の危険性や歩道の設置について質問してきました。平成29年の答弁は「通行の状況を見て考えたいが、今のところ歩道や街灯を設置することは考えていない。」。令和元年の答弁は、「住区内の歩道の改修が一通り終了次第、検討する。」。令和 2 年の答弁は、「多くの要望が寄せられており、3 年度以降に検討を行うが、歩道の新設はかなりの費用となり予算を考慮し対応せざるを得ない。」。

令和 5 年に行った女性模擬議会では、大学生にアンケートをとった模擬議員の方から、歩道が必要と答えた方が68%、街灯の増設が必要と答えた方が81%ということが伝えられました。答弁では、「コンビニから東西の村道全面補修を予定しているので、学生寮に曲がる交差点まで南側を拡幅して1.5メートルの路側帯を設ける。」でした。路側帯は設けられ、大学生が歩いている様子を見ると拡幅した路側帯を歩いているので、車を運転している自分から見て危険を感じるこれがこれまでありませんでした。

しかし依然として、寮から西 1－2 までの南北の道路を歩いている学生は、車を気にしながら歩いています。村民からも、特に秋の稲刈りシーズン、夕方ダンプで格納庫付近を運転していると突然歩いている大学生を発見して驚くことがあり、何度も危険であるとの声が寄せられています。

総合中心地は新しくできた住宅地でも必ず歩道が設けられています。県立農業短期大学は1973年、昭和48年 4 月に設置されました。51年経過しています。半世紀以上もの間、歩道を設置してこなかったことは本当に信じ難いことです。村にとって大変重要な大学であり、大学生です。安全に歩行できるための歩道や道路の整備は、大学生の命に関わる問題として最優先課題ではないでしょうか。歩道の設置はどのように検討されているでしょう

か。

総合中心地にある歩道の設置が財政上困難であるとした場合、道路中央線を抹消し、歩道を確保できないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、三村議員の質問にお答えします。

これまで村では、総合中心地内の歩道について、利用頻度が高く傷みの激しい歩道を中心に計画的に補修や整備を行ってきたところです。県立大学生の通行における安全確保については、令和3年度から令和4年度にかけて、寮から神社南側を通りコンビニエンスストアに至る村道上において視認性の向上のため街灯を4本設置するとともに、令和5年度には当該村道を拡幅し、車道外側線のさらに南側に1.5メートルの路側帯を設け、道路利用者の安全を確保したところです。

議員ご指摘の県立大学から西1-2に至る村道への歩道の設置につきましては、現在、来年度予算に向け、路側帯の拡幅整備を含め村内の交通安全対策について検討しているところですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

今年度、歩道に関して一通り改修が終わったのか、予算の計上が歩道に関してはなかったということで、いよいよ大学への、大学寮への歩道整備にかかっていたのかなと思っているのですが、そうすれば路側帯を拡幅するということで検討されるというそれは今年度検討されて、来年度の予算を考えられているのか。路側帯を広げるにしても側に側溝がありますのでその辺りのこととか、もし検討されている具体的な中身がありましたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

先ほど述べましたように、現在、来年度予算に向けて、路側帯の拡幅整備も含め、側溝もあるのも当然わかりますし又は別に歩道をつけるのかも含めて、こういった形が経済性も安全性も確保できるのかという観点で検討を始めたところですので、できれば来

年度予算に計上できるように取り組んでいければと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【９番：三村敏子議員】

いいです。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

【９番：三村敏子議員】

次に、村内の空き地・空き家対策はということで質問いたします。

全国的に空き家の問題が顕在化しています。村も例外ではありません。空き家が増えた場合、ネズミや害虫、雑草や樹木など、様々な問題が生じてきます。また、住人が減少することによりコミュニティ活動にも支障が出てきています。

村でも空き家対策の事業がありますが、他の自治体での事業も参考にしながら、新たな事業を始めてみるとともに、これまでの事業の見直しも検討してはいかがでしょうか。

①空き家の未然防止の政策も必要ではないでしょうか。

先日配布された自治体ワークスの冊子に、空き家対策の特集がありました。世田谷区では何でも相談窓口を設置し、空き家の未然防止の対策に切り替えました。一度空き家になってしまうと解決に時間を要するので、住んでいる間に相談してもらう。最近では子供に迷惑をかけたくないで、家のことを相談したいと高齢者からの連絡が増えているとのこと。世田谷区では終活セミナーなどの開催により、家について考えるきっかけとなっているそうです。

また、山口県美祢市では郵便局を相談窓口としたことにより相談件数が増加しました。

村内では何でも相談が社協にあります。これまで社協には近隣の空き家の木の枝についての相談はあったということでした。社協では相談を受ければ専門家に繋げるそうです。社協が相談窓口として住民が気軽に家のことを相談できることをお知らせしたり、郵便局にお願いして、身近な郵便局が相談窓口となることにより、空き家の未然防止に繋がるのではないのでしょうか。

②村が空き家を借り上げて、リフォームして貸し出す事業はどうでしょうか。

こちら自治体ワークスに掲載されていた事例ですが、高知県檮原町では空き家を町が借り上げ、水回りを中心に最低限の改修をして移住者に格安で貸し出し、10年間で411人が移住したとのこと。

③空き家解体撤去費補助金による効果が見込まれるのではないのでしょうか。

井川町では空き家解体への補助事業があります。空き家等解体撤去費補助金が今年度上

限100万円。平成30年度からスタートして、今年度上限を100万円にしました。それまでは50万円であったそうです。平成30年度から令和5年度までのトータルで12件の実績がありました。空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金上限50万円、こちらは今年度からの事業で、実績は今のところゼロということでした。

④住まいづくり支援事業の見直しは。

60周年を迎えた村は、住区ごとに雰囲気や住区の運営方法など違いがあるので、慣れ親しんだ自分が今住んでいる住区から他の住区に移ることは抵抗があると聞きます。抵抗があったとしても空き家・空き地となっているところは敷地の面積が広いので、購入するとすれば村外からの移住ではなく、農家が購入するケースが多いのではないかとという声も聞かれます。しかし、この事業では100万円の補助金の他に商品券の補助がありますが、農家には商品券の補助がないことが明記されています。商品券の交付対象者については、農業経営者、農業専従者及び農業法人等における家族従業員の世帯員及び18歳以下のものは交付対象外となります。農家にも商品券を補助し、空き地・空き家の購入者増加を図るべきではないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、三村議員の空き家対策に関する質問にお答えします。

1点目の空き家の未然防止対策についてですが、村においても空き家が見受けられるようになってきていることについては懸念しているところです。空き家に関する村への問合せも年に数件寄せられており、空き家敷地の草木が伸びているといった環境面についてのものが主な内容です。そのようなケースでは所有者へ連絡し、適切な対応を取ってもらうようお願いをしております。

議員のおっしゃるとおり、苦情が出るような空き家が発生する前に未然に対策をとることも大切だと考えており、固定資産税の納税通知書に空き家に関するチラシを同封し、所有者に空き家の適切な管理をお願いしております。

なお、空き家に関する相談は、役場総務企画課でも随時対応しておりますし、社会福祉協議会では「なんでも相談」を行っておりますので、今後はより相談しやすくなるよう関係機関とも連携してまいります。

2点目の質問についてですが、村として空き家をリフォームして貸付するということについては、借りたいという需要がどの程度あるかなど慎重に検討する必要があると思います。村としてはまず、現段階で登録のない空き家バンクについて気軽に相談できることなど登録を呼びかけ、空き家の活用につなげていきたいと考えております。

3つめの質問についてですが、空き家解体撤去に対する補助金についてです。倒壊の危

険や衛生面が著しく心配される状態の空き家、これを特定空家といますが、これらを対象に実施されているのが他自治体で行われている補助事業のようです。現在、村内に確認されている空き家の中には倒壊の危険や衛生面が著しく心配されるものはないと認識しておりますが、そのうえで所有者に適正な管理をお願いしております。現段階で村では空き家の解体撤去を積極的に進める段階にはなく、繰り返しになりますが、空き家バンクへの登録を促すなど空き家の活用を図る方向で考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

4点目の質問についてですが、現行の住まいづくり支援事業費補助金における商品券交付の要件として農家等が除外されているのは、村外からの移住を促して村の人口を増やすという政策目的からであります。そのため、村内に住所を有する農家やその後継者は対象外としておりますが、村内の農業従事者の方々に対しても同補助金で増改築やリフォームに関する補助は行っておりますので、ご利用くださるようお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

その未然防止の方は、未然防止というのは大事な考え方だなと思ったのですが、写真が載ってまして、やはり役場に来るといのはちょっと抵抗がありますので、郵便局といのはすごくいいアイデアだなと、具体的な例を見て、その郵便局の前にのぼりを立ててありました、その写真に。郵便局は「ちょこっと」も側ですので、高齢の方たちもよくちょこっとの方に訪れますので非常に良い場所ではないかと、自分でも「いや、いいアイデアだな」と思いました。社協の方でもやっているということを皆さんにもっとPRして、そういう未然に防止するという考え方が重要なのだなと自治体ワークスを読んで考えたところでした。

あと農業者への補助金の件ですが、村内の中の空き家や空き地を誰が購入するのか、どういう方に買っていただくのかといったときに、移住の方ではなかなかあの敷地、それからもし中古の住宅を利用するとしても結構大きい住宅が多いので、そういうところを考えるとやはり農家の方の方が購入しやすいのではないかと考えるのは、やはり敷地が広いと農家だとどうしても自動車の台数が増えるので、自動車を停めるのにやはり敷地が広いのが便利であるというところがあります。ですので移住していただくための補助金であるということはわかりますが、空き地・空き家対策として考えたときに、同じコミュニティの中、同じ住区であればまだ抵抗が少ないけれど、他の住区までというのはやはり、他の住区に住むといのはちょっと抵抗があるといのはよくわかりますのでその抵抗感を減らすためにも、動機づけとしてやはり移住者と同等かそれ以上の補助金とか何か考えないと、

なかなか空いている今のコミュニティの中に入っていくというのは大変なことなので、そこを今のままで空き地・空き家が増えていってしまうのではないかとこのところをどう考えていくのか、他に何か対策として考えられているのか、その点に関してはどのように考えられているのでしょうか。

空き家解体撤去補助金ですけど、これも危険になっている空き家が今のところないということですけど、それに関してもやはり何かしらの補助金がないと、解体の費用が非常に上がっていますので、以前質問したときも同じことを言ったとは思いますが、何かしらの支援が必要ではないかと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず相談窓口については、先ほども話をさせていただいたように総務企画課、役場の他に社会福祉協議会でもそうした相談には乗っていただいているところです。ただ、具体的な相談はないそうですが、一応窓口としてはある状況です。そうした中、他では郵便局もそういう対応をさせていただいているということでありまして、こちらも郵便局の方にも伺ってみまして、そういった対応していただけるのであれば別に村としては特に問題はないと思いますので、話はさせていただきたいと思います。

また補助金についてですが、先ほども話をしましたように、補助金の100万円は村内に住んでいる人も使えるわけですが、同じように。プラスの商品券部分の最大100万円ですが、それも1家族25万円でしたか、家族1人25万円、ですから4人で最大100万円ですから、2人だけだと50万円しかもらえない。その分は村外から来た人にしか交付しない形になっていますので、そういう意味で村外からの移住者を今優先する形で事業を進めているということですので、どうかご理解をいただきたいと思います。

その上で、そういった事業がある上でですが、新たに解体をするのにプラスまた100万円とか、今のところはそういったことは考えておらず、新たに建てる方について補助をすると、解体をして更地にするための補助までは今は考えていないということですので、ぜひ所有者に、その空き家も明確な空き家ということはわかりづらい状況で、ぜひまずは空き家バンクに登録して明確な空き家であるということの情報をいただければ、その次に利用者の相談にのりやすくなったり、または議員おっしゃるような次の段階の、そこをリフォームして活用するのはどうしたらいいとか、そういった議論にも繋がっていけるのではないかなと思いますので、まずは登録を呼びかけることをもう少し工夫しながらまた取り組んでいければと思いますし、現行の補助制度についてはまず現行の形で運用をしていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、先ほども話をしましたように、新たな分譲地を今開発しています。来年度からの

2年間は太陽光パネルを設置したりということには脱炭素事業から補助をつけられる状況にありますので、ぜひこうした機会に活用して家をリフォームしたりまたは新築したりということに活用していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

失礼しました。

先ほど25万円と商品券の話をしてしましたが、そちらは分譲地でありまして、大変失礼しました。

中古住宅を購入し、住宅を解体し新たな住宅を建築した方には、1人10万円ということでもありますので。こちらは移住は関係なくですのでちょっと上乘せがある、上限30万円ですがそういうふうにしております。こちらやはり農家はだめだということでもあります。

大変失礼しました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後3時30分)

(午後3時32分)

再開いたします。

追加をお願いします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

金額については先ほど言ったようなことでして、またそもそも村としてここに、先ほどお話ししたような補助金を出して、そういった村の分譲地以外の村内の中古住宅等を購入された方にも活用してほしいということで、こういった事業を進めているところです。ただ残念ながら、先ほどもお話ししたように、そうした物件を所有している方が空き家バンク等に登録をいただけないということでありまして、その方は何か活用を考えている場合もあるだろうし何ともしようがないというか、そういう状況になっていまして、ですので引き続き工夫をしながら、もし利用を考えていないのであれば空き家バンクに登録していただいて、それからいろいろまた活用についてはまた相談にも乗りやすくなりますので勧めていただきたい。

幸い1件だけ空き家バンクの登録がありまして、その方については既にもう新たな利用者が決まっておりますので、ぜひ登録していただければ、次に繋げていけるとと思いますので、よろしくお願いします。

以上です

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9 番：三村敏子議員】

空き家バンクに登録されないということが一体どういうことなのか。やはり空き家バンクに登録していただいて、空いているところがきちんと住むことができるようになることによって、またコミュニティが持続していく。そのコミュニティがなかなか、コミュニティ活動も難しくなってくるというのを皆さん村民の方、心配されていますので、それを一体どうするのかというところが、農家の方とかが今、集合住宅とか村営住宅に住んでいた農家の方が中央の方に宅地購入された方、農家の方たちもそういう新しい集合住宅とか、分譲地に入っているわけです。でも村民とすればやはり空き家・空き地にしないでそこにどなたかが住んでくださればいいのによって思っている方が多いと思うのですよ。ただ、それがなかなか進まない。なのでみんな心配しているというところがあると思うので、今の事業を始めてから何年かになるのですけれど、それでもなかなか進まない状況だと思いますので、私が考えたのはやはり同じように補助金を出すべきではないかというところですが、もっと動機づけになるような何かがないと今のままでは同じような状況が続くのではないかと、村民の心配も続くのではないかとと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

先ほど来話をしているように、村外からの移住という新たに村民を呼び込むのと、村の中に住んでいる人が結婚を機にもう 1 軒別で暮らすというそういう、ちょっと分けて考える必要があると思っています、ですので先ほど来話をしているように、外から新たに來る方には、ある程度条件をさらに良くする形を今後もとっていきたいと思っています。村に住んでいる方が結婚を機に別に暮らすために、村外に行かれるよりは村の中に住んでもらった方がよほどいいので、そういうためにまずアパートであったりいろいろな新たな住みやすい環境を整えています。その上で、今空き家と思われる場所が見受けられはするのですが、残念ながら空き家バンク等に登録されていない状況でして、なかなか何とも活用がしづらい。ただ、仮にそういうところが、希望する方が購入できた場合には、新たに家を建てる場合は同じ金額の補助金を出せますが、商品券においてはちょっと額に差があるとそういう状況であります。

ですので、村としても何とかそういう物件があれば活用を促進はしていきたいという思いは一緒でありますので、今後もこうした取り組みは継続していきたいと思ひますし、いろいろな時代の変化の中で家族の暮らし方というのも変わってくると思ひますが、柔軟に対応できるような形で、また古い住宅も何とか空き家のまま長くいて本当に危険な空き家にならないようにそこはしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、そのためにも引き続

き所有者に対しては呼びかけていきたいと思っていますので、どうかよろしく願います。

以上です。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

通告に従い3点質問させていただきます。

1点目、体育館増改築基本設計入札についてということで質問させていただきます。

今年度、村民体育館の増改築基本設計について予算計上し、4月に入札を行いました。既存施設の耐震補強を含む基本設計とのことでしたが、入札調書を見ると指名競争入札により7社が応札し、当初の予定価格に対して落札率は約17%という結果でした。村民の税金を使って事業をする以上、安く事業ができるに越したことはありませんが、一方で入札価格があまりにも安価な場合、業務・事業の質が確保できるかという点で不安が残ります。

この点に関して1点目、落札価格が低くなった要因は何でしょうか。当初の積算よりも大幅に低い落札価格ですが、業務の質を確保し、適切な基本設計が滞りなく行えるのでしょうか。

そして2点目として、今後基本設計が終わり、このまま仮に事業が進むのであれば、次に実施設計、その後、建設と事業が進むことになるとと思いますが、改めてそこについては入札を行う予定でしょうか。実施設計においても入札を行う場合、全ての入札参加が可能な事業者が、公平に入札に参加し競争を行うような条件・仕様となるのでしょうか。

以上、2点教えてください。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

4番、黒瀬議員の質問にお答えいたします。

村民体育館増改築基本設計業務については、国土交通省から示されております官庁施設の設計業務等積算基準により算出した設計額に基づき、4月に指名競争入札を実施し業者選定を行っております。現在は、請負業者と、大潟村新体育館基本構想に基づき協議を重ねているところであります。

さて、1つめのご質問の落札率が低くなった要因についてですが、これは業者間の競争の結果であると捉えております。今回の入札結果を見ますと、予定価格と比較した入札額の比率は70%以上が4社、50%台が1社、10～20%台が2社と、6社中4社が70%を超え

ており、予定価格には何ら問題はなかったと考えております。

また、積算よりも大幅に低い落札で適切な基本設計が行えるかについては、請負業者のコスト面を不安視してのご質問と推察しますが、言うまでもなく仕様書で定めた図面や設計書などの成果品を提出する契約ですので、請負金額の多寡に関係なく誠実に対応していると考えております。なお、同社は過去に現体育館の設計業務を担当し、全体を把握している事業者でありますので、これまでの取り組みを見ましても、村の意向や村民のニーズに沿うよう誠実に業務にあたっており、特段問題はないと感じております。

次に、2点目の実施設計の業者選定は入札を行うかについてですが、選定にあたっては大潟村建設工事等入札制度実施要綱並びに大潟村条件付き一般競争入札実施要綱等の原則に基づき、公平かつ適正に実施する予定であります。

なお、体育館の増改築に関しては、これまでも多くの村民から事業の進捗状況を聞かれることが多く、非常に村民の関心が高い事業であると感じております。引き続き、請負業者と協議を重ね、村民の皆さんに喜んでいただける施設となるよう事業を進めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。業者の努力によってという部分があるのかなと、金額については思うのですけれども、入札という制度上、できるということに対して誠実に対応していただく、仕様に基づいて対応していただくというのは当然なのかなと思うのですけれども、この点、再質問ですけれども、今回に限らずですけれども最低落札価格がないという場合に、応札が相当、その落札率が低くなった場合に、契約等を行うにあたって本当にそれが行えるのかというところはですね、確認する術というのは基本的にその制度上ないものなのですかね。そこに、何か確認をした上で最終的な契約をするというものではなくて、あくまでもその仕様に基づいてできると言って、落札額が例えば相当安価であろうとも、そういうものはいくものなのか。それともあまりにも安価な場合にそこを例えば当局側として何かチェックしてという形は取れるものなのか。またそういう制度、そういうシステムがあるものなののでしょうか。その点、お聞きしたいなと思います。

あと2点目として、こういった建設・設計というものではないですけれども、入札なんかでよく言われるのが、システム導入ですとかそういった入札ですと落札額が大幅に1円ですとか安価にした上で、その後の機器導入ですとか保守とかそういったところでトータルで収益を上げていくというやり方がたまに問題視されている傾向、もしくは何ですかね、広告宣伝的な意味合いを持って安価に行政の事業を獲得していくというやり方があるかと

思います。今回の事業においてはそのような形は難しいのかなと思うのですが、今回これが例えばすごい安価になったことで、その後の、例えば実施設計ですとか建設にその分、跳ね返ってじゃないのですが、要するにトータルコストとして、その後の建設もしくは建設後のメンテナンスまで含めるとトータルコストで不利になるというようなことはないものなのかなと。もしくはその点、何か懸念されるようなことがないのか、そこあたり懸念がないのか検討されたのか、その点はどのように考えられてやられていますでしょうか。その辺、何かありましたら教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

工藤副村長。

【副村長：工藤敏行】

黒瀬議員の再質にお答えいたしたいと思います。

まず最低契約の懸念なのですが、まずうちの方で最低制限価格を設けていないのは、前にもご質問でお答えしているように、職員が確実に確認できるもの、例えば備品でも、それから上下水道になるとなかなか難しいです。そういった外構関係でも適切に、もちろん検査の専門家にもお願いしますけれども、職員も共に確認できるものということで、最低制限価格は設けていないということです。

それと、今回の低価格での落札については、これは先ほど申しましたように、業者間の競争原理が働いたのだらうなど。ただこれについては、きちんとうちの方で仕様書は明示していますので、そのとおりに執行していただいているというか、いかなければならないということと、今までも計7回ほど業者が来たり、うちの方と合わせてそういった協議をしていますので、今のところ私もその中に入ったりしていますけれども、誠実に対応していただいているということでもあります。その結果、今後の実施設計にそういったものが影響あるのではないかと懸念されていると思いますけれども、これは基本設計がきちんとできまして、実施設計額というのは大体、通常、原則論でいきますと総事業費の何%相当という大体目安がありますので、これがこの業者の基本設計が将来の実施設計額に影響されるということはないと思っているところです。

以上でよろしいでしょうか。あと何かありますでしょうか。

【4番：黒瀬友基議員】

再々質でもう一回、はい。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。今回の件に関して言えば、業者も誠実に対応しており、今後の実施設計等に影響があるようなものでももちろんないですし、事業が適切に行われていくというご

説明は理解しましたので。

もう1点、すみません。先ほどの再質のときに質問の仕方が悪かったかもしれないですけども、もちろん入札の仕様としては当局側も提示されていて、それに基づいて成果物を納品していただく、建設台帳を作って納品していただくという形になるかと思うのですけれども、そのときに極端に落札率が低くてですね、途中で、例えば事業が実施できない、もしくは成果どおりに納入ができないといった場合に、もちろんペナルティ等はあるのでしょうけれども、やはり村としてはその事業が計画的に実施できなくなってしまうという問題は生じてくるのかなと思うのです。そこで、例えば1回契約自体が破棄されてではないですけどもそういったことを考えると、入札の仕様上、難しいかと思うのですけれども、その入札が終わって明らかにというか、本当にこれでできるのだろうかといったときに、その契約をする以前の段階で何かしらそこを確認する術というのはやはりないものなのですかね、制度上。制度的にそこを何か確認する術というのはあるのかということをお聞きしたかったのですけれども。

【議長：丹野敏彦】

工藤副村長。

【副村長：工藤敏行】

低価格の入札額によって、例えば途中で事業がもうできなくなるということが懸念されますので、入札審査会というのがありまして、その中で要するに指名業者を選定するわけですけども、そういったことがない業者であるという前提でですね、経営状況なり、それから社会的責任、そういった業者そういったものを選定して、うちの方では入札審査会を開催しているということですので、では全然ないのかと言われますとそういう心配はないこともないのでですけども、今までもうちの方で入札審査会で選定された業者さんには誠実に対応していただいているということで、ご心配はあるかもしれませんが、うちの方ではそのように信頼して業者さんを選定しながら入札しているということですので、よろしくご理解願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

次の質問に移らせていただきます。

続いて、国際交流の在り方についてということをお聞きさせていただきます。

現在の大潟村総合村づくり計画においては国際交流の推進が含まれており、現在はデンマークとの交流を進めているかと思います。国際交流は大潟村の特色ある取り組みであります、一方で他の自治体の基本計画を見ても、国際交流を総合計画に盛り込んでいる自治体が多いわけではない状況です。

村の基本計画にも書かれている、村づくりを進める上で重要となる広い視野を持った人材を育てるための国際交流という考え方については一理ありますが、一方で、広い視野を持った人材を育てる手段としては、国内の地域交流や文化・芸術・教育活動など、様々な活動を通じて広い視野を持った人材を育てることは可能かと考えます。この点ではですね、絶対的に国際的な広い視野が村づくりを進める上で必要ということではなくて、様々な多様性のある中で広い視野を持った人材が必要ではないかと思います。

さて、そのような中で、特に円安や物価高の影響により国際交流を行うコストが増していく中では、広い視野を持った人材を育てる上で国際交流ではない手段の検討や、引き続き国際交流を進めるにしても、その計画及び事業の効果というものの検証は今まで以上に厳格に行う必要があるというふうに考えます。

そこで何点かお聞きしたいのですが、1点目として、村の国際交流全般の目的、目標は何でしょうか。

2点目として、村のデンマークとの国際交流の目的、目標は何でしょうか。

3点目、昨年デンマークを訪問していますが、その後の具体的進捗はどのようになっていますでしょうか。特に1点目、友好都市協定締結の状況、2点目、デンマークとの教育交流の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

また最後4点目として、8月から新たな国際交流員1名が勤務しております。具体的にどのような役割や仕事を担い、何を成し遂げるために勤務しているのか。

以上の点を教えてください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

4番、黒瀬議員の質問にお答えします。

1点目の国際交流全般の目的、目標についてですが、村の国際交流事業は村民の国際感覚の涵養と異文化理解の促進を図ることを目的としております。国際交流活動や海外研修を通じ国際感覚豊かな広い視野を持つ人材を育てることで、村づくりにも繋がるものと考えております。

2点目のデンマークとの国際交流の目的ですが、村は平成26年より、再生可能エネルギー活用への取り組みを本格化させ、再生可能エネルギーの先進地であるデンマークへの視察をきっかけに交流が始まりました。その後、平成28年には駐日デンマーク大使館と大潟村の総合交流に関する覚書を調印し、国際交流員の招致や東京オリンピックのボート競技のホストタウンなど様々な交流を図ってきたところです。ホストタウンの繋がりから、子どもの遊び場創生事業においては、デンマーク製の遊具を採用しオーデンパークに整備しました。また、その際には在日デンマーク企業から寄附金もいただいております。

脱炭素事業への取り組みにおいても、デンマークでの再生可能エネルギーの活用が参考

になっており、また、デンマークは「世界一幸福な国」といわれており、福祉大国とも評されております。エネルギー分野のみならず、様々な分野で交流を図り、優れた文化や施策から見識を得ることで豊かな村づくりに繋がるものと考えております。

次に、3点目のデンマークとの交流事業の進捗についてですが、昨年デンマークを訪問した際には、村とサムソ市、サムソ・エネルギー・アカデミーと地域の脱炭素を進めるための連携協定を結んでおります。また、来年1月にはサムソ市長がアカデミー代表とともに村を訪問する予定となっており、友好都市協定締結につなげたいと考えております。

また、教育交流については、コロナ禍以降中断しておりますが、オーフス大学の富岡教授を通じ、デンマーク国内の義務教育学校の情報収集を続けながら検討していただいているところです。そうした中、台湾との中学生の教育交流が具体化しており、当面は台湾との教育交流に重点を置くことになります。

最後に4点目の国際交流員の業務についてですが、新たな国際交流員であるクリスチャンさんは日本語・英語も堪能で、国際交流イベントや、講座、語学教室、インバウンドも視野に入れた村の情報発信など、子どもから大人までを対象とした多様な活動をしていただくことを想定しております。また、研修・交流事業においては、日本語、英語、デンマーク語を高度に扱える能力や現地の知識や高いコミュニケーション能力を活かし、先方との連絡・調整、現地におけるアテンドを主な業務として担っていただきたいと思います。こうした業務を通じて、村とデンマークの交流の深化はもちろん、他国との交流を図っていききたいと考えております。

国際交流員はクリスチャンさんが3人目となり、これまでの方々も村民と積極的に交流し、村や秋田の文化を深く理解しながらデンマークとの交流事業の発展に尽力していただきました。退任後も応援大使として関わりを持っていただいております。村に深く関わりを持つ外国の方々が増えることで、ますます国際化が進む日本において、村の国際交流の発展は村づくりに繋がるものと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

はい、わかりました。

今のデンマークとの交流のお話、友好都市協定の締結等に関しては来年1月に市長の方が来られる予定でという話で進んでいるのかなと思います。

総合村づくり計画によるとですね、先ほども村長も話されていますけれども、「世界一幸福な国と言われるデンマークで研修を行い国の仕組みや人々の考え方等について学んで、村づくりに役立てる」というのがデンマークとの国際交流の目的の1つになっているのか

なと思います。

ただですね、昨年の12月議会の村政報告において、村長がデンマークに訪問した後の村政報告ですけれども、「今回短い期間でしたが、大変有意義なデンマーク訪問となりました。今後はサムソ市との友好都市協定に向け具体的に進めるとともに得られた知見を踏まえ自然エネルギー100%の村づくりを目指して取り組んでまいります」とあるのですね。幸福度とかはないのですよ。自然エネルギー100%のために交流しているように、どうしてもこれは聞こえてしまうのですね。デンマーク自体は農業国でもありますし、オーガニックですとか、あとデジタル化、ここあたりも非常に進んでいる。先ほど福祉の話もありましたけれども、そういった話もある。様々学ぶべき点があると思います。また世界一幸福な国と言われているというところにおいて、例えばそれが、大潟村は世界一幸福な村を目指すという大きなビジョンがあるのであればまた関連性があるかなと思うのですけれども、今のデンマーク交流を見ているとですね、どうしてもそういった観点ではなくて、ただただ自然エネルギーの点だけにというのに見えてしまって、すごい残念なのですね。やはりこれをもうちょっと進めていくのであれば、そういった多様な価値観、多様なデンマークの良さを村に持ってくる、村の人たちの知識、村の中に活かしていくというところをもう一度考えてやっていただきたいなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

それと、もう1点、教育交流に関してです。先ほど、台湾との交流を当面行うというお話でした。以前の議会での説明においては、台湾との交流は実行委員会主催であり、村としては交流活動は引き続きデンマークとの交流を模索するという説明であったかと思います。ただ、すみません。中学生の保護者の立場で、現場で話を聞いているとですね、現場での説明はそうではなくて、「デンマークとの交流はコスト的に厳しいので、もう台湾になりました」みたいな説明が現場でなされているのですね。実際はどうなのかなというその点をお聞きしたいのと、あと昨年、23年9月、デンマーク訪問の補正予算のときだとも思いますけれども、総括質疑の中で課長からの答弁として、デンマークとの教育活動についてもデンマークのオーフス大学の日本語教授の方にいろいろ調整していただいて大体交流できる学校の目処がついたという話だったのが、村長がデンマーク訪問された後の村政報告、12月には、引き続き将来の総合交流が可能な学校について声掛けを行っていただけるとのお返事をいただいたという話に、若干後退しているような話に見えます。そこ辺りの違いというのは何なのか、その点もお伺いしたいなというふうに思います。

国際交流員については、正直な話、ご本人のスキルがどうという話をしているわけではなく、そこはすごいスキルを持った方が毎回来ていただいているのだなというふうに感じております。ただ、なかなかそれは正直な話、果たして役場側でそれを活かし切れているのだろうかというところが一番不安がありまして、そこ辺りもう少し、やはり来ていただく上での意義、目的、もしくは活動内容等を国際交流全般、多様なという、先ほど説明がありましたけれども、そこだけではなくてももう少し具体的なところに落とし込んでいって

いただいて、やるべきことをしっかり定義していく必要があるのかなと思いますし、国際交流全般に関しても、もう一度、様々な優れた国際的な感覚を養うとかいう話ではなくてですね、それをどう村づくりに活かすのかというところにおいては、もう少しシビアな計画があつていいのではないかなというふうに思いますので、その点、今後、来年度も事業を行うのであれば来年の予算でしょうし、この先また継続してずっといくというのであれば、第3期の総合村づくり計画の中になってくるかと思うのですけれども、そこ辺り全体的にもう少し詳細に取り組んでいく必要があつてですね、若干何かふわっとした感じが見えてしまうので、そこあたりも全般の話としてそのようにもう少し細かく意義・目的等を明確にしていなければならないと思いますが、その点も含めていかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず昨年への訪問については、再生可能エネルギーのデンマークの補助金を活用した形で再生可能エネルギーを中心に訪問してきて、その一環で、オーフス大学で学生等の交流やそしてこのオーフス大学の富岡教授との意見交換の場を持てたということでありまして、ですので村政報告の中心が再生可能エネルギー関連になったということとはご理解をいただきたいと思います。

また、そうした中ではありますが、昨年デンマークの地方の方を主体に再生可能エネルギーの、ボイラーを作っている工場とかパイプを作っている工場とかは地方の方にありまして、地方も主に回ったわけですが、田舎の方、農村地帯なわけで、家も点在している中で、まず耕作放棄地が一切ない。また、田舎の家々が質素ながらもちゃんと暮らしが息づいているというような、日本の、先ほどの話ではないですが空き家で問題になっているというような感じは見受けられませんでした。そういった点も含めて、日本の国の制度が今までこれだけ耕作放棄地が増えた状況を作ってきたということは何だったのかなというのは非常に感じたところでありました。

そういったことで、また実際にオーフス大学に行って富岡先生と教育交流について具体的な話をするということで行った中で、事前に富岡先生の方が特定の学校と協議を重ねていただいて、その報告を受けるというようなことで交流に繋げる予定でしたが、実際に話を詰めていく中で、その予定していた学校の方がちょっと日本との交流は難しくなったということの話でありました。ただそのときも、これで終わりということではなくて、引き続き先生においては他の学校もあためてみるという話をいただいてきたので、現在、引き続き情報収集を継続しているというような形の答弁をさせていただいたところです。

ただ、具体的に既に台湾との交流がもう明確になっていますので、当分の間はまず台湾と交流を続けながら進めるということになろうかと思いますし、仮に富岡先生が大潟村と

交流する学校が見つかったということであれば、どのような形が取れるかというのはその時点でまた検討し、実際にやれるかやれないか、台湾との関わりもありますので、その時点で考えていきたいと思っています。

また今、その再生可能エネルギー分野を中心ではあるんですが、実際大使館との協定もありまして、大使館の方からもいろいろ話をいただく機会があります。その中の1つにデジタル化についてデンマークの国として支援する事業があるということで、一度村で話を聞く機会がありましたが、残念ながらちょっと具体化まではいくことができませんでした。

デンマークは人口が550万人と非常に少ない国ですが、1人当たりGDPは日本の3倍ぐらいになっている国です。今後、日本は人口減少社会にもう入った中で、やはり一人ひとりが豊かな暮らしを目指していかないと非常に日本自体が厳しい、また村も同じだと思っていまして、いかに一人ひとりが、これからを生きる村民一人ひとり、または国民一人ひとりが豊かに暮らしていけるかということについてはもっとデンマークから学び、そしてやれるところは取り組んでいくということはますます重要になってくると思っています。

今まで、確かに再生可能エネルギー分野中心でありましたが、幅広く今後の村づくりにこうした関係を活かしていければと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

私からは、以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

再質問の中で、もう1回再々質問で聞こうかなと思いますけれども、国際交流員の方の業務内容、あと今後の国際交流における、今いろいろとご説明いただいたのですけれども、そういったところをもうちょっと明確にさせていただいて、確かにデンマークは再生可能エネルギーもあるし、福祉もあるし、豊かだしというのはいろいろありますし、デンマークに限らず海外に出向くことで国際的な感覚を養うという、ふわっとした、その意義もあると思うのですけれども、もう少しちょっとシビアな事業計画というか、事業の目標、目的を立てていただきたいと思います。その点、国際交流全般と国際交流の活動について、その点いかがでしょうかというのが1点。

あともう1点、先ほど去年のデンマーク訪問については、これはデンマークのエネルギー補助金を活用してというお話でしたけれども、これはあれですね、去年、当初予算で村づくり研修の予算と、9月補正のエネルギー補助金と両方で行かれていると思うのですね。この話は多分去年の9月補正でもさせていただいて、その村づくり研修とエネルギーは一緒の話なのかという話をさんざんさせていただいたと思うのですけれども、村づくり研修に関して言えばそのデンマークのエネルギー補助金とは関係ないわけで、やはりもうちょっとその部分で、村政報告も含めて、またそれをその後の村政に活かす部分とし

てはエネルギー分野ではない部分に成果を持ってきていただきたかったと思うのですけれども、その点いかがでしょうかというのと、このとき補正を組んでいますけれども、村長はどちらの予算で行かれたという形になるのでしょうか。

以上の点、教えてください。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後 4 時15分)

(午後 4 時18分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず補助金の活用ですが、国際交流関連予算でということで大きく分けた場合、私と議長と国際交流員のアンドレアスさんの3名が村の国際交流で、デンマークの補助金を活用したのが生活環境課の職員3名という形で分ける形になっていますが、合同で視察してきて、先ほど言ったように、サムソ島では市長らと協定を結んだり今後のことについて協議し、また地方も回って視察し、またオーフス大学では子どもの国際交流について協議を行ってきたということでもあります。

国際交流員の在り方についてですが、国際交流員については、初年度においてはまさにデンマークのホストタウンということでオリンピック誘致という明確なテーマがあって来ていただきました。

また、その次の国際交流員については、その後、サムソ市との国際交流の推進ということの協定を結ぶというようなことも踏まえ、現地とのやり取りというようなことが1つのテーマであるわけですが、その中でも本人が希望する形で、村の中においても国際交流に関する事業等を行っていただいたところです。

今回そうした中でサムソ市に行って、市長及びサムソ・エネルギー・アカデミーの代表の方と再生可能エネルギーに関する協定をまず結んできた。来年1月には市長がこちらに来ることの計画がされているところでありまして、その事業については引き継ぎをしながら協定締結に結びつけていければと思っております。

またそうしたこと以外にも、先ほど来話をさせていただいているように、村内でも国際交流活動が活発に行われていますので、そうした取り組みの推進にも取り組んでいただきたいと思います。また本人が日本文化等にも興味のある分野もあろうかと思っておりますので、そうしたことをきっかけとした様々な交流活動についてもぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

国際交流全般の今後の取り組みということですが、このようにいろいろなデジタ

ル技術が進んできてはいるものの、やはり実際、人と会って話をしたり、または実際に現地に行ってみて、または触れてきたりというようなことは、ますます重要になっていると思っておりますし、国際的な繋がりはずっと深まってくると思っています。そうした中で、大潟村においてもそうした感覚を持つ村民が一定程度いながら、様々な国とまたは人と関係性を築いていくということは村の財産になっていくと思っておりますし、ぜひそうしたことが活発に行われる村であってほしいなと思っております。そうしたことを進める上でも国際交流活動というのは大事にしていきたいなと思っておりますし、村民の中にもそうしたことに非常に熱心に取り組んでいる方もいらっしゃるので、連携した形で取り組んでいければと思っております。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に入ってください。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

はい、わかりました。先ほどの話ですみません。村長が行かれたのがエネルギー補助金ではないということで。

答弁訂正はしなくていいのかなと思うのですが、次に行かせていただきたいと思います。

最後ですので、楽しい話題で終わろうと思います。

最後、中学校吹奏楽部東日本大会出場への最大限の支援をということで質問させていただきます。

9月8日に岩手県で行われた東北吹奏楽コンクールにおいては、大潟中学校吹奏楽部が見事金賞を受賞し、10月に茨城県水戸市で行われる東日本学校吹奏楽大会の出場を果たしました。実際に私も県大会までは聴きに行きましたが、何人かの部員はですね、ステージ上を移動しながら複数の楽器を担当していたことに驚きましたし、それにより幅のある演奏ができたことがこういった結果に繋がったのかなと素人ながらに感じております。

今回、初の東北大会出場に加えて、13名という少ない人数で全国大会がない小編成部門においては最上位大会に位置する東日本学校吹奏楽大会に出場することは快挙であります。また、今回まだ全出場校は決定しておりませんが、未決定の地区大会に村立の中学校の出場はありませんし、先週末に開催された西関東大会では出場していた新潟県の村立中学校が東日本大会への出場を果たせなかったということで、東日本大会の中学校小編成の部門では唯一の村立中学校の出場になるかと思えます。また県大会を勝ち抜いて出場する東北地区等ですね、各地区大会に出場した村立中学校を見ましても、先ほど言った新潟の学校と大潟中学校だけということで、そういった意味ではすごい快挙ではないかなというふうに思っております。

ただ一方でですね、大会ごとに行うホールでの練習における使用料ですとか、楽器の運搬、また外部講師への謝礼などは上位大会が進むごとに掛かり増しになっていきますし、その点、部員数が少ない場合には特に保護者の負担が増してくると思います。わずか13名ということで9月の東北大会出場にあたって、すでに親の会では新たに通常の年会費に匹敵するような会費の徴収を行っていますし、親としては親の会の会費だけではなく、保護者個人の負担として、引率ですとかそういった負担が増しているような状況です。これが東日本大会、茨城県での開催となればさらに負担は増してきます。親の会が中心となり村民の方などに向けた寄附の依頼も始まっていますが、部活動自体がですね、中学校の教育活動の中にも位置づけられているかと思います。

今回の村長の村政報告においても一番最初に報告されるほどですし、「関係者の皆様のご努力への敬意を表し、併せて、来月開催される東日本大会での活躍を期待したいと思います。」とありました。村また村長としても相当な期待をされているのかと感じられますけれども、活躍をするにあたってはやはりしっかりとした練習も必要ですし、そのためにはある程度の費用も発生してきます。

今回、ちょうど村創立60周年に華を添える華々しい活躍に対して、村として生徒が持つ力を最大限発揮できるよう期待するとともに、万全の支援をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

先ほど、黒瀬議員の質問の中にありましたように、演奏人数25名が上限となる小編成部門において、大潟中学校吹奏楽部は中学3年生が3名、2年生・1年生合わせて13人という少ない人数で最上位大会である東日本大会への出場権を獲得しました。大変すばらしい活躍であり、大潟村としてもできる限り支援を行い、万全の状態で東日本大会に臨んでいただきたいと考えております。

村では、中学生が活躍する体育及び文化芸術部門において、学校や地区の代表として大会等に出場する場合の旅費等に対して補助を行っています。この度、岩手県奥州市で行われた東北吹奏楽コンクールにかかった旅費、具体的には、交通費、宿泊費、大会参加料、楽器運搬料など、大会参加のために係る費用約78万円を生徒派遣費補助金から支出しております。今回の東日本大会への出場に関しましても同様に支援を行いたいと考えておりますが、当初措置した予算が不足するため、追加の補正をお願いする予定であります。

なお、練習会場の使用料、外部講師の謝礼についても、部活動後援会と連携しながら、大潟村として最大限の力を発揮できるよう支援を行い応援してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また今回は、保護者の会とも協力しまして、保護者の会では村民の方々にも寄附の方をお願いしているということでした。皆様のご協力もよろしくお願ひしたいということで、以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時31分)

令和6年第7回（9月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和5年9月19日（木）午前10時00分～午後0時12分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第52号 大潟村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第53号 大潟村表彰条例の一部を改正する条例案

議案第54号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第55号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第58号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第59号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第60号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第61号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第62号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

認定第1号 令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について

令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について

陳情第6号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、議案第52号「大潟村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」から、日程第11、認定第1号「令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第12、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

2点のことについて伺いたいと思います。

13ページの大潟村創立60周年記念式典及び祝賀会についてですが、住み慣れた故郷をあとにし、新天地に夢や希望を託して入植された方たちにとっては、創立60周年は特に感慨深いものがあるのではと思っております。

各家庭にも村からご案内状をいただいておりますが、多くの方々が集う交流の機会でありたいと願っております。

国が創立した大潟村ですので、ご案内は多くの関係機関を考慮されていると思いますが、どのような方々に差し上げておられるのでしょうか。

9月30日までの返信となっておりますので、まだ把握できかねると思いますが、出席者の総数は何名くらいを見込んでおられるのでしょうか。

10年ごとに行われる節目としての記念講演ですので、意義深いものがあると思います。記念講演をお願いする方は決定されているのでしょうか。演題も含めて、お決まりでしたら伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

菅原議員のご質問にお答えします。

創立60周年記念式典に関連してですけれども、今回60周年に向けて、来賓については、国会議員、秋田県知事、国、県の関係機関、国においては農林水産省、大臣を含めてですね、そういったところに総数210人ぐらいに来賓案内を差し上げているところでございます。また一般村民も含めると、ご案内を差し上げている方については約1,100人規模になります。

一方、記念式典の開催規模については、出欠が今後確定してくるわけですが、大体、出席者については最大で400人規模でなかろうかというふうに想定をしているところでございます。

また記念式典において記念講演を予定しております。記念講演については村の応援大使であります宮元均さん。宮元さんは東北農政局次長を歴任された方で、在職中から大潟村に何度か足を運ばれて、非常に村のことについても詳しい方でございます。

今回については、八郎潟干拓に関わった人物に焦点を当ててお話をしたいということと同っております。これは仮題ですけれども、「大地をつくったイレブン」ということで、11人の人物に焦点を当てて、八郎潟干拓についてお話をしたいということと同っております。非常に興味深い話になるのではなかろうかなということで、楽しみにしているところでございます。ぜひ多くの村民の方に聞いていただいて、またふるさと、郷土に対する愛着を持っていただければなというふうに感じております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

「大地をつくったイレブン」ということで、何となく、おお、と私は今思ったのですが、本当に、一応私も入植者ですのでそういう思いで、やはり後継者の方ではちょっとわからないようなことを、今回、応援大使でもいらっしゃる、そして大潟村に関わってきた、そうした方をこの記念講演にお招きして講演していただくということは大変意義深いものがあると思います。まして村長は、住み継がれる元気な村を目指す姿勢を示したいとお考えです。こういうときこそ本当に大潟村に関心をもっと村民が持っていただける、やはり入植者から見れば後継者とか第3世代の方たちというのは少し情熱も薄いのかなと、これはもう致し方のないことなのではございますけれども、この60周年をきっかけとしてもっともっと大潟村に愛着を持っていただきたい、そういう機会になっていただきたいと思いますし、宮本さんをお願いしているということに対しては大変よろしいかなと思っております。事前にこういう方を講演者としてお招きしているということを村民に周知することで、また出

席したいと思われる方もいらっしゃるのではと思いますが、その点はいかがでしょう。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

菅原議員の再質問にお答えします。

今現在、記念講演・式典の内容については、村民の方にご案内だけ差し上げて、その内容についてはお知らせしておりませんので、今回の記念講演の内容も非常に興味深いお話になろうかと思っておりますので、10月号の広報等で事前に村民の方にお知らせできればと、やっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【2番：菅原アキ子議員】

ありません。

次に、17ページの脱炭素事業の進捗状況についてですが、8月下旬に熱導管内の漏洩検知線の断線が1箇所を確認され修繕したが、その後、確認後に1箇所で熱導管内の湿りが確認されたとあります。1箇所というのは同じ箇所なのでしょうか。湿りというのはどんな状況で、それが全体にどのような影響を与えるのでしょうか。もう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。

補修後、施工業者がシステム一式の性能確認を行うことから、株式会社オーリスへのプラント全体の引き渡しは10月末となる見込みとあります。もみ殻が燃焼できる状態でないにもかかわらず、10月1日からは、既に稲刈りが始まっている村民のもみ殻を受け入れることが周知されております。持ち込まれたもみ殻はどのように対応されるのでしょうか。

不具合場所は特定されているということですが、プラント全体の引き渡し後、不具合が見つかった場合、村も含めての対応はどのように考えておられるのでしょうか。

お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員の、ボイラー施設熱導管に係る不具合に関する質問にお答えいたします。

まず漏洩検知線の断線が1箇所を確認されたということで村長報告を申し上げましたが、その断線の箇所と、その後の熱導管内の湿りの不具合箇所は別の場所でございます。具体的には、断線の箇所はふれあい健康館の西側、そして熱導管の湿りの不具合箇所はひだまり苑に向かう接続する熱導管においてちょっと不具合が生じているといった形になりますので、別の場所になります。そしてその湿りということでございますけれども、熱導管といますのは、中央に温水を通す金属製のパイプが通っておりまして、そこから熱を送る

ときに熱が逃げないように周りを保温材で覆っております。そしてさらに保温材の外側に強化プラスチックなど特殊な樹脂でコーティングをして、それが7キロ、熱導管として村内に敷設されているといった形になります。ここで言う熱導管の湿りというのは、保温材が通常よりも水分が多い状態となっているといった状況が確認されたといった形になります。ですので、水が漏れているとかそういった状況ではございません。それ以外の不具合箇所については、現時点ではないということで報告を受けております。

現在ですね、その不具合箇所1箇所のみということで、その部品について、来週前半をめどに日本に着くようにデンマークから補修部品を輸送する手続きが取られていると伺っております。その後、補修を行った後、今一度きちんとかういった漏洩検知システムも含めて確認して、異常がないということであれば引き渡しが行われるといった形になります。

議員がご心配されております、もみ殻の搬入と燃焼につきましては、現在のところ10月以降ということですが、カントリーからも含めて予定どおりもみ殻を受け入れて燃焼して温水を供給するといった形で進めたいというふうに伺っております。

繰り返しになりますが、そこで温水が漏れたりといった形ではございません。あくまで一部の区間、1箇所におきまして保温材の湿りが確認されたので、そこを今回修繕してきちんとした形に直して、そして確認をした後、受け渡しを行って熱供給をオーリスの方で行うといったことになりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上になります。

【2番：菅原アキ子議員】

もう1点、もし見つかった場合、ないとは思いますがということで伺ったのですが。

【生活環境課長：薄井伯征】

そしてもし見つかった場合ですが、漏洩検知システムというのがございます。この漏洩検知システムというのは、熱導管の中の保温材の中に金属製の電線が張り巡らされております。そこに電気を通してその抵抗値を調べることで、その抵抗値が極端に高かったり低かったりすると異常があるというように検知できる仕組みというふうに伺っております。現時点で、そういった他の部分での異常値というのは見つかっていないというふうに伺っておりますので、システム一式の性能確認の際に今一度、その辺りも確認はされるかと思いますが、そこは改善されるのかなと思っております。

もし万が一、異常値が認められた場合ですね。そういったところはやはり至急、原因箇所を特定して修繕というような形を取っていただくようになるのかなというふうに思っております。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

この湿りというのは温水が漏れているという状態ではないと今伺いました。それでは、その湿りの原因というのはどのようなことが考えられるのでしょうか。

それと異常検知の数値がある程度は範囲内にあるという場合は、それは異常ではないという理解でよろしいのでしょうか。

お伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員の再質問にお答えいたします。

その湿りの原因でありますけれども、施工中に、例えば雨水が入ったなどの要因、あるいは熱導管の外側から入った可能性など想定されると思いますが、そこは実際に補修工事を行って原因が特定されるのかなというふうに思っております。

そして、すみません。2点目は。

【2番：菅原アキ子議員】

想定内の異常検知の数字的なもの。

【生活環境課長：薄井伯征】

はい。異常値の想定というのは具体的に数値がいくつからいくつというのはちょっと私はわからないのですが、一定の区間において電流を流すと、正常な状況であれば特定の範囲の数値を示すというふうに伺っております。例えば、断線になれば電気が通らないのでゼロになったりといった形になろうかと思いますので、何か不具合があればそういった抵抗値が変動をしますので検知できるというふうに伺っておりますので、それについては正常に作動をしているということで報告を受けておりますので、万が一何かあった場合にもそこはきちんと、あまり時間をかけずに原因箇所を特定できるのかなというふうに思っております。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

異常値のことについてはわかりました。

それで10月末のプラント全体の引き渡し後、もし、もしですので、なかなか難しいのですが大丈夫ということで引き渡しが行われた後、もしその不具合が見つかった場合は直ちに、村も含めて業者に対応していただくという理解でよろしいですね。

それと、全国でも初めてとなるもみ殻を使った脱炭素事業であるだけに、注目度や関心も高くなっております。本当に全体の引き渡しは10月末となる見込みと理解してよろしいのですね。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員の再々質問にお答えいたします。

まず引き渡し後ですね、万が一トラブルがあった場合というご質問ですけれども、こちらにつきましてはいわゆる保証期間内にあたると思いますので、そこは施工業者が責任を持って対応をしていただく形になるのかなというふうに思っているところでございます。

【2番：菅原アキ子議員】

10月末の引き渡し、全体の、それで理解してよろしいのですねということ。

【生活環境課長：薄井伯征】

そして10月末の引き渡しですが、現時点で、繰り返しになりますが来週ですね、補修の部品が日本に到着いたしまして、その後補修工事、そして確認作業が行われますので、10月中を想定しているというふうに伺っているところでございます。

【2番：菅原アキ子議員】

保証期間の期間はいくらぐらいなのですか。

【生活環境課長：薄井伯征】

1年です。

【2番：菅原アキ子議員】

わかりました。

【生活環境課長：薄井伯征】

以上になります。よろしくお願いいたします。

【2番：菅原アキ子議員】

順調に10月末の全体プラントの引き渡しが行われるよう願っております。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から4点、質問させていただきます。

まず1つめが、1ページめから5ページめまで、村長の所信表明ということになっていますが、具体的な方針として1から7まで、産業から行財政までということを書いてあり

ます。この内容についてはもちろん私としても同意するもので異を唱えるものではありません。まずこれに向かって、この方針でやっていただければというふうには思っていますが、1つだけ、方針についてはもちろん問題ないと思うのですが、この中でやはり重要なことが「人口減少」という単語が1つも入っていないというのが非常に気になるのですね。全てのものとは言いませんが、大体のものがこの人口減少という大きな課題に向かって取り組むことで良い方向に向くような1つの大きな分野だと思うのですよ。そういう中でこの重要性、人口減少をいかにして、歯止めというのは難しいでしょうけれど、対処していくかというふうなものの、行政としての、村長としてのその心意気というかやる気というのがやはりここに本来はあって然るべきなのかなというふうに思います。その辺について人口減少についての、あえてここに入っていない理由も含めてどういうふうに考えているのか、ちょっと村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まず「人口減少」という言葉はこの所信の中には入っていないわけですが、村の大きな課題として、少子高齢化、農家戸数の減少という形で、個別にですが人口減少の要因を書かせていただいたところでもあります。村もまさに少子高齢化によって人口減少が見えてきたわけですし、さらに農家戸数も減りつつあるという中でどう対処していくかというところが大きな課題です。

その中で、やはり一番大事にしていかなければならないのが、やはり産業をしっかり維持していく。今後人口が減る中で、例えば村全体の総生産を維持していくと、今後暮らす人がその分の配分が増えるとか、所得が増えるということに結びつくと思っています。しっかり今ある農業生産を基盤とした流通や加工・販売など、そうした大きな意味で、観光も含め、村の総生産を維持しながら、それを効率よく人が減った中でも維持していくということで、そこで働く人に配分が回るようなそういったことも考えていかなければならないと思っています。

ただ、村ではこの少子高齢化部分で若い人がまだいますし、結婚を希望されている方もいるわけで、そういったことにもしっかりと取り組みながら、希望する方が結婚して子どもをつくることに繋がっていくというようなことも当然大事なことで、またそういう若い人が新たに移住してくる環境もしっかり整えていくというそういったことを、人口減少という単語はここでは使っていませんが、そういったことに対応する内容となっておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

いずれ、秋田県内でもますます進む中でも、特定の地区においては逆に人が増えたり、また移住者が増えたりというような所も県内でもあるわけですので、大潟村もそうした魅

力を発信しながら、できるだけ多くの人が大潟村に住みたいと思う、または村で働きたいと思う、そういったことに一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

わかりました。それなりと言っては失礼ですけれども、非常に人口減少についても大きな課題だという認識は当然お持ちだということだと思います。その中で、私もやはり非常に危機感を持っているのは、例えば産業についても、先端技術でICT等を利用して非常に、例えば農業については便利になると人の介するものがだんだん少なくなってくると、それでも生産性は高まってくるというふうないろいろな形になってくれば、逆に「職」と「住」がここになくても別々でもいいと、要は便利な所だったらいいのだけれど、不便な所にいるのではなくてちょっと近い便利なところに住んで、もうここはもう仕事場がいいやというのが、今の世代はないかもしれませんが、これからこの村づくりをちょっと間違えるとそういうふうな状況で、村の人口がどんどん、どんどん流出していくと、結局ここには農業生産基盤はあるのだけれど、働いて、住んでいる所は違う場所だよというようなところ、そういうことにならないかなというのは非常にそこを危惧して、人口減少についていろいろな場面でちょっとお話をさせていただいているということです。ですので、今後、子育て支援もその1つの対策なのですけれど、これも今までどおりのことではもう周りもやっていますのでね、なかなかこの地域に移住・定住で来てほしいというような1つのものにはなかなかかなりにくいものがあって、そういう面ではある程度やはり劇的というか、大胆な政策というのを今後考えていかなければいけない。これから4年間村長の任期がありますけれど、この4年間である程度の方向性をつけて、そして次の世代の人がそのレールで走っていける、そういうようなものを作っていかなければいけないと思うので、何とかこの子育て支援、教育、産業も含めて、こういうもので今までにない政策で、大胆な政策で示していただければというふうに思いますが、今までの慣習にとらわれないような大胆なものをちょっと考えていただきたい。今度、令和7年度予算の編成に入りますけれど、その辺も十分加味して当たってほしいと思いますが、それについて村長の方のご意見もお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

今回、所信で述べさせていただいた内容というのは、私が作成した政策集をまとめたような形になっています。さらに細かい内容を出させていただいていまして、それぞれにおいて。ただ議員がおっしゃるように、私が今回示した政策集が全てとは思っていませんが、あれを見ていただいて、ここが足りない、もっとこういうことをしたらとか、そういった議論が起きてくることを期待もしているところです。第3期総合村づくり計画に政策の考えを取り入れながら新たに村としての総合村づくり計画を策定していきますが、その中に今議員がおっしゃったようなことを含め、いろいろと意見をいただきながら、みんなで総合村づくり計画、今後の村づくりのあり方を作っていければと思っていますので、ぜひいろいろなご意見をいただいて、村民の皆さんからもいただいて、これからの在りようまたはどこに力を入れるかなど一緒に議論を深めていければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

いえ、次の質問に移ります。

13、14、15ページの、作物の生育状況の説明なのですが、こちらに書いてあるとおりだとは思っていましたが、コメについては刈り取りも中盤に近づいてきているのですが、思った以上に悪いという方がかなり周りの方から聞こえてきまして、品質ですね、収量も含めてなのですが、その辺については今後注視しなければいけないのかなというふうには思っています。

特にですね、高収益作物と言われるもの、こちらに書いてあるカボチャ、タマネギについてなのですが、正直、今年はどういいますか、この気候変動の影響かどうか分かりませんが、高温ですよ、あとは猛暑、その辺も含めて、あとは雪の降り方が昔と違うというふうな感じで、畑作にとっては非常にマイナスの環境の中で、ここ何年かはちょっと調子が悪いという感じです。

そういう中で、今年、米価が大幅にアップしたということで、それはそれで非常に喜ばしい限りなのですが、ただそれによって今まで進めてきた高収益作物への取り組みのモチベーションというのが、ここでちょっと変わってきてしまったらどうなのかなというふうな懸念があるのですよね。そういう中で、やはり村も高収益作物について、いろいろな選択肢がある中で複合経営の中の1つのメニューとして高収益作物の振興ということをお勧めしていると思うのですが、その辺にも大きな影響が出るのではないかなというふうには懸念しています。

米価というのは、平成15年度とか過去に何回か米価が高騰したときがありましたが、その翌年は必ずその前年よりも大きく下落するのですよね。ですので今回は確かにいいとは

思うのですけれど、来年どうなるかというのは正直言って非常に見えにくい部分があります。そういう中でやはりプラスαの農業収入を得るための、やはりこういうような高収益作物への取り組みというのが今後の村としても余計、今年は米価が高ただけに来年度の作付者についてやはりモチベーションをキープするような、やはりそういうような村行政としての支援といえますかね、そういうものも必要だと思うのですけれども、その辺について村の方はどのように、来年度予算に絡むかもしれませんが、今のところどのように考えているのか、お聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

菅原議員が先ほどお話されていましたように、今年度、米価が昨年から比べまして大幅に値上がっております。その要因となるものは様々あるわけですが、ここ数年お米の値段が上がらなかったにもかかわらず、他の農業機械、資材等の高騰がありまして、やはり農家の方々はそれに少し我慢しながらやってきたのが、今回価格が上がったことによりまして、少しはこれまでの頑張りが報われているのかなとは思っております。ただ、これは必ずしもそういうふうな形ではなくて、このあと農業をやられる方々、後継者の方々にとっても、お米の値段が上がったことによって、またそれに対しての魅力が出てくるのではないかなと思っております。

それでご質問にありました米以外の高収益作物に関する部分でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員の方からもお話がありましたように、確かに米の値段が上がりますとどうしてもそちらの方に作付の面積が偏る可能性はあるかと思いますが、ただ村としてもこれまでずっと高収益作物に対する支援は行ってきましたので、そういう形でそういう部分については引き続き支援をしていきたいというふうには考えております。

ただ、具体的に、そうすればどういう部分にどれほどの支援をしていくかというところまではまだ今の段階では決まっておりませんが、まずできるだけ、先ほどの質問にありましたように、翌年に面積が減るとかそういうことがないように、ある程度こちらの方でも農家の方からの意見などを聞きながら、政策の方をこの後の予算編成に向けて作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まずそのような形で、いろいろ情報を聞きながらやっていただければというふうに思います。

ちなみにここに書いてあるカボチャについては、来年の作付けになるのでまだ来年の面積がどのぐらいかというのはわからないのですが、ちなみにタマネギは来年はどのぐらい、本年に比べてどんな感じになるのか。せっかくここまで来て、パワーアップ事業もありますので、できれば増加していただきたいのですけれど、状況としてはどういうふうな状況なのか、把握していれば教えてください。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

タマネギの来年度の作付される予定の面積というご質問だったと思われます。こちらの方でJAの方に確認はしているところではありますけれども、今の段階でこちらで聞き取りしているのは、令和5年度の面積と比較しまして大体16ヘクタールほど減るのではないかなという話で、24ヘクタール（正しくは「40ヘクタール」後日訂正あり。104ページ参照）くらいになるのではないのかなという話はされております。大口で栽培されていた方々が来年度、栽培されないということも要因の1つだと思いますけれども、そういう状況であるという話は伺っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

これはパワーアップ事業への影響というのはどういうふうな感じか、特に影響はないという認識でいいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

産地パワーアップ事業への影響ということでの質問だと思われますけれども、単年度単年度での事業というわけではなくて長期的な事業ですので、7年度におきましては栽培面積が今年よりは減るということですが、それ以降、また面積を増やせるように、またこちらの方でいろいろと支援をしながら増やす努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【6番：菅原史夫議員】

影響はないということ。

【産業振興課長：伊東 寛】

失礼しました。影響はないと思われます。（正しくは「問題がないものと考えております。」後日訂正あり。104ページ参照）

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

17ページの脱炭素進捗状況についてなのですが、今先ほど質問された方もいらっしゃるので重複はしないようにしますけれど、いずれ断線が確認されたということは、これは逆に言うと探知システムが正常に作動しているというような理解でよろしいのかということが1点と、あと17ページの2行目に書いてある「竣工式後の完了検査の段階でデータを取得するプログラムの調整が必要となり」というふうにあるのですが、これは当初から想定できたことだったのか。「完了検査の段階でデータの取得に要するプログラムの調整が必要となり」という書き方なので、当初からこういうことが本来は必要なのだね、ということをしなくてこういうふうになったのか、それとも何か特別な理由があって調整が必要だったのか。これについてやはりデンマークの製造元のリンカ社が調整しなければならないことだったのかということをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、断線についての漏洩感知システムについてですけれども、こちらは正常に稼働した結果、断線がきちんと把握できたといった形になりますので、システムは正常に機能しているというふうに伺っております。

そして2点目の、データを取得するプログラムの調整でございますけれども、こちらは全くない状態からということではなくて、燃焼データを一定時間ごとに取得するプログラムというふうに伺っております。それがあまりにも短時間で取得する想定であったのですけれども、ちょっとデータの処理能力がなかなか取得データ数に追いつかないというような形になっていると伺っておりますので、そういった正常稼働に支障がない範囲でデータを取得する間隔を調整するためのプログラムを見直すといった形というふうに伺っております。

こちらにつきましては、遠隔でリンカ社とも繋がっているというふうに伺っておりますので、やはり製造元のリンカ社との調整が必要となっているところでございます。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

分かったような分からないようなのですが、またいずれ今重要なことおっしゃったのですが、要するにデンマークから遠隔でその調整ができるというふうなことなのですか、今の説明ですと、そのプログラムの調整というのは。もしそうだとしたら、非常にいいことだと私は思います。そうすれば、いちいち行き来しなくてもいいことだし、そういうことの説明だと思うのですが、それで間違いないのかというのが1点。

あとすみません、先ほどの方の質問とちょっと重なるかもしれないですが、補修の際の部材は先ほどデンマークから持ってくるというお話なのですが、やはり今後、例えばプラントを引き継いだ場合に何かしらの補修箇所が出てきたというときには、やはりほとんどの部材というか材料は、やはりデンマークから取り寄せなければならないものなのか、それともこちらの方でそれを代替するものがあるのか。やはりね、もしそれが必要だったら何週間もかかる話なので、その辺についてはどういうふうになっているのか教えてください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の再質問にお答えいたします。

まず遠隔での調整という部分なのですが、こちらのもみ殻バイオマスボイラーから取得したデータはリンカ社のサーバーに保存されます。ですので、そこできちんと監視が行われます。具体的にその範囲内でどこまでどういう調整が可能なのかというのは、申し訳ないのですが、ちょっと私は今の時点でわからないのですが、いずれデータを、きちんと大潟村のバイオマスボイラーからデータを取得して、そしてそれを製造元に送って、そして異常がないのか確認をするというような仕組みが整えられているといった形でご理解いただければと思います。

2点目の、補修部材の国内での供給に関しましては、私どもも国内での調達が可能か、可能であればもし万が一、またこれから不測のトラブルなどがあった場合にも迅速に対応できるのかなというふうに思っておりますが、現時点ではまずデンマーク製の部材を使うような形を想定しております。

また、国内の補修部材の使用可能性についても、こちらもオーリスの方で問題意識を持っているかと思うので、そちらで検討していくことになろうかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前10時52分)

(午前10時52分)

再開いたします。

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まずわかりました。そういうふうにリンカ社のサーバーにデータが入って、リンカ社の方でオペレートできるということで、これからのプログラムのメンテナンスは、まずメーカーさんもそういうふうにはできるということで1つは安心しました。

いずれにしろ、10月末のプラント全体の引き渡しということなので、この際にですね、プラントはもちろんなのですが、やはりオーリスが実際に今度動かすときのオペレーションなりトラブル時の対応も含めて、そういうこともちゃんと引き継いで、熟知したことを前提に引き渡しを進めていただきたいというふうに思います。単にプラント、機械の確認だけではなくてソフト面の、人も含めてね、特にデンマークという海外のものなので何かあっても遠いですからなかなか対応も難しいと思いますので、そういうことも含めて全てで引き渡しをお願いしたいというふうに思います。

その辺について、再度お話しいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の再々質問にお答えいたします。

バイオマスボイラーの引き渡しに向けての課題に対する再々質問でございます。村政報告では、バイオマスボイラーの熱導管の修繕が必要だとかというようなところをお話させていただきましたが、それと並行しながらボイラーの運転であったり、監視であったりといった研修をオーリスの方では受けているところでございます。計画的に行われているところでございます。ですので、ボイラーの操作、オペレーション、そして様々な課題への対応等につきましても十分にオーリスに引き継がれて、そしてハードだけではなくてソフト面の部分も十分に納得した上で引き継がれるものと認識しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

次に最後の質問で、26ページの補正予算関係なのですけれど、委員会が違うのでお尋ねしたいのですが、すみません、もしかすると全員協議会の際に説明があったかもしれませんが、税務会計課関係の公金振込手数料の41万7千円なのですけれど、これはインターネットバンキングを利用する手数料というふうになっていたと思うのですが、これは何がどのように変わって10月からこれが発生するのか。そこを教えてくださいたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、近藤課長。

【税務会計課長：近藤比成】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回の手数料に関してですけれども、今お話しいただいたビジネスIBサービスの手数料、これがまず1つです。こちらひと月あたりという形でかかるものでして、月3,300円というものになります。それ以外に、振り込みにかかる手数料も10月からかかります。それらが振込用紙によるものとデータで振り込むもの、それに関して全て手数料がかかるようになります。また秋田銀行宛て、あるいは他行宛て、それから金額別にそれぞれ単価が違っておまして、従来の実績を勘案して計算して今回予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

いや、このビジネスIB、インターネットバンキングを何故これを利用するのか、10月から。今までと何がどう違うのか、その辺を聞いたかったのですけれども、その辺をお願いします。そこを教えてくださいたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、近藤課長。

【税務会計課長：近藤比成】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

従来とやっている内容は変わりません。手数料が新たに発生するということで、それに関して予算計上させていただくというものでございます。

以上です。

【6番：菅原史夫議員】

なぜ今回これを利用することになったのか。

【税務会計課長：近藤比成】

利用は従来からやっているものでございます。従来は無料でしたけれども、秋田銀行さんの方で手数料が新たに発生するというので、今回計上させていただくということになります。

【6番：菅原史夫議員】

すみません。休憩をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時01分)

(午前11時01分)

再開いたします。

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

1番、松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

1番、松本正明です。

私から大きく3点、ページがちょっと後ろの方から行きますので、その後だんだん前に戻っていきますのでご了承ください。

まず17ページの、先ほどからのもみ殻バイオマスボイラーの施設についてです。

先ほどから議員の方が質問しているのですが、竣工、稼働が遅れてということで、これは私事なのですが、出たくん炭を県立大学の先生からタマネギの栽培に試験的に使いたいということでしたが、本格的に稼働していないということでもみ殻がくん炭にできないということで、今回試験栽培ができるかどうかかわからないのですが、間に合えばやるということでお話を聞きましたが、このもみ殻について、今回竣工して、村内から出るもみ殻から熱を取ってくん炭でやるということで関連してなのですが、先月、土地改良区に行きましたら、今、定額助成の暗渠事業がありまして、私もずっとここ何年か毎年暗渠事業を行って、もみ殻を自分の所に出るものを全量を使って、足りない場合は人からもらってというぐらい大きく使っておりますが、土地改良区の方でその暗渠事業の長期的な計画ということを去年あたりから事業を使う方にですね、今後、何年で自分の所の暗渠事業を進めていくかという長期的な計画を出すということで、出してまいりました。来年から私の方はちょっと作付面積が増えるということで、そこの委託される田んぼのところの暗渠の計画を申請したところ、事務所の方からですね、大体令和10年あたりで、その施工量がどんどんどんどん毎年減ってきている中で、事務所を維持するということは、これは確

定ではないのですけれども、令和10年でほぼこの事業は、それ以降継続できないであろうと、事務所の経費等も含めて、施工量が少ないとそれに見合った事務所の経費が出せないという形で、令和10年までに予定しているところをできるだけ終わらせてくださいと、それ以降あるかどうかわかりませんということです。これはもうここ何年かのピークが過ぎて、暗渠事業でもみ殻を使うというところがどんどん減ってきているのですが、ボイラーでもある程度み殻を使っていくと思いますが、今まで出たみ殻を暗渠事業があるということで、大量に生産者の方も使って田んぼに返してということですけれども、ほぼほぼ大体終わってきた人が多くなり、これからもみ殻を今度どうしていくのか。暗渠事業がなければ使うことがないということであれば、もみ殻バイオマスボイラーで大量に使えば、計画では全量は多分エネルギーに変換できないので、今後それをどうしていくのか。これは国の政策もありますので、もみ殻をどう農地に還元していく方法を考えていくのかというところが、今のところ10年までは暗渠事業のところはできますという確約を得て私も暗渠の計画を立ててはいますが、それ以降は確約できないでしょうというお話を伺っていますので、もう6年ですので、7年、8年、9年としてもう4年ぐらいですね。もう5年以内にはこの村内から出るもみ殻をどのようにしていくかということも、暗渠事業がなくなった分のもみ殻をどうしていくかということを実際に考えないといけないと思いますけれども、その点の考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

まず、バイオマスボイラーで使うと想定しているもみ殻の量というのはある程度決まっています。村全体で1万4000tから2000tぐらい出中の、最大でも4000tぐらいの範囲で、今暗渠事業をやっている中でもそれぐらいを使えるめどを立てている状況です。これが議員おっしゃるように、補助金がつく形の暗渠事業というのはもしかすると終わるかもしれませんが、ただこのもみ殻暗渠を入れた暗渠というのは永遠に持つものではないので、必ず再生であったり、何らかの形で維持していくことは必要だと思いますし、仮に補助金がなくてもそうした施行をする農家は一定程度必ず使うと思うので、ただ実際に使われる量というのは、やはりだいぶ減ってくることが想定されます。

今の段階でそれをどうするかという具体的な方法についてはしっかり整理はされていませんが、カントリーにおいても、もみ殻を圧縮してペレット状にして畜産農家に販売するようなことも取り組み始めたと聞いていますし、くん炭はくん炭でやはり有効に使っていくというようなことや、村内の事業者も熱事業とは別にくん炭のみを製造する事業にも取り組み始めていますので、いろいろな形で最大限有効に使うというようなことは今後暗渠事業のありようを含めて一緒に考えていければと思いますので、どうかよろしく願い

たします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

暗渠事業がなかった時にどうしていたかという、やっている人はやっていて使っていたかもしれないですけど、田んぼのステップの方に捨てて燃やしたりだとか、今の時代になってくるとそうやって野焼きということで行くと、環境を謳っている大潟村にしてみればやはり余っているもみ殻を燃やしてしまうということは非常にもったいないことですし、暗渠事業がなくなったからということでもやる人はやると思うのですけれど、もう事業がなくなって補助金がないからやらないという人が多分大半だと思うのですよね。余剰になってくるとということで、この4年間、5年間のところでしっかりとその対策を考えて、時間はあると思いますので。また新たな暗渠事業ということでそういったことが出てくるかもしれませんし、これは国に働きかけとかいろいろなことでやっていかないといけないと思いますし、時間はあるといえはありますけれどもないといえはないので、そこら辺をしっかりと考えていかなければいけないなと思いますし、現在、補助暗渠に関しては、畑作転作に関しては補助金は出ますけれども、水田に関してはもう出なくなりましたので、ちょっと次の質問にもかかるのですけれども、そういったことも考えて有効に活用するということの機運を高めるというか、もみ殻をですね。ボイラーはボイラーで使ってもらって構いませんけれども、それ以外のところでやはり改善する必要、もみ殻という天然資源でいい資源ですので、こういったところをうまく使えるように考えていただければと思いますけれども、もう一度ちょっとお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の再質にお答えします。

まず私も所信でも述べさせていただいたように、村にある資源を最大限有効に、特に農業から出る資源というのは本当に最大限活用していくということには特に力を入れていきたいと思っています。

今後、暗渠事業の国補助との関連もあると思いますが、今いろいろな形でバイオマス資源の引き合いというのは、研究段階のものもあればいろいろなことがありますので、そういった最先端の取り組みも含め情報収集しながら、有効に活用できるよう一緒に考えていければと思っていますし、くん炭においても様々な活用も考えられると思いますので、いろいろなより良い有効な形に変えながらというか、そういったことも含めて取り組んでい

ければと思っています。

また、もみ殻だけではなくて稲わらについてもクボタさんがバイオマス発電ですか、そういうことを実際に取り組み始めていますし、農業関連のそうした副産物については民間も含め一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【1番：松本正明議員】

いいえ、次に行きます。

すみません、ページをちょっと戻っていただいて15ページですね。高収益作物、先ほども質問がありましたけれども、ちょっとまた別のところです。

タマネギなのですが、以前は議員の中で3名ほど作っている議員の方がいらっしゃいましたので情報があったと思いますが、私も今年で7年目になるタマネギ栽培を行っておりますが、今年ほどひどい作柄だったのは初めてです。不安定な気候というよりはいろいろな要件が重なって、今年どうだったかということをお話しますと、昨年の秋は非常に生育が良かったです。過去一ではないかなというぐらい生育がよく、ただしその秋の天気が高いときにベト病という病気に多分罹患していたのではないかと、これから結果が出てくると思います。そして今年に入りまして2月が雪が降らずずっと長雨、畑が冠水し、排水不良が見受けられたこともあります。この2月の後半に20度ぐらいに気温が上がりまして、タマネギは15℃を超えると活動するということで多分動いたと思います。その後3月に今度雪が降りまして、一気にそこで動いたものが多分枯れてしまったと、病気にかかって、その後急激に気温が上がってきたりして、またこのベト病というのは大発生しまして、過去で一番早く、4月中にベト病が発生されたということが確認されたのは今年が初めてでした。1回ベト病が発生してしまうとこれはもう止まらなくてですね、村内全域で出たということがこの被害を拡大させたところであります。

先ほど生産者の今年の作付面積ということがありましたけれども、ある生産者はもう春の時点で、もうこれはもう無理だということで水田に切り替えた人もいます。うちは何とか大丈夫かと、復活できるかと思って防除もやりましたが、平均反収で、今までの反収でいってももう1t台、中には1tもいかなかったような本当に凶作というかですね、ひどい有様でした。収穫は早く終わったのですけれど。

この7年間、県立大の先生方も含め、農協の営農指導も大変努力いたしまして、最初は播種の時期がいつかも分からず、それをかけて大体3年ぐらいで、大体これぐらいの播種でいいだろうと。肥料設計、土壌分析、病害虫の診断においては県立大学の先生に多大なご協力をいただきまして、防除体系の見直し等々、また全国の産地における栽培方法、品種選定等も参考にしながら、ようやく積み上げてきていたところ今年のようなことがあ

って、非常に生産者が意気消沈しているところです。

村としても高収益作物の拡大ということで、農協も産地パワーアップ事業を使いながら施設を建て、この資材高、いろいろな苦しいところでなかなか成果を上げられないことは本当に忸怩たる思いは、生産者、本当にしております。いろいろな原因を1つずつ潰しながらやってきているのですけれど、言ってみれば連作障害というものはタマネギはあまりないでしょうっていうところが、今年はいろいろなところで如実に出た部分もあったかなと思います。ただしやれることはやれるということで、その排水対策においては、これはもう本当に、もう徹底してやらないといけないのだなというのは思っています。毎年私も補助暗渠、横暗渠とか、今年は縦の暗渠を入れたりとやっていますが、先ほどのもみ殻というところ、こういった高収益作物は排水対策というのは非常に重要ですので、今のところの制度でいくと畑作においてはそういった補助金が出るのですけれど上限があると、10メートルに1本どころか、本当に5メートルに1本ぐらい補助暗渠をやっていないと、畑を連作でやっていると多分3年もすれば多分効かなくなってくるのですね。こういったところでタマネギとかですね、補助暗渠、昨年、一昨年でも試験栽培をしたのですが、生のもみ殻を圃場に播いて、そして起こして栽培しても収量が上がったと、いわゆるくん炭にしなくても生のもみ殻を圃場に混ぜても生育が逆にいいというくらい、あまり窒素を吸って障害になるということがない、そういう試験結果も出ていますので、こういったもみ殻の使い方もあるのではないかなと思っています。

やはり今年が米価が高くて、先ほど菅原議員もおっしゃっていたのですが、米価が高いとこういった高収益作物に向かう気持ちが、「じゃあ米を作っていたらいいんじゃないか」とふうになっていくのも、今年だけ高くて来年は下がってくればこうやって続けていかなければいけないと。

再生協のあれを見ますと、今年ですか、産地交付金の活用方法というのが令和7年1月末までに確認するというので、作付面積だとかを今年で1回見直す形になると思います。こういったことも含めて高収益作物を、面積が減りながらも続けて頑張っていっていらっしゃる方がいらっしゃいますし、新たに取り組む方も数名出てきましたので、そういった方の機運を盛り上げるにはある一定の支援、強力な支援がないと、今後どんどん減っていつてしまうのではないかなという危惧があります。非常に難しいデリケートな作物ではありますが可能性は大いにあると思いますので、そういった所の支援を見直しながら、交付金も含めいろいろな排水対策であるとか、こういったところの支援というものをもう少し強化していくことができないかということをお伺いします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

松本議員の再質問にお答えいたします。

高収益作物の栽培に向けまして、もみ殻の土への還元に対してもある程度収量があるというお話でしたけれども、それに対するものと、やはり畑作ですので土壌の湿気をいくらかでも湿気を取るといいますか、そういう暗渠対策は必要だと思います。

ただ、今お話ありましたように、今現在村の方で支援しております暗渠排水対策に対する支援額とは別に、こういう方々、新たに取り組む方々への支援の拡充といいますか、そういう部分についてはいろいろ、この後また庁内でも意見交換とか議論をしながら、限られた財政の中の予算の中でやれるものであれば少しでも色づけできればと思っておりますけれども、今段階でそれを実施するというのはちょっとお話できないことですが、前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

タマネギに関して言いましたけれども、村でいったらカボチャ、メロン、ニンニク等ですね、こういった高収益作物、これは本当に排水対策が必要ですし、近年、1回に降る雨の量ですとかが非常に多くてですね、ゲリラ豪雨並、関東などでももう発生していますけれども、一気に大雨が降って一気に冠水し、それがまた長時間続くとかですね、これはちょっと今まで私たちが経験してきたことが本当に通用しなくなっている時代、やはりこういった高収益作物に対して、降ってもいかに早く排水をして乾かすかということが重要になって、こういった排水需要が年々重要になってくるのだなということがありますので、これはカボチャ、タマネギ、メロン、ニンニクと、こういったことも含めてもう一回考えていかなければいけないことなのかなと思いますので、いろいろな意見を交換しながらこういったことを改善できればと思いますので。

次に移ります。

最後にまたページを戻りまして、5ページ目の3行目、第3期総合村づくり計画を策定すると思っておりますけれども、近年やはり離農される方が非常に多くなりまして、毎年10件ほどの農家の方が離農して田んぼを手放していくという現状が見えてきています。入職者の方が後継者がいなくて利用するというだけではなく、第2世代の方が、前もお話ししましたが身近な人がですね、もう今年で辞めるという方も増えてきて非常に寂しい思いをしております。

県のホームページにも出ています。基幹的農業従事者、平成6年では約6万人が秋田県にはいたのですが、昨年度、令和5年で約2万6000人ともう半分以下ですね、30年経ってですね。これぐらい基幹的農業従事者が少なくなってきております。大潟に関しては農業者が結構いるのですが、ちょっと農業委員会さんの方の資料から大潟村の堤防の中の現有面積約9400ヘクタール。周辺の方、男鹿市、三種町、八郎潟、その他というこ

とで約1万1000ヘクタール、周辺で大体1500ヘクタールです。それでも大体450ヘクタールが周辺の方の土地を大潟の方が所有権を移転して営農しているということで、今これから毎年10件ぐらい離農してくるとですね、大体400件ぐらい、下手したら切ってしまうのではないかと思うところでもあります。約1万1000ヘクタールのところ、周辺の方がどんどんどんどん手を離してきていることを現状考えると、何年後かには大潟村で400件が全部とは言わないですけど、約30町歩近くの経営面積を営農しないと潟の中の農地というのは維持できないということは想像できると思います。

ただし、今年は米価が上がってですね、いいのですけれども、家族労働においても30町歩多分ギリギリできるかできないか。このまま米価が下落すると機械更新等もできず、多分諦める人は相当出てくるのではないかなと。こういった場合に、平均してそれですから大きい面積の法人とかこういったところの育成等も視野に入れなげらいかないと、どんどんどんどん辞めていって耕作放棄地が出てくるというのはすごい懸念されると思います。今年は米価が高いからこのまま続けばですね、いろいろな機械投資、あと設備投資、あとは従業員の雇用ということも考えられるかもしれませんが、今年だけでまた例年どおりに戻っていった場合、加速度的に農業者が少なくなるという、目に見えてくるのではないかなと非常に怖い思いをしています。

いろいろなところで若手の農家の支援だとか、いろいろなところもあるかもしれませんが、現実的に考えると本当に今全国的には200町歩、300町歩クラスの法人というのがあちこちにできています。こういった組織が出てくるぐらいにならないと、大潟村を維持できないのではないかなと思うのですが、農業者にとってこの村に住み続けて、米価が上がれば一番いいですけども、個人で15町歩やっていく方、20町歩でやっていく方がいいかもしれませんが、大きい農家を今度また想定してということをごどこかで頭に入れて支援するなり何かということも、もうそろそろ急いで考えないと間に合わないのではないかなと思うのですけれども、その考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

確かに今、経営規模の多様化というのはどんどん進んでいる状況にあります。そうした中でも、村内で農業をする農業者が、規模の大小に関わらずしっかり営農が継続できる状況を作っていくというのが大事なことだと思っています。

そうした中で将来を考えると、200、300ヘクタールの大規模法人の育成に村として力を入れたらどうかということですが、それについては私としては行政がやることではないと思ってまして、どちらかというと農協であったり、または民間であったりがやるべきことではないかなと、逆に村としては15ヘクタールなりでしっかり家族経営が継続できる状

況に注力した方がいいのではないかなと思います。

実際今、村には大手が出資している法人もありますし、そういったところはさらに拡大するかどうかわかりませんが、いずれもそういう法人ができています。さらに、どういう形かはわかりませんが、農協の方も前に作業受委託を農協としてやるコントラクト事業でしたか、そういう話もちょっと一時出ていましたが今はやっていません。いろいろな農地の維持管理のやり方というのを工夫するとできる部分もあるのかなとも感じています。ですので、行政として今後、本当の日本一大きいような法人を作るような、そういうことについては、今段階、私の個人的な考えとしては取り組むということではなく、先ほども言ったように、法人としても家族経営を中心としたような経営体を村内でしっかり維持できる状況に注力していくというようなことが大事ではないかなと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

法人といって、大きい法人支援というのは、これはやり方はいっぱいあると思いますので、これが村外から来た法人に大潟村の土地をそうやってもできないから、村外のところでできた法人が大潟村にきて作業するだけ、住まない、そういったことではなく、そういった定住も含めてとか、例えば固定資産を減免するとか一定期間とかですね、支援できる場所もあると思いますし、これは行政だけではなくて、やはり農協もそうですし、各事業所もそうですし、こういったところがいかないと農家がどんどんどんどん減っていく、住宅、住民がどんどん減っていく、ただし働く人は外から来て、先ほどおっしゃったみたいなこういった懸念になると、行政も事業所もいろいろなところに弊害が出てくるだろうなど。ある一定のそういったところも考えていかないと、任せて受け入れる方がまだいらっしゃるかもしれませんが、いずれ多分飽和状態になって、できない、できない、できないという話になってきたときに、どこかを本当に大きく受け入れるぐらいの規模というか、そういったところを持っていかないと、いずれ皆さん年をとっていきますので、30町歩ぐらい集めた人は今度誰に預けるかというところ、もう30町歩単位で今度動いていったときに受け入れるところが多分ないと思うのですよね。そういったこともいずれ来るだろうなと思ってですね。

これから第3期村づくり計画を策定するにあたってですね、先ほど言ったように年間10件ぐらいずつぐらいの農家が離農していくというところで、作付計画の中でこれは昔は農協とかアンケートやったときもありますけれども、ちょっと回収率が悪いので、作付計画のときに今後どうしていくかということを取りを毎年していかなければいけないのではないかなと思っています。例えば今年はうちでやりますと、でも来年はちょっとできませ

んとか、後継者はいるけれども帰ってくるかどうか分からない、あとはもうこのまま自分たちが年をとってきてもうできなくなったらもう辞めるつもり、誰かにお願いするつもりだと、いうこういった意向調査をですね、毎年営農計画をやるときに、この方が確率が高いと思うのですね。そうすると今後何年間でこれから離農していく人が大体どれくらいなのか、それを受ける人は大体どれくらいいるのか。もしくはこの人たちが受け入れられる限度はどれくらいなのかということがはっきりわかってくると思うので、農家に全戸配布してもアンケートを出す人も出さない人もいるので、こういった機に毎年2月ぐらいですか、営農計画を出すときに、今後どうしていくかということをはっきり、これを把握しておかないと、今のこの農家の方々が今後どう営農していくのかということがわからないと、いろいろな意味においてこういった政策の根本になるところ、辞めていって村を離れるのか、それとも新しい人が来てやっていくのかということがないと、結構精度がぶれてくると思うのですけれども、そういったことできないでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の再質にお答えします。

まず今、地域計画を作る必要があつて、具体的に今後経営をどうするかということはしっかり聞き取りというか、それをまとめることにしております、大まかな状況というものは把握できることになっております。

またその上でですが、議員おっしゃるように、今私の感覚としては規模拡大志向の農家はもう十分いて、仮に離農する農家がいてそれを引き受ける状況がなくなるということは、まず今の状況ではないのかなと感じています。

ただ遠い将来を考えたときに、議員おっしゃったように、30ヘクタール、50ヘクタールやっていた農家が辞めたときにそれを受ける受け手がなくなるようなことが、県外ではそういう話をよく聞きますが、遠い将来はありうるかもしれませんが、まず今の段階ではちょっとそういうことはないのかなと感じているところです。

ただやはり、村に住みながら、ちゃんと村を維持しながらも農地も維持していくということにおいては、所有者以外にそういった大規模の法人や家族経営でも働く人は当然必要なわけで、規模が大きくなると、そういった今までは家族でやっていたことを雇用してやる、そうした雇用される人が村に住めるような状況というのは当然作っていかなければいけないだろうし、そういう手当も必要だと思っています。

また雇用される人が安定して長く働ける状況を雇う側としてはしっかり作っていただければ、ちゃんと結婚して家を持ってというようなことにもなっていくだろうし、そうなる程度規模の大きい形でちゃんと給料も払える状況とか、いずれ今後の村農業の在り方というのはやはりしっかり議論しながら、今のような提案も含めて一緒に考えて、どう

いう在り方がいいのかということとはぜひ今度の総合村づくり計画の中でもいろいろ盛り込んでいければと思っていますので、たださっき言ったように、私の今の個人的な考えとしては、多様な経営体がある中でも村に暮らす農家、主には今家族経営が中心ですので、そういう方々がしっかり継続できる状況を第一に目指して、さらに離農される方の農地もそういう人らが吸収できるようなことで当面はやっていければなと思っていますし、何よりも離農する農家があまりでないような状況を作っていければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

大潟村に関してはまだタイムラグはあるというぐらい、ただこれは周辺と比べても、いろいろな周辺の知り合いの方とお話ししますけれども、もう突然電話が来て、今シーズン10町歩稲刈りをお願いしますとか、来年から毎年10町歩ずつ増えていきますと。若いのはうちしかないのもう断りようにも断れない、でも何とかやらなければいけない。いろいろな複合経営とか何とかということで、何とか対処しているのですけれども、もうほぼほぼ限界だと言われています。やはり今、いろいろスマート農業、機械化ということでだいぶ労力は減ってきましたけれど、やはり人手は必要なのですけれど、もうパートさんとかは来ない、もういないと。そうすると家族でやれる範囲しかできませんという話ですね。私の知り合いの人は、北の方で野菜も作りながらやっているのですけれど、向かいのお父さんが具合悪くなって10町歩増えましたと、ネギもキャベツとかもいろいろ野菜もやっているのですけれどもこれも半分にしますと、もう回りきれないのだと、でも向かいの人だから仕方がないということで受け入れているのですけれども、もうこうなるともうそれでもういっぱいいっぱいですと、もうこれ以上できませんと。息子さんもいるのですけれど、もうこの範囲でしか受けられませんか。ただ周りを見ると、やはり去年まで2年連続不作、八峰町の方なののですけれど去年は水害にあって、今年は米価はいいけれども、もう水害に遭って2年連続不作ということで、今年米価が高くても何の足しにもならないということで、今年取ったら来年辞めるという人がもうあつという間に、多分2、3年で耕作放棄地が増えるだろうと、もう復旧も待ってられないというぐらいで、そういった現象が遅かれ早かれ大潟村にもいずれも来るのだろうと思っています。ですので、家族経営でやる分にはいいのですけれど、家族経営を超えたところもある程度想定していかないと、当然もう吸収できなくなってくるのではないかなと。自分でやっても多分30町歩、45町歩が限界かなと、60町歩クラスになるともう法人、従業員を雇わなければいけないのですけれど、そういった従業員すら集められないとなると、家族労働でやれる範囲と

というのは多分限られてくるので、そうなると受けることはできるかもしれませんが、受けきれないという状態になってくる。耕作放棄地が増えてくるとですね。やっている人、受けた人が非常に苦労してくるみたいな状態になってくると、やはりいろいろなことを考えて想定しておかないといけないのかなと思います。

資材が非常に上がっています。機械なんかは特にもう一昔前の倍ぐらいになっていますから、それをペイするためにはということでは、もっと機械に対しての経営面積を広げていくということはやっていかなければいけないと思います。もしくは共同でやるとかですね。いろいろな経営の合理化もしていかなければいけないと思いますけれども、それぐらいのことを考えていかないと、あっという間に耕作放棄地が増えてやる人がいなくなるという状態が出てくるのかなということをちょっと危惧しているので、そういうことも含めながら今後農家の育成に対してですね。若い人が来てどんどんやってくれるのは非常に良いのですが、現状でいって今年はいいですけれども、今までの米価のところでいって収支を見ると、なかなか息子にやらせられないなみたいは雰囲気になってくるとまずいので、やはりそういったところも含めて複合的なところで考えていかないと、こういった村づくり計画というものはいろいろなところで計画を立てても、あっという間に人口が減ったりとか、農家が減ったりということでかなりぶれてくると思いますので、そういった先ほど質問したところで、根本的なところで、今後この人達が10年、どうやっていくのかということも詳しく調べていった方がいいのではないかなと思って質問させていただきましたので、もう一度、村長の答弁をよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

まずは先ほどもお話ししたように、地域計画を策定することで今個々の農家からそういった、ある程度の長期的な状況も伺いながら計画を作ることにはしていますので、ある程度長期的な展望のもとで村農業を進める形を作っていけると思っております。

その上でですが、先ほど来話をしているように、できるだけ離農する農家を出さないようなことと併せて、多様な経営体にもう既になっていますので、そうした多様な経営体の方々がしっかり村で農業を継続できるようにするというのが、結果として離農を減らすことになると思いますので、そうしたことにまず注力していきたいと思います。

議員がおっしゃったような、長い目で見て今からその受け皿となる法人なり農家を育成するということではなく、まず今ある経営体がしっかり継続できるというようなことに当面は力を入れる形で取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【1番：松本正明議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3 番、川渕文雄さん。

【3 番：川渕文雄議員】

3 番、川渕文雄です。

私の方から 1 点、お願いいたします。

ページ数で言えば 1 ページと 2 ページとといいますか、先ほどの方と重複するところがありますけれども、ちょっとその辺をよろしく願いをいたします。

ちょうどここに書いてありますように、下から 4 行目、「5 期目においては、初心にかえり」という文章で始まっておりますけれども、高橋村長が初めて村長になられて、所信表明演説をやるときに、私たまたま聞く機会がありましてですね、そのときに私の記憶違いでなければ、高橋村長がですね、本当に若い情熱を持ってこれから争いの時代から協調の時代へ進めていくということを本当に思いを込めて発言したのを、今でも心に残っております。その後、食糧管理法と、それから減反政策というのが自由になりましたので、非常に暮らしやすい大潟村になったなというのを実感しておりますのでございます。

それからまた、いろいろな事業についてもですね、特に一番良かったのが太陽光発電、これは大潟村の発電所は買い入れ制限のない時期とといいますか、その次の日から買い入れ制限というのが、電力会社の需給によって電力会社はその勝手に決めることができるといいますか、そういう時代ですけれども、それが無い時代に村長は決断をしていわゆる発電所を建設したわけですので、大体発電所は 20 年間契約した金額で国が買ってくれますし、秋田県の場合は西の方に山がありませんので非常に日照時間が長く、投資した金額は大体 9 年ぐらいで取り返せるといいますか、後の 1 年は一番最後の年には、それを廃棄する費用に充てればよいというように計算上はなるわけですね。そしてその利益は全部村民に分配するといえますか、そういうことを村長は一生懸命やってきておりますので、ここにありますように文章にちゃんと出ておりますけれども、もう一度村長の新しい考えといえますか、それを聞かせていただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の質問にお答えします。

まず先ほど来、議員から今までの取り組みのお話をいただき本当にありがとうございます。

今回 5 期目ということになりまして、歳もその分とったわけですが、情熱だけは変わらずに頑張っていきたいと思っておりますし、何よりも初心にかえりということは、私自身、

長くやった中で奢ることなく、本当に初心にかえるつもりでまた取り組んでいきたいという思いでありますし、議員おっしゃったとおり、原点はやはり村内融和であったり、村民皆等しく対応していきたいということでもありますので、そのようなことで向き合って取り組んでいければと思っています。

また職員に対しても、自分が長くなってきている中で今までと同じということではなく、まさに新たな、1期目のときのような新しい村長と向き合うようなつもりで、私と一緒になって取り組んでほしいということも話をさせていただいているところです。

ですので、今期また新たな気持ちで取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【3番：川渕文雄議員】

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

私からですね、昨日の自分の一般質問にこじつけたいわけでは決してないのですが、ちょっと気になった点がありましたので2点ほど質問いたします。

まず1つ、13ページの記念式典の件ですね。先ほど、菅原アキ子議員の方からも質問がありましたけれども、実際の記念式典及び祝賀会の内容、講演者、演題について、10月の広報で周知するということでしたけれども、締め切りは9月30日というところで、もちろんそれは10月の広報でやった方がいいとは私も思うのですけれども、それこそまだ締め切り前であれば、SNSですとか、Webページですとかそういったことで速やかにまずお知らせをして、それでそれを見てまた参加したいという方もいらっしゃるかもしれないと思うので、それをやられたらいいのではないかなというふうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

先ほど私、菅原議員に10月の広報だと答弁をいたしました。考えてみるとやはり9月30日が締め切りになっていましたので、そこをうまく調整が取れるように、今ご提案のSNS

なんかも活用して情報発信をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【5番：松橋拓郎議員】

次に行きます。

承知いたしました。では2つめの質問です。18ページです。押尾川部屋の大潟村合宿ということで、今回創立60周年記念事業の一環として行ったというふうにあるのですが、これは今後続けていく予定、あるいはまたやりたいというようなオファーはあるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

松橋議員の相撲合宿のことについてのご質問に回答いたします。

まず2点あると思うのですが、今後どうするのか、開催するのかどうかという話だと思うのですが、まず村としては今年は60周年記念事業の一環としてという位置づけで補助金も出しましたし、開催にも協力したというスタンスなのですが、あくまでも主催は相撲合宿実行委員会ということで進めておりますので、実行委員会の方で今後についてはどうするのかどうか、そこは考えていただければなというふうに思います。村は、繰り返しなりますけれど、60周年事業ということでやりましたので、来年度以降はまずそういう位置づけではないということになります。

あと、オファーがあるのかどうかの点なのですが、親方は、合宿期間を通して非常に盛況でしたしお客さんの受けも良かったので、ぜひ大潟村では今後も続けてもらいたいというようなお話はありました。親方は10年くらい前に藤里町でもやったことがあったので、秋田県出身でもありますし、今後できれば定着していきたいという希望を持っていることは伺っておりますが、それはそれとしてまず村としては先ほど申し上げたスタンスで考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

それこそ昨日質問した内容で、ボートの場合はそのコース自体、あるいは環境の評価が高かったという部分でありましたけれども、今回は土俵、宿舎、動線を含め、それはどういうふうに関心されたのかなという部分が気にはなっていたのですが、また継続して

やりたいというようなお話があったということで、いろいろな要素があるかと思いますが概ねまず好評だったというふうに理解していいのかなというふうに思っております。

それで、大相撲の合宿でユニークだなと思うのが、その合宿をする本人たちのみならず、やはりお客さんを呼べるというのが他の競技と違うのかなというふうに思いまして、そういった意味で経済効果もさることながら、お客さんが村外から村に来るという意味では合宿をされる本人たち以外にも交流人口の増大が見込めるのではないかなというふうに思っております。

そうした効果が見込めそうであり、かつまた大潟村で継続してやりたいというような意向があっても、やはりその継続に際してはあくまでも実行委員会の考えで、大潟村としては積極的に、例えば宿泊補助ですとか合宿誘致で予算を出して、交流人口増大のために積極的に関与していこうというそういう考えはあくまでもないというふうな認識でしたでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

松橋議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、経済効果、あと交流人口、そのこの点の効果というのは実際期間を通して、特に県内の相撲ファンというのは結構いるのだなということと、非常にお相撲さんの稽古を見たりしている様子を見ても好評だったなという印象は持っております。

ただ開催するとなりますと、やはりお金の面だけではなく、場所だったり、手配だったり、いろいろコストだけではない人の作業の量だとか、そういったものも見なければいけないので、村としてはまだその辺のところは具体的には詰めてはいないのですが、まずはやはり先ほどとも重複するのですが、実行委員会の方でどう考えるかというのはやはり重要なのかなというふうに思っております。それでその意思をみて村としてどうするのかという順番になっていくのかなというふうに捉えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

再々質問ではないのですが、そうしますとスポーツの競技によってその予算を拠出すればそれで済むというのではなく、競技によってはやはり人手が必要なものがあったり、そこまで人手が必要じゃなかったりそういったことがあったりですとか、あとは村として直接関与しているのか、あるいは間に実行委員会が入っているのか、そういったいろいろな要素が絡んでいるのだなということをまず理解いたしました。

今の答弁の中でも、この大相撲の合宿、どうやら続けた方が大潟村にとってもメリットがありそうなのところはお互いに合意したような気がしますので、その実現に向けて今後も引き続き努めていただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後0時00分)

(午後0時00分)

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。私の方から1点のみ質問させていただきたいと思います。

15ページの消防広域化についてお伺いしたいと思います。これから男鹿・湖東地区消防広域化協議会を設立して協議を進めていくというお話だと思います。昨今の流れですが、人口減少ですとかそういったことを考えると広域化というの必要な不可欠なものでありますし、今後、最後に書いてあるとおり、将来にわたり必要な消防力維持・強化するため、広域化に向けた具体的な協議をとすることは必要かと思います。

全体としては、意向というのはそのとおりかなと思うのですが、一方でやはり広域化しただけで例えばコストが大きく削減できるということではなくて、やはりそこには痛みが伴うのではないですけど、負担ですとかそういうようなものも出てくるのかなというふうに思います。その中で費用的なものもありますけれども、それ以上にやはり消防・防災という観点でいくと、地域全体の最適化というものもありますけれども、村における防災・消防・救急体制の維持ということもしっかり考えていかなければいけないかと思うのですが、その点において、村として何を重視してこれから協議にあたっていくのか、その点をどのようにお考えか。

その点、お聞かせいただければというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず今回の広域化の協議会を立ち上げる前に、コンサルを入れてどういった広域化のありようがあるかという調査をしております。その中で最低限、病気のある人がいたら救急車が何分で届くか、または火災があったとき消防車が何分で届くか、そうした現場に行く時間を最低限この範囲にしましょうといういうことを確認しております。将来、そういう

ことを捉えた上で分署の配置ということが具体化になっていくことが想定されています。

今、12分署ですか、全部で。全部でいくと、湖東を入れると確か12を10にする案とか、8にする案とか、そういったことで集約化して、なおかつさっき言ったような最低限、救急に必要な時間を維持するという、そういうことで考えているところです。

また財政負担については、今まさに検討を加えているところでありまして、できれば負担が増えないような形、将来的には、そういったことも一応要件にはしておりますが、ただ、それぞれの自治体によって状況が違っておりまして、ある自治体は増える場合もあったり、ある自治体は減る場合もあったりというようなことがあるのですが、長い目で見て広域的に運用していく方が、将来的には大湊村も全ての自治体にとっても有利になっていくというようなことをぜひ目指してやっていければと思っていますし、何よりもそれぞれの住民に同じような利益というか広域的なメリットが届けられるようなことも当然目指していくということで取り組んでいければと思っています。

以上です。

失礼しました。10を8にするとか、5にするとか、そういった形で今検討をしているところです。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

はい、わかりました。ありがとうございます

そうですね、別にこの広域化協議を離脱してくださいとか、そこでもっとということではないのですけれども、やはり全体として地域全体、男鹿・湖東全体の利益というのはもちろんあると思うのですけれども、やはり村長としては村の利益というところで、そこもしっかり考えていただいてこれから協議の方にあたっていただきたいと思いますので、周辺もあるかと思いますが、もう一度その点、ちょっとお話いただければなというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず今の分署を減らす計画の中で、幸いにして今のところ大湊村には分署が残るような形ですし、仮に残らなくてもさっき言った最低限の到達時間というのはきちっと確保できるように取り組んでいきたいと思っています。また財政面でも、幸いにして村の場合は極端な負担にはならないような状況が想定されています。ただ一方、負担が増えるところがあるので、やはりお互いにそこはバランスを取りながら極端な負担が増えないようにとい

うことで調整しながらも、村としてもある程度そこは我慢してお互いに参加しやすい形をとっていければなと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

次に、日程第13、「令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、「令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会」を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

引き続いて、特別委員会の委員の定数についてお諮りします。

委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、特別委員会の定数は11名に決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名の皆さんを指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名が、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第52号から認定第1号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって議案第52号から認定第1号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

次に、日程第14、陳情第6号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

陳情第 6 号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 0 時12分)

令和6年第7回（9月）大潟村議会定例会【第10日目】

1. 開議日時 令和6年9月27日（金）午後3時00分～午後3時54分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第52号 大潟村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第53号 大潟村表彰条例の一部を改正する条例案

議案第54号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第55号 大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第58号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第59号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

議案第60号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第61号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

議案第62号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

認定第1号 令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について

令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について

陳情第6号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

議案第66号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案

発議第4号 議会改革調査特別委員会設置に関する決議

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、12名であります。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、2日目の総括質疑に関して、産業振興課、伊東課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

本定例会2日目の総括質疑におきまして、菅原史夫議員より質問がありました、玉ねぎの栽培面積等についての答弁について、2点修正をお願いいたします。

1つめですけれども、今年の栽培予定面積についての質問に対しまして、昨年度より16ヘクタールほど減少になることから栽培面積は24ヘクタール程になるとお答えしておりましたが、正しくは40ヘクタールということですので訂正をお願いいたします。

2点目ですけれども、産地パワーアップ事業の影響はないのかという質問に対しまして、問題はありませんというふうな形でお答えしておりますが、その内容について、現在のところは問題がないものと考えておりますという答弁に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第52号から、日程第12、陳情第6号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第52号から議案第58号、議案第59号の関係部分、議案第60号から議案第62号及び陳情第6号についての審査の経過と結

果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、8番、松雪照美さん。

【総務福祉教育委員長：松雪照美】

8番、松雪照美です。

令和6年第7回大潟村議会定例会において、総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第52号「大潟村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「平成7年から大潟村独自で定めてきた年末年始休暇について、不具合はなかったか。」との質問に、「特に大きな支障はない。ただ、当村の始業が6日、県の始業が4日であるため、その間発出されたものが6日以降となる事例は発生していた。」とのこと。「今回、1月1日の能登半島地震が起きた際に、県から職員の派遣依頼に関するメールが4日以降に入っており、確認までに2日間のタイムラグがあったことから、不測の事態にすぐに対応できないことが危惧される。」とのこと。委員より「今回の変更に伴い、実際に働いている職員の感触は。」との質問に、「変更することに伴う年末年始の準備をすることから、特に支障はないと思う。」とのこと。また「平成7年以前は休日は29日からだった。当時、周辺市町村の休日が31日からだったことと、村民の利便性を考慮し、農協などの村内団体に合わせる形で31日からに改正した経緯がある。その際も、職員から特に不評はなかった。今回の改正でもそれに合わせた形で対応していただけるものと思う。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第52号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「大潟村表彰条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第53号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

はじめに総務部門の審査に入り、質疑に入りました。委員より「手数料を銀行側の言い値で値上げすることに伴う支出増加の懸念と、指定金融機関を変更可能か。」との質問に、「今回の手数料有料化については、指定金融機関を秋田銀行にしている市町村について、同額の手数料単価となっている。国の方針に基づき、秋田銀行、県・市町村で協議し、金額に関し合意に至ったものである。」とのこと。委員より「全市町村同額とはいえ、どこ

までも手数料を上げられてしまう懸念がある。その辺はいかがか。」との質問に、「できるだけ金額を低く抑えたいとのことから、当初予算段階では金額について合意に至らなかった。そのため、今回補正で対応するものである。また、村としては周辺町村の動向を見ながら保留していた。秋田銀行を指定金融機関としている県の方でもかなり交渉を重ね、今の金額に落ち着いたと把握している。指定金融機関を変えられるかということについては、秋田銀行しか近くにないことから難しいと考えている。」とのこと。委員より「手数料は他の金融機関も同じような値段か。また、デジタル化ということからすると、電算組合が取り組みに絡んできていいと思うが、いかがか。」との質問に、「他の金融機関については把握していない。ただ、今回の単価は、納付書での振込手数料は、秋田銀行の一般的単価と同額である。データ伝送での振込手数料は一般的単価より安く設定されている。また、公共料金と公共料金的なものなど、引き続き無料のものもある。」とのこと。委員より「データ伝送であれば、秋田銀行に頼らずとも回線があれば何とかできるのではないかな。コンビニから伝送するシステムのようなものがあれば良いとも考えるが、電子化に向けてはどうか。」との質問に、「現状、電子でやれる部分もあるが、窓口で現金を受け取って銀行に持っていくこともある。直接銀行に行って、その場でやり取りするメリットもある。」とのこと。

他に質疑はなく、続いて、福祉保健課部門の審査を行いました。

議案第54号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第54号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「令和2年度まで遡って保険料の再賦課を行い、本来切り捨てられるはずの端数分の還付を行うとのことだが、何人に、いくらの還付になるのか。」との質問に、「約25名程度に、100円未満なので最大90円台の還付となる。令和2年までさかのぼるので4年半分となる。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第55号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第56号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第58号は全会一致により可決すべきものと決

しました。

次に、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「保健センター健康器具の借上料について、令和6年度までの借上料はいくらか。」との質問に、「健康器具4台で2万6,763円。今回の限度額もこれまでと同額。」とのこと。委員より「6年度までの総額はいくらか。」との質問に、「84ヵ月のリース契約で総額224万8,092円。」とのこと。委員より「この224万8,092円に、令和7年度から13年度までの209万3,000円が加わるということか。」との質問に、「今年度の10月から84ヵ月リース契約を締結したい。令和7年度の4月から最後まで分となる。」とのこと。委員より「ワクチンが当初7,000円ということだったが、なぜ1万5,000円になったのか。」との質問に、「昨年11月か12月に国では7,000円を示していたが、今年の3月に1万5,300円の話が出てきた。増額の理由は示されていない。」とのこと。

他に質疑はなく、質疑を終結。

次に、議案第60号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「資格確認書について、どの病院でもわかるようになっているか。また保険証はどうか。これからマイナンバーカードを取得可能か。」との質問に、「病院には県を通じて情報が伝わっていることから、分かっていると思う。保険証の情報も共有できていると思う。マイナンバーカードは役場で申請できる。2週間くらいで手元に届く。」とのこと。委員より「個人番号がわからないとマイナンバーカードは取得できないか。」との質問に、「通知カードがなくても、マイナンバーカードの申請はできる。」とのこと。委員より「1枚418円と結構高い。材質、硬さ、厚さはどういうものか。」との質問に、「材質は厚紙、偽造防止加工がされている。裏面に臓器提供の意思の書き込み欄、それを保護するシールが台紙に付いている。」とのこと。委員より「紙でも細工がしてあるから単価が下がりにくいのか。」との質問に、「紙自体、手が込んでいる台紙になっている。また、発注枚数が1000枚単位となり、単価が上がってしまう。」とのこと。委員より「取得する人がどんどん減って、単価が上がる心配がある。期限とかはあるのか。」との質問に、「見込みのとおり、単価は上がっていくと思う。今示されている資格確認書は今後5年間に関してで、その後については再度発表されると思う。」とのこと。委員より「国保連でやるのではなく、あくまで自治体で準備せよということか。」との質問に、「県からは一自治体で確保するようにとの通知が来ている。資格確認書の会議では安くするための検討がなされているが、結論は出ていない。まず1000枚で41万8,000円を増額要求したい。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第60号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「介護サービスを受ける方はどのくらい増え

ているのか。」との質問に、「当初は3件を予定。令和6年8月末時点で既に4件の申請あり。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第61号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「タンクだけを替えるのか。」との質問に、「タンク単体、タンクのみの交換である。」とのこと。委員より「タンク以外には傷みはないのか。総合的に判断してタンクのみとしたのか。」との質問に、「業者の確認によるとしばらく持つということで、今回はタンクのみとした。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第62号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、関係各課が入場した後、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案の討論に入り、討論はなく、採決に入り、議案第59号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、意見を求め、委員より「教員の方々の働き方改革並びに長時間労働の是正という観点から望ましいことだ。」という意見、また委員より「教育現場が大変な状況なので賛成。」という意見、さらに委員より「働き方改革、教員になる人が少ない状況から、採択すべき。」という意見。一方、委員より「少子高齢化で子どもがどんどん減ってくる状況であれば、教職員定数を増やさなくとも、現状で何とかかなと思う。」という意見。

全員の意見を聞いた後、採決に入り、陳情第6号は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました、議案と陳情案件の審査経過と結果についてのご報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第59号の関係部分についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、10番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤 勝】

11番、工藤勝です。

令和6年第7回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案

の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「今回の村営住宅の改修はどの程度の改修が必要なのか。」との質問に、当局より「退去時に内部を確認したが、約30年間使用していたこともあり、屋内はほとんど黒ずんでいた。キッチンについては全部交換が必要で、浴室についても通常のクリーニングでは落ちない状態であった。また、畳やふすま、障子の補修、壁の損傷などの改修が必要である。」とのこと。委員より「改修後は、改めて入居者の募集を行うのか。」との質問に、当局より「予算可決後、速やかに修繕工事の入札を行い、完成次第、広報を通じて募集を行う予定である。」とのこと。委員より「役場車庫の太陽光パネルは、今回導入する電気自動車2台のみを充電するためのものか。」との質問に、当局より「既存のプラグインハイブリッド車等の充電、シャッターの開閉、外灯など、車庫全体の電力の約半分を賄うものとなっている。」とのこと。

次に、産業振興課・農業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「有機転換推進事業費補助金は、新規で有機栽培に取り組む場合に対象となる事業だと思うが、事業要件は。」との質問に、当局より「既に有機農業を実施している方が同一品目で面積を拡大した場合、補助金の対象とならないが、別の品目で有機栽培面積を拡大する場合は対象となる。今回は新規で有機栽培に転換するので、対象となる。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に係る部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案の審査の経過と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託いたしました、認定第1号の審査の経過と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、10番、工藤勝さん。

【決算特別委員長：工藤 勝】

11番、工藤勝です。

令和5年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託されました、認定第1号「令和5年度大潟村歳入歳出決算認定について」、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、当局より決算概要の説明があり、一般会計については、歳入において46億6,322万4,394円、前年度比で8億1,562万1,372円、増減率では21.2%の増。歳出が44億6,989万4,761円、前年度比で8億158万8,599円、増減率では21.9%の増。歳入歳出差引額は1億9,332万9,633円となり、翌年に繰り越すべき財源712万9,000円を差し引いた実質収支額は1億8,620万633円の黒字となりました。

特別会計については、7つの特別会計の総額で、歳入20億2,367万8,916円、前年度比6,833万4,503円の減となり、増減率は3.3%の減。歳出では19億1,173万4,024円、前年度比5,424万622円の減となり、増減率は1.8%減となりました。歳入歳出差引額は1億1,194万4,892円となり、翌年度へ繰り越すべき財源20万円を差し引いた実質収支額は1億1,174万4,892円の黒字となったと説明がありました。

また、審査にあたっては、当局に対し、決算書、決算並びに主要な施策の成果を説明する資料に基づいて詳細な説明を求め、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの観点から慎重に行われました。

総務企画課・税務会計課では、歳入において、ふるさと応援基金寄附金減の要因及び機会損失補償金の内容、村税収入未済額等の理由及び不納欠損の状況、自動車取得税交付の期間、宝くじインターネット販売PRの仕方、諸収入・延滞金の詳細、南秋地域公共交通活性化協議会負担還付金の割合、交通安全対策特別交付金の減収理由、市民農園土地貸付収入の減収理由と現状の利用者数についての質疑がなされ、歳出では、公式ホームページ制作及び更新の内容、地域おこし協力隊の報酬について、ドライブレコーダーの設置数と今まで設置しなかった理由、コンビニ交付サービス事業の利用実績、マイタウンバスの定期券・回数券の購入人数、ポルダー婚活事業の実績、秋田県立大学清新寮支援事業費の内容と補助率、情報発信者活動支援補助金の活動内容、公共施設整備事業の利用状況などの質疑がありました。

次に、福祉保健課部門では、歳入において、ケアハウス入所率及び村民の比率、未熟児養育医療費等負担金の内容、老人クラブ助成費補助金の算出方法の質疑がなされ、歳出では、ネウボラ事業の実績、福祉ボランティア団体研修支援事業費補助金の対象団体件数、男女共同参画推進事業の内容、高齢者見守り事業の実績などの質疑・意見がありました。

診療所特別会計では、診療収入減の理由、診療所施設の雨漏りについてなどの質疑がありました。

国民健康保険事業特別会計では、出産育児一時金の実績内容、保険税還付の予備費充用理由、不納欠損額と収入未済額の内訳についてなどの質疑・意見がありました。

介護保険事業特別会計では、過年度負担金等の返納理由、認知症総合支援事業費の内容、介護給付費準備基金積み立ての理由、介護認定調査費の内容、介護給付費及び介護認定の推移についての質疑・意見がありました。

介護サービス事業特別会計では、公債費の内訳、ショートステイ・デイサービスの利用状況などの質疑・意見がありました。

後期高齢者医療特別会計では、延滞金の発生理由などの質疑がありました。

生活環境部門では、歳入において、村営住宅使用料収入未済の内容及び滞納に対する対応、村営住宅入居時の連帯保証人について、太陽光発電設備余剰電力収入減の要因、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内容などの質疑がなされました。

歳出において、八郎湖水質改善対策事業交付金増の要因及び水質改善の効果、環境監視員の活動内容、村道（砂利道）保守管理事業委託料増の理由、防災無線の現状について、墓地公園合葬墓事業の検討結果の取りまとめ、ソーラースポーツラインの活用方法、村民センター旧館、屋上防水補修工事について、橋梁補修事業費・一般幹線排水路沿線ほか改修事業費・防雪柵設置事業費が当初予算と大幅に違う理由などの質疑意見がありました。水道事業特別会計では、水源増補改良事業の成果、水道施設デジタル化の運用、定期健康診断業務委託料の内容、ろ過池砂かき取り工事についてなどの質疑がありました。

公共下水道特別会計では、公共下水道管渠改築工事の効果検証、過年度下水道使用料還付金の理由などの質疑がありました。

次に、農業委員会・産業振興課部門では、歳入において、あきた創業サポートファンド分配金の内容、低コスト事業等導入支援事業の面積要件、防災林地使用件数などの質疑がなされ、歳出においては、野菜等生産振興対策事業の効果、農業委員会視察研修の内容、民産学官連携による農業振興推進事業及び高収益作物生産促進事業の周知方法、認定農業者協議会事業の詳細、街路樹周辺害虫防除事業の効果、長寿命化計画策定資料について、商工総務費の時間外勤務手当が多い理由などについて質疑・意見がありました。

次に、教育委員会部門では、歳入において、社会保険使用料及び保健体育使用料の減免の割合、理科教育設備整備等補助金の内訳、こども園給食費負担金及び使用料の内訳、学校給食費の単価などの質疑がなされ、歳出では、ICT教育推進事業のタブレットの自己負担や使用頻度、中学校部活動地域移行事業の現状、中学校防犯カメラ設備改修工事の内容、八郎潟干拓記念駅伝競走大会事業費減の理由、B & G指導員養成研修事業の内容、教育振興大会の今後の施策、案内ボランティア支援事業の財源、冬季ふるさとまつり事業の評価と今後の開催、社会教育用備品整備事業の内訳、スポーツコミッションおおがた活動支援事業の内容、在宅子育て支援事業の主要条件などについて質疑・意見がありました。

次に、総括質疑では、村長出席のもと行われ、男鹿半島大潟ジオパーク推進事業の村民の関心を持つ取り組み、秋田地区不登校適応指導教室負担金の内訳、教育委員会の各種団体への支援策、ひだまり苑の村民の入所、商品開発支援・企業創業支援の拡充、橋りょう補修事業の不落の理由、不在となった職員のフォロー体制、地域おこし協力隊へのフォロー体制や意見交換の開催、下水道の整備について、防災林の松くい虫被害への対応、国民健康保険事業、国営かんがい事業の財政負担、大潟共生自然エネルギーの出資配当、公共

施設の受益者負担及び柔軟な予約体制などの質疑が行われ、中でも、こども園給食費無償化について、委員より「子どもが小さいときの支援は大事かと思うので、バランスをとって今後も子育て全般を支援していただきたい。」との質疑に、村長より「小中学校においては先行する形で給食費の無償化を進めている。こども園においては、3歳児からほぼ全園児が入園しており、それ以下においては在宅で子育てされている家庭もあり、そうした中で、どういうあり方がある程度公平性を保って、子育て支援に繋がるかということも含めて検討していきたいと思うので、今後のこども園の給食費のあり方も検討したいと思う。」との答弁でした。

全ての質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、認定第1号「令和5年度大湊村歳入歳出決算認定について」は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で、各委員長報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第52号「大湊村の休日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第53号「大湊村表彰条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第54号「大湊村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第55号「大潟村介護保険条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第56号「大潟村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第58号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第59号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第60号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第61号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第62号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、認定第1号「令和5年度大潟村歳入歳出

決算認定について」、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第6号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について」、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第13、意見書案第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

意見書案第3号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月27日提出

提出者 大潟村議会議員 松雪 照美

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加え

て、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、ゆたかな子どもの学びを保障するための財源は、本来国が負担するべきと考えます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革並びに長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。
4. 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月27日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	松本 剛明 様
文部科学大臣	盛山 正仁 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第66号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、追加で提出しております議案について、ご説明申し上げます。

議案第66号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、中学校費において、吹奏楽部の東日本大会出場に係る所要経費などについて生徒派遣費補助金として275万円を増額し、また、総合的な学習推進事業においては、野球部が出場した全県少年野球大会の全校応援に係る経費について、執行残額58万円を減額するものです。

これにより、補正総額は217万円となり、補正後の予算総額は46億4,030万2千円となっております。

なお、補正の財源は繰越金に求めたところであります。

以上、補正予算案の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、発議第4号「議会改革調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

発議第4号「議会改革調査特別委員会設置に関する決議」について、ご説明申し上げます。

本決議については、議会全員協議会での議論を経て取りまとめたものであります。

近年、村の人口減少が加速度的に進み、また議会や村政への関心の低下や議員の成り手不足などの課題も生じる中において、議会のあり方が問われています。

そのような状況において、これからも村民の信任を得られる議会となるために、議会改革に向けた調査を行う必要があります。

ついでには、地方自治法第109条及び大潟村議会委員会条例第5条の規定により、議員定数をはじめとした議会運営に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会の設置を決議するものであります。

それでは、決議案を読み上げます。

令和6年9月27日提出

提案者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

賛成者 大潟村議会議員 松本 正明

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

発議第4号

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

地方自治法第109条及び大潟村議会委員会条例第5条の規定により、議会運営等に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

1. 名称 議会改革調査特別委員会
2. 委員の定数 11名
3. 設置の根拠 地方自治法第109条及び大潟村議会委員会条例第5条

4. 調査事項

- (1) 議員定数に関する事項
- (2) 議員報酬に関する事項
- (3) その他議会運営に関する事項

5. 調査期限 調査期間は調査終了までとし、閉会中も継続調査を行うことができる。

6. 費用弁償 議会改革調査特別委員会の活動における費用弁償は支給しない。

以上、決議する。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

発議第4号「議会改革調査特別委員会設置に関する決議」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案のとおり、11名の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

決議にもとづき、議会改革調査特別委員会の活動における費用弁償は支給しないこととすることに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、議会改革調査特別委員会の活動における費用弁償は支給しないこととすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名の皆さんを指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名が、特別委員会の委員に決定いたしました。

ここで、一旦、本会議を休憩し、委員長及び副委員長を選任していただきます。

暫時休憩いたします。

(午後4時05分)

(午後4時07分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長が決定しましたので、その結果を報告いたします。

委員長 黒瀬友基さん

副委員長 菅原史夫さん

以上であります。

次に、日程第16「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、議員派遣の件は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第7回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時09分)